

# 総合評価落札方式の実施等に関する調査

## 報告書

2012年3月

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社



## ◇ 目 次 ◇

I. はじめに .....	1
1. 調査の目的 .....	1
2. 調査の対象範囲・基本方針 .....	1
II. 総合評価落札方式に関する基本的事項の整理 .....	4
1. 総合評価落札方式の導入目的と効果 .....	4
(1) 総合評価落札方式の導入目的 .....	4
(2) 総合評価落札方式の効果 .....	12
2. 除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点 .....	23
(1) 除算方式・加算方式の特性の整理 .....	23
(2) 除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点 .....	24
3. 基礎点の位置付け .....	29
(1) 基礎点の定義・位置付けの説明例 .....	29
(2) 基礎点が設定されている理由・経緯について .....	30
4. 参考となる海外事例 .....	32
(1) 入札参加資格 .....	32
(2) 総合評価の手法 .....	36
(3) 価格オーバーについての対応 .....	45
III. 総合評価落札方式に関するヒアリング調査結果 .....	47
1. 調査の方法 .....	47
2. 調査結果 .....	48
(1) ヒアリング調査結果のポイント .....	48
(2) ヒアリング調査結果概要 .....	49
IV. 公共サービス改革法による入札結果の分析 .....	56
1. 調査の方法 .....	56
2. 調査結果 .....	57
(1) 全体の傾向分析 .....	57
(2) 分野別の傾向分析 .....	67
(3) 視点ごとの分析 .....	76

V. 評価表標準例の検討.....	103
1. 検討の方向性.....	103
(1) 整理された課題と想定される対応策の整理.....	103
(2) 評価表標準例検討における前提事項.....	105
(3) 基本方針.....	106
2. 評価表標準例記載内容の検討 .....	107
(1) 評価表標準例の使用方法.....	107
(2) 落札方式について.....	108
(3) 入札参加資格・基礎点・加点の考え方.....	108
(4) 「基礎点：加点」のウェイトについて.....	110
(5) 「価格点：技術点」のウェイトについて（加算方式の場合） .....	111
(6) コスト削減項目の取扱い.....	112
(7) ガバナンス・社会性・官民連携に係る項目の取扱い.....	112
3. 評価項目の例 .....	113
(1) 入札参加資格の例.....	113
(2) 基礎点・加点項目の例 .....	117
VI. 今後の検討課題の整理.....	138
1. 総合評価落札方式の制度のあり方に関わる論点 .....	138
(1) 「特定の応札者に有利な評価となるおそれ」への対応のあり方.....	138
(2) 総合評価落札方式を適用する対象の適正化.....	139
2. 総合評価落札方式のより適切な実施に向けて検討すべき対応策について .....	139
(1) 予定価格の上限拘束性の撤廃 .....	140
(2) 予定価格の事前公表（若しくは当該水準の事前示唆） .....	140
(3) 複数段階評価方式の導入 .....	141
(4) 下限価格の設定（最低制限価格制度・配点基準価格制度） .....	142
(5) 技術点は加点のみで構成すること .....	142

# I. はじめに

## 1. 調査の目的

この調査は、以下の 2 点をその目的として実施したものである。

- ① 総合評価落札方式の実施全般に関する問題点・課題の洗い出し、論点の整理  
「公共サービス改革プログラム」（平成23 年4 月行政刷新会議公共サービス改革分科会取りまとめ）において、課題として記されている通り、総合評価落札方式は、評価基準、配点方法、判断等の客観性や妥当性をどのように担保するかという問題があり、発注者による評価が恣意的になるおそれもある。これらの観点も含めて、広く問題点・課題を洗い出し、論点の整理を行う。
- ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）に基づく総合評価落札方式を中心とした改善策の立案  
①で洗い出した問題点・課題等を踏まえて、公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式の改善策を中心に検討を行い、評価項目や配点の基準・尺度等を定める。

なお、本調査研究の過程は隨時、官民競争入札等監理委員会の下に設置された有識者研究会（総合評価落札方式に関するワーキンググループ。平成 23 年 11 月、平成 24 年 1 月及び 3 月に開催）に報告されており、上記研究会における意見等も本報告書に反映している。

## 2. 調査の対象範囲・基本方針

上記目的にても言及したように、本調査の着地点は、公共サービス改革法に基づく事業における総合評価落札方式適用の改善策を、評価項目一覧表（以下「評価表」という。）標準例として検討することにある。従って、評価表標準例の検討に役立てることを主眼とした情報の整理・分析を実施している。

しかしその検討の前提として、公共サービス改革法に基づくか否かを問わずに、総合評価落札方式の制度及びその運用を幅広く分析してその問題点・課題を洗い出し、それらの論点を整理することが重要と考えて、そのような分析を実施している。

この点について、上記「公共サービス改革プログラム」においても、以下のように、総合評価落札方式の様々な問題点が指摘されている。

- 総合評価落札方式は、評価基準、配点方法、判断等の客觀性や妥當性をどのように担保するかという問題があり、発注者による評価が恣意的になるおそれもある。
- その際、質の面（技術点）を評価対象とすることの意味が十分あるような配分を検討する必要がある。
- 総合評価落札方式の運用上、調達担当者の事務負担が大きいとの声があり、事務効率化の観点からの検討も必要である。

総合評価落札方式には、その制度的な特徴として、価格という極めて客觀的かつ定量的な評価軸と、品質（技術）という主觀的かつ定性的な側面を排除しきれない評価軸の双方を同一線上で取扱って総合的に評価するという点がある。言い換えれば、無機的に落札者を決定する最低価格落札方式に対し、総合評価落札方式は、発注者の価値観や考え方がある程度反映される有機的な評価方法と言えるが、反面、発注者の恣意性が問題となる懸念が構造的に包含されていることとなる。例えば、評価項目・基準の意図的な設定により、特定の応札者が有利となるような懸念も想定しうる。従って総合評価落札方式では、「公平性や透明性の確保」、「適切な説明責任の確保」などが、より重要となる。

また総合評価落札方式は、価格と質という、ともすれば相矛盾しがちな要素をその評価軸に用いてそれらの両立を図ろうとする仕組みでもある。一般競争入札制度の下にて実施されていることも反映して、実際には、質と価格の両立が困難な状況も生じている。（米国では、トレードオフとの表現も用いられている。）このように、両立しにくいものを両立させようとする総合評価落札方式の構造も、制度上・運用上の課題を惹起する要因となっている。

従って本調査では、これらの観点も含めて広く問題点・課題を洗い出して論点の整理を行った上で、公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式の改善策を検討することが重要と考えている。

このような状況及び考え方を踏まえて、本調査は、以下のような対象範囲と方針にて取組むこととした。

- ① 総合評価落札方式に関する制度上・運用上の課題抽出・整理を、公共サービス改革法に基づく事業かどうかにかかわらず、国（府省、独立行政法人）、地方公共団体による取組みを幅広く対象として分析する。
- ② 公共サービス改革法に基づく事業については、その入札関連情報を可能な範囲で詳細に分析して、上記と同様の整理を行う。
- ③ その上で、本調査の目的の範囲内で、かつ現行制度上可能な方策について、対応の改善策を評価表標準例として検討する。具体的に、①②にて洗い出した問題点・課題等を踏まえて、公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式の改善策を、評価項目や配点の基準・尺度等の点から検討して、評価表標準例を検討する。
- ④ 本調査の目的の範囲外、及び公共サービス改革法に基づく事業における総合評価落札方式の運用においては適用実績がない対応策については、今後の検討の機会に資するように、課題や対応の方向性についてできるだけ具体的に整理する。

以下では、「Ⅱ. 総合評価落札方式に関する基本的事項の整理」及び「Ⅲ. 総合評価落札方式に関するヒアリング調査結果」において上記①について述べ、「Ⅳ. 公共サービス改革法による入札結果の分析」において上記②について整理する。そのうえで、「Ⅴ. 評価表標準例の検討」において上記③についてまとめ、「Ⅵ. 今後の検討課題の整理」において上記④について整理している。

## Ⅱ. 総合評価落札方式に関する基本的事項の整理

以下では、総合評価落札方式に関する制度上・運用上の基本的事項の整理を、公共サービス改革法に基づく事業かどうかにかかわらず、国（府省、独立行政法人）、地方公共団体による取組みを幅広く対象として、主に文献調査による情報収集結果を整理し、分析している。具体的には、「総合評価落札方式の導入目的と効果」、「除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点」、「基礎点の位置づけ」、「参考となる海外事例」について取り上げ、整理している。

### 1. 総合評価落札方式の導入目的と効果

ここでは、総合評価落札方式の導入目的と効果について、既存の文献及び調査レポート等をもとにとりまとめる。

#### (1) 総合評価落札方式の導入目的

##### ①総合評価落札方式の導入取組みの変遷と目的

以下では、まず、総合評価落札方式の導入目的について、具体的な総合評価落札方式の導入にかかる取組み等に言及しながら整理する。

これまで、総合評価落札方式は公共工事分野で先行的に導入され、その後、公共工事以外の分野でも導入されるようになってきたという経緯がある。

国土交通省では、公共工事の分野における総合評価落札方式の実施について、平成19年度には、全契約金額の9割以上の実施を目指とし、平成20年度には、原則実施の方針を打ち出した。公共工事の分野では、国土交通省における総合評価落札方式の積極的な実施の方針を基に拡大してきた経緯がある。特に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）」（H17.3.31 施行）により、公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務を明確化する諸規定が整備され、『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換が図られたことにより、公共工事における総合評価落札方式の採用がより拡大した。公共工事の分野における総合評価落札方式の取組みは、コスト面のみならず内容・質を踏まえた公共工事の施工が目的となっている。

公共工事以外の分野では、国においては、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議においてとりまとめられた「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（H18.2.24）による随意契約の見直し方針を契機に、総合評価落札方式の導入が拡大している。

地方公共団体においては、品確法による公共工事への総合評価落札方式の導入や公共サービスへの外部委託の拡大（指定管理者制度等）の中、サービスの質と価格の双方を重視するとの意図で総合評価への移行が進められている。

独立行政法人については、平成19年8月に策定された「独立行政法人整理合理化計画」

により、随意契約の徹底見直しが図られ、独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等によることとなり、その一形態としての総合評価落札方式の導入が拡大している。

以下の図表は、公共工事分野と公共工事以外の分野における総合評価落札方式の取組みの変遷についてまとめたものである。

図表 総合評価落札方式の導入取組みの変遷

公共工事分野	その他分野
<p>＜総合評価落札方式の試行・導入＞</p> <p>【平成 11 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大蔵省との個別協議を経て総合評価落札方式の試行</li> </ul> <p>＜総合評価落札方式の拡大＞</p> <p>【平成 14 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全契約金額の 2 割以上で実施を目標</li> </ul> <p>【平成 16 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」施行（H17.3.31）           <ul style="list-style-type: none"> <li>—総合評価による品質確保の必要性</li> <li>—技術提案を求める努力義務</li> </ul> </li> </ul> <p>＜積極的活用～原則実施＞</p> <p>【平成 17 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全契約金額の 4 割以上で実施を目標</li> <li>➤ 高度技術提案型・標準型・簡易型の導入</li> </ul> <p>【平成 18 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全契約金額の 8 割以上で実施を目標（件数ベースで 5 割以上）</li> </ul> <p>【平成 19 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全契約金額の 9 割以上で実施を目標（件数ベースで 6 割以上）</li> </ul> <p>【平成 20 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 原則実施</li> <li>➤ 標準型を I 型と II 型に区分</li> </ul>	<p>【平成 15 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地方自治法の一部改正により、指定管理者制度導入（H15.9.2 施行）。「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」を目的とされている。（平成 15 年 7 月 17 日總行第 87 号の総務省通知）</li> </ul> <p>【平成 18 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経済産業省では「随意契約見直し計画」（H18.6）により、他省庁に先駆けて総合評価落札方式による一般競争入札へ移行することを決定。情報システムや公共工事等に加えて、研究開発、調査研究、広報・催事業を対象とする標準ガイドラインを策定。</li> </ul> <p>【平成 19 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「独立行政法人整理合理化計画」により、随意契約の徹底見直しが図られ、独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等によることとした。</li> </ul>

公共工事分野	その他分野
【平成 22 年度】 ➤ 加点 <sup>1</sup> 内訳の標準案	

資料) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会（第5回）資料 参考 3-1「総合評価方式の変遷」等を参考に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

国土交通省では、平成 21 年 11 月に「総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」を設置して、国土交通省直轄事業における公共工事の品質確保・向上を図るため、総合評価落札方式の活用・改善を初めとした入札・契約に関する諸課題への対応方針について検討することしている。

図表 「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」設立の目的
(前略) 本懇談会は、国土交通省直轄事業における公共工事の品質のさらなる確保・向上を図るため、総合評価落札方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について有識者から意見を聴取することを目的として設置するものである。

資料) 「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」(平成 21 年 11 月設置) 懇談会の設立趣意書。表記について三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが一部変更

また、経済産業省では、「随意契約見直し計画」(平成 18 年 6 月)に基づき、他省庁に先駆けて総合評価落札方式を導入し、公共工事分野以外の調査事業、広報事業、研究開発事業にまで拡大することとし、価格と技術・創意工夫を総合的に評価して最も優れた提案をした者との契約を行うことで、経済性を加味した技術競争を行うことを目的としている。

図表 「随意契約見直し計画」の基本的考え方
(1) 国民の目線に立って、真にやむを得ない随意契約以外は一般競争入札に移行する。 (2) このうち、高度な技術、知識あるいは設備等を有していることが必要であるものについては、総合評価落札方式による一般競争入札に移行する。 (3) ただし、総合評価落札方式による一般競争入札に移行するため準備に時間を要するなど、直ちに移行することが困難な場合、企画競争を導入する。

資料) 「随意契約見直し計画」(平成 18 年 6 月)。表記について三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが一部変更

1 出典資料では、「加算点」と表記されているが、本報告書では「加点」の表記に統一する。以下同様。

図表 経済産業省における総合評価落札方式の目的

国の契約は最低価格落札方式によることが原則ですが、民間事業者等の持つ優れた技術力や創意工夫等を活かしながら、低価格高品質の調達を実現するための手法として、総合評価落札方式によることも認められており、これまで、公共工事や情報システムの調達等を中心に採用されてきました。

この度、この総合評価落札方式による一般競争入札を調査事業、広報事業、研究開発事業にまで拡大し、これらの事業についても、価格と技術・創意工夫を総合的に評価して最も優れた提案をした者との契約を行うことにより、経済性を加味した技術競争を進めています。

資料) 経済産業省 総合評価落札方式ガイドブック(平成18年度策定)。表記について三菱UFJリサーチ&コンサルティングが一部変更

地方公共団体について、例えば横浜市では、公共工事について「横浜市総合評価落札方式ガイドライン」を策定し、総合評価落札方式は品確法の基本理念を実現する手法であるとして、横浜市においても「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力等）を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされる」よう、総合評価落札方式の採用を進めると説明している。

図表 「横浜市総合評価落札方式ガイドライン」における総合評価落札方式の目的

我が国では、国・地方公共団体とも厳しい財政状況等を背景に、公共工事が減少していますが、建設工事を請負う企業数は以前と大きな変化はありません。また、市民から談合の防止など契約の透明性を高めることが求められています。

一方、工事の入札において一部に行き過ぎた競争が発生し、いきおい不良・不適格業者の参入や低入札受注の多発など、公共工事の品質の低下に繋がりかねない事態が懸念されています。

このような社会状況を受け、公共工事の品質確保を目的に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が成立し、平成17年4月1日に施行されました。この法律の基本理念では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力等）を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされています。

この品確法の基本理念を実現する手法として、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である総合評価落札方式による入札方式が平成17年8月26日に閣議決定された基本方針に示されました。そこで、横浜市では、平成18年度から一般競争入札における総合評価落札方式による工事発注を進めています。

資料)「横浜市総合評価落札方式ガイドライン」

さらに、独立行政法人においても、例えば都市再生機構では、総合評価落札方式について、価格入札方式と異なり、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果を期待するとともに、

低入札対策や施工プロセスチェックの導入などの様々な施策の入口のツールと位置づけている。

図表 独立行政法人都市再生機構における総合評価落札方式の目的

総合評価落札方式とは、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争自動落札方式）とは異なり、総合評価落札方式は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待されている方式である。

低入札対策や施工プロセスチェックの導入など、個々の課題に対する施策を実施しているところだが、それらの施策を複合的に組み合わせて実施することで、事業（工事）プロセスの各段階が強化され、好循環が形成されることが期待できる。総合評価落札方式は、その入口のツールに位置づけられる。

資料)「UR 都市機構（土木・造園）総合評価方式の概要」。表記について三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが一部変更

このように、国、地方公共団体、独立行政法人においては、公共工事分野のみならず、他の公共サービスの分野においても、総合評価落札方式が拡がっており、その導入の目的として、いずれの主体においても、価格のみならずサービスの内容や品質も重視することが意図されている傾向が見られる。

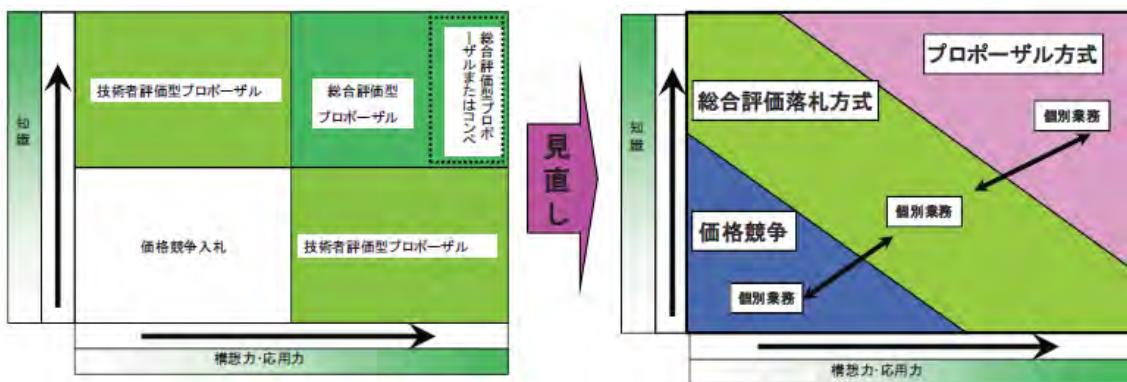
## ② 国土交通省の発注方式選定における総合評価落札方式の位置づけと目的

次に、当該事業内容において要求される技能や期待される提案等に応じて発注方式を検討した例として、国土交通省による発注方式選定にかかる検討の取組みを見る。どのような業務において、総合評価落札方式を導入することが適切であるか検討しているものである。

国土交通省では、平成 20 年度より総合評価落札方式が本格導入されたことから、業務分類図についても見直しが必要と考えた。

これまでの業務分類図は、下図表の左側のように、価格競争とプロポーザル方式の分類について、4 象限で整理されたものであったが、「発注方式の選定フロー」（次頁参照）に基づいて、受託者に要求される技術等の程度に応じて、個別業務の発注方式を、①プロポーザル方式、②総合評価落札方式（標準型）、③総合評価落札方式（簡易型）、④価格競争、とした。

図表 業務分類（4象限図）の見直しについて



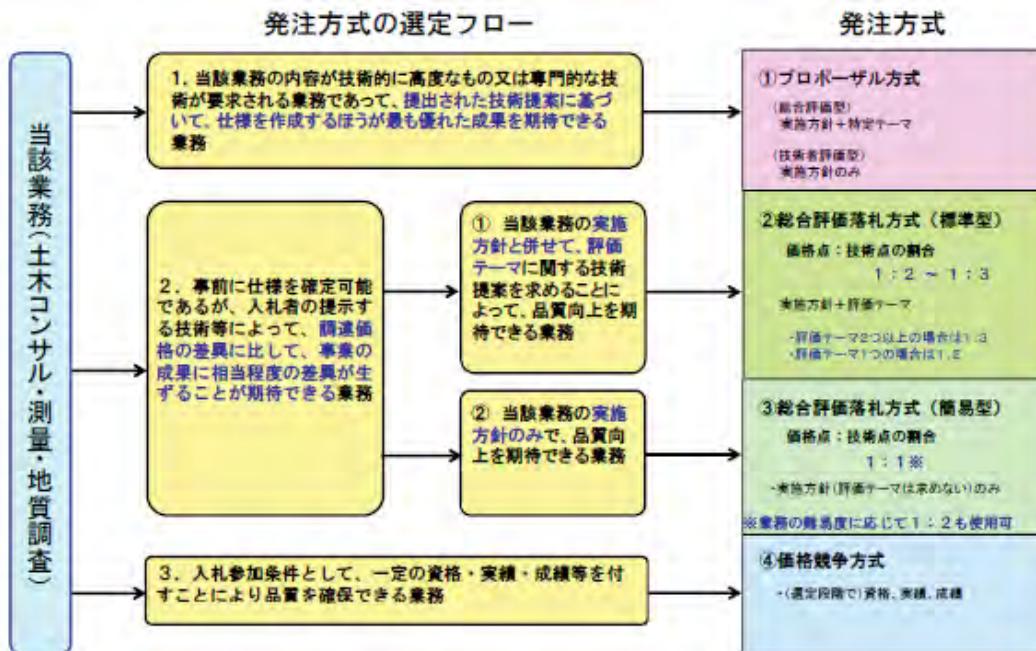
資料) 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(第2回)「発注方式事例の作成について」(平成22年3月16日)

まず、業務内容をもとに、「1. 当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる業務」は、①プロポーザル方式を選択する。

次に、「2. 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務」のうち、「当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務」は、②総合評価落札方式（標準型）を選択し、価格点よりも技術点の割合を高くし、実施方針に加えて評価テーマを技術点で評価する。また、「当該業務の実施方針のみで、品質向上を期待できる業務」については、③総合評価落札方式（簡易型）を選択し、価格点と技術点を同じ割合で評価し、技術点では実施方針のみを評価することとした。

さらに、「3. 入札参加要件として、一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務」については、④価格競争方式を選択することとした。

図表 発注方式の選定フロー

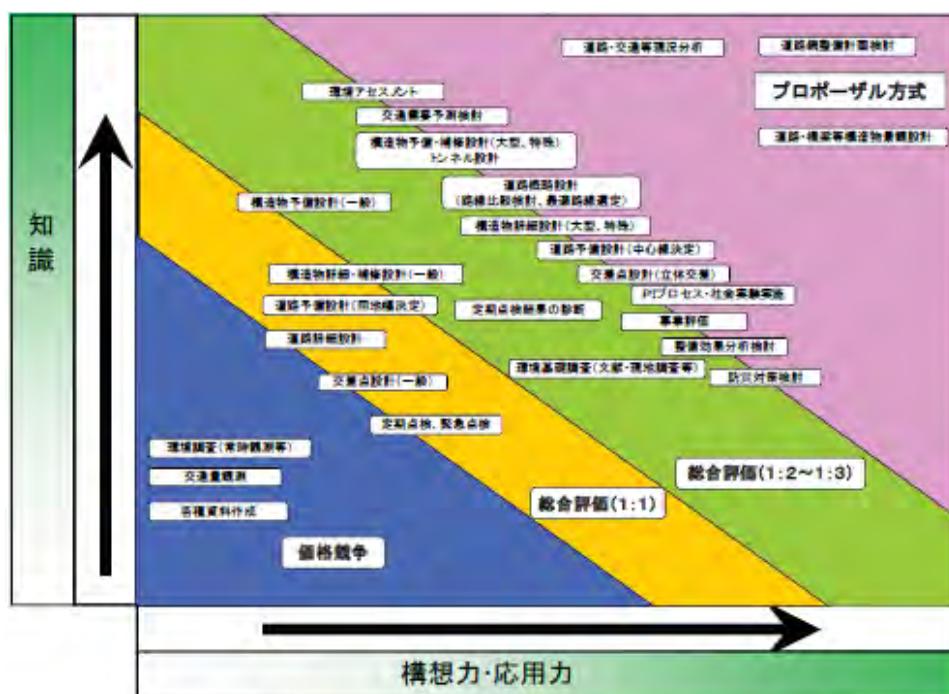


資料) 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(第2回)「発注方式事例の作成について」(平成22年3月16日)

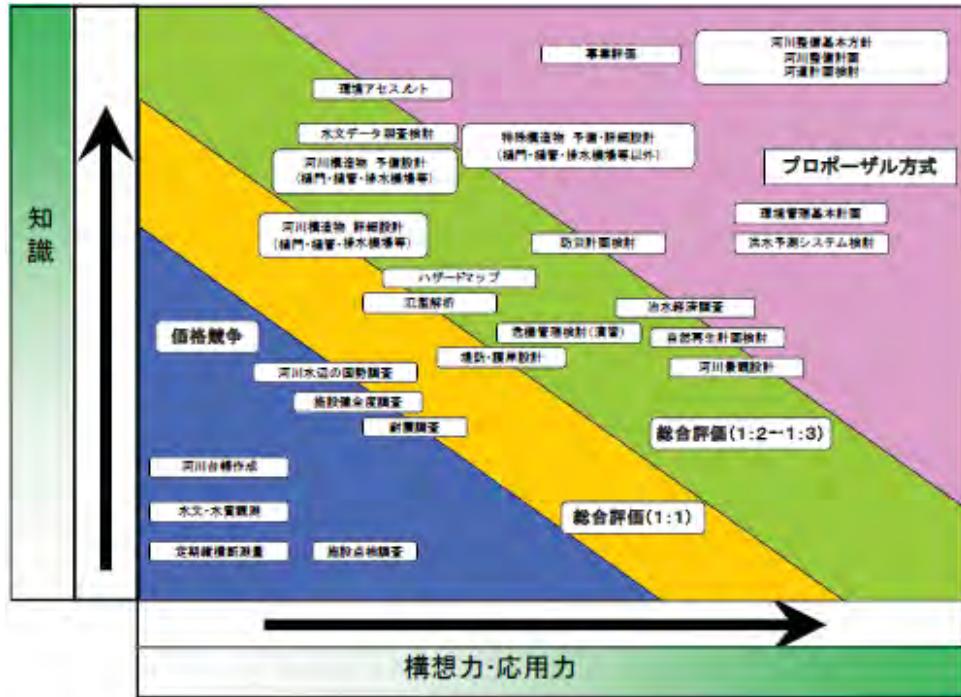
以下の図表では、上記の考え方に基づき、道路事業、河川事業、測量調査、都市事業について、標準的な業務内容に応じた発注方式例を整理している。

図表 標準的な業務内容に応じた発注方式例

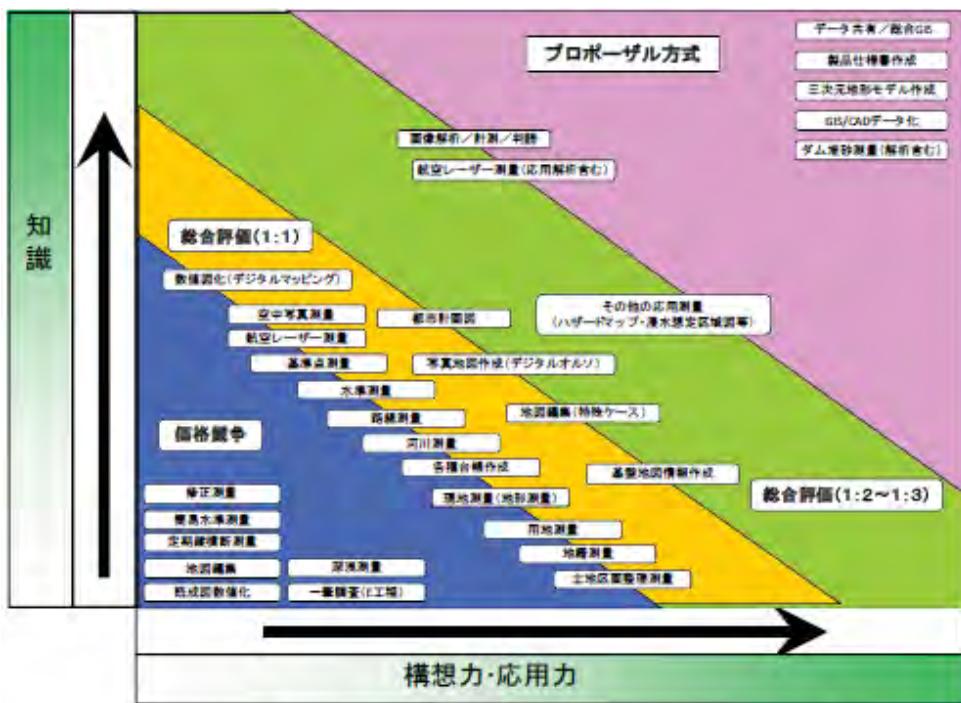
#### <道路事業>

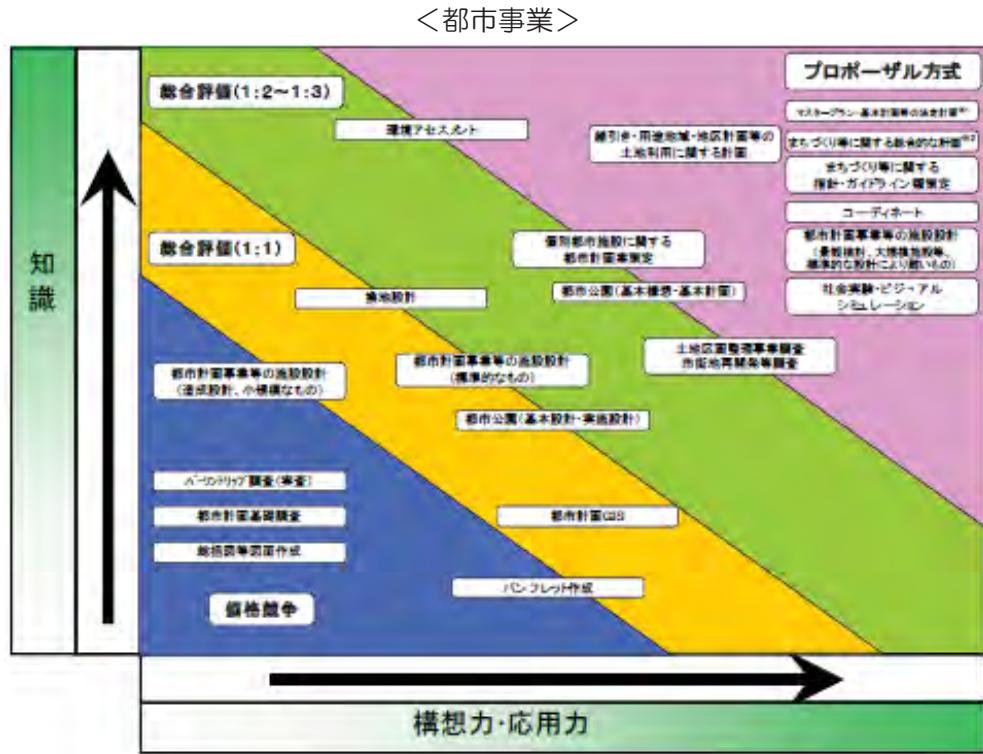


〈河川事業〉



〈測量調查〉





注：上図はいずれも、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

資料）調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（第2回）「発注方式事例の作成について」（平成22年3月16日）

## (2) 総合評価落札方式の効果

次に、総合評価落札方式の効果について、他の発注方式と比較しながら整理する。

### ①総合評価落札方式の効果に関する傾向

価格と企画の双方を勘案して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札の導入効果（質と効率性の双方がより確保されるようになっているか）について、その効果の検証を試みている事例として、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」における検討資料等が参考になる。

本調査における国や独立行政法人等に対するヒアリング調査では、総合評価落札方式が導入途上ということもあり、確固たる検証・分析が行なわれている例は確認できておらず、調達実務担当者の印象としての効果の確認が中心となっている。現時点では、総合評価落札方式の導入以前に採用していた発注方式により、その効果の認識が異なっているケースが見受けられる。

### ②総合評価落札方式の導入効果（落札者の状況）

「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」では、平成21年11月より、公共工事分野の総合評価落札方式の活用・改善による品質確保に関する検討を行っており、国土交通省直轄事業における総合評価落札方式の導入効果を検証している。

それによると、次頁の図表で技術評価点の「最高得点者」かつ「最低価格者以外」が落札した割合は、標準型、簡易型、実績重視型の実績を見ると、標準型<sup>2</sup>（I型）56.4%、標準型（II型）31.8%、実績重視型 27.7%、簡易型 26.3%の順に高くなっている。技術評価を重視する度合いが大きいほど、「最高得点者」かつ「最低価格者以外」が落札した割合が高くなっている。

図表 発注方式ごとの落札者の内訳

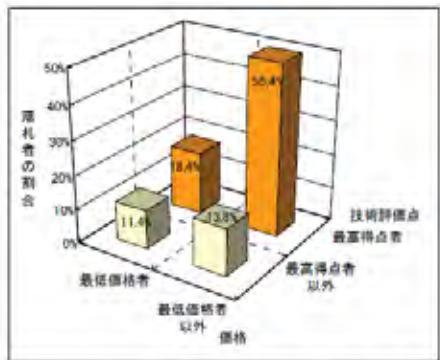


図-3 落札者の内訳 標準型 (I型)

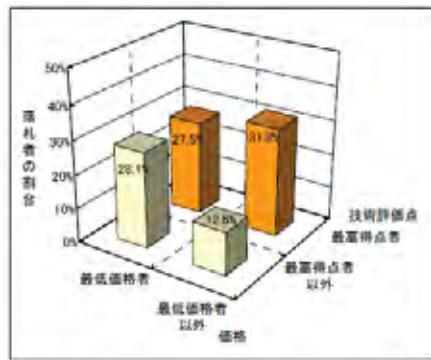


図-4 落札者の内訳 標準型 (II型)

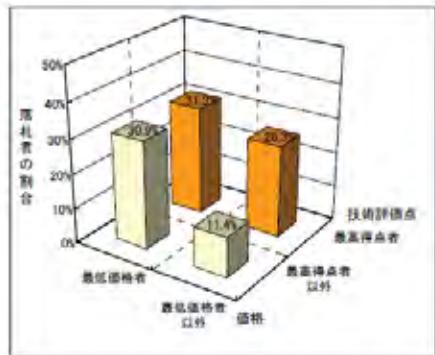


図-5 落札者の内訳 簡易型

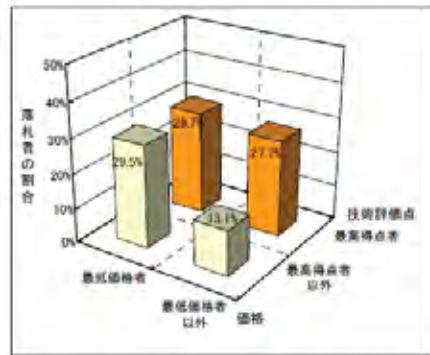


図-6 落札者の内訳 実績重視型

資料) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会「平成 22 年度検討成果とりまとめ」より

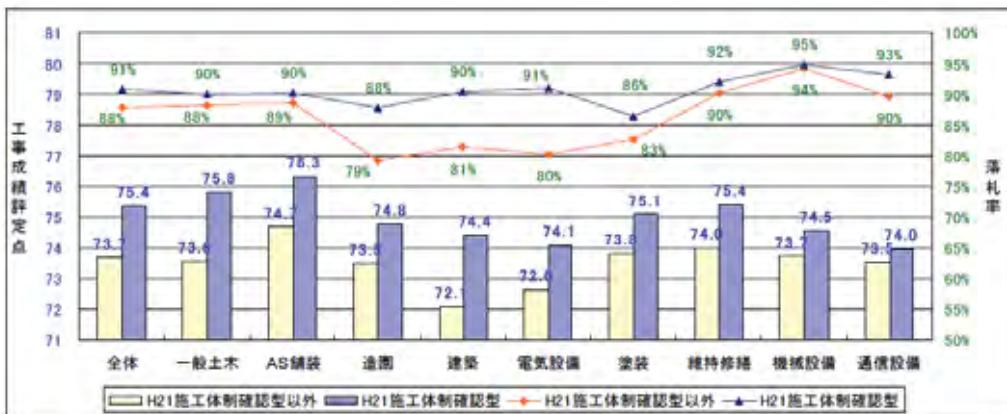
また、施工体制確認型<sup>3</sup>を導入した場合と導入しない場合における工事成績評定点を比較

<sup>2</sup> 「簡易型」技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。「標準型」技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。「高度技術提案型」技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るために高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。（資料）「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」

<sup>3</sup> 施工体制確認型総合評価方式とは、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項に規定される「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるお

すると、いずれの工種においても、施工体制確認型を導入した場合の方が導入していない場合よりも工事成績評定点の値が高い値を示しており、施工体制確認型の導入による品質確保効果が見られる。

図表 工事別 工事成績評定点と落札率の状況



資料) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会「平成 22 年度検討成果とりまとめ」より

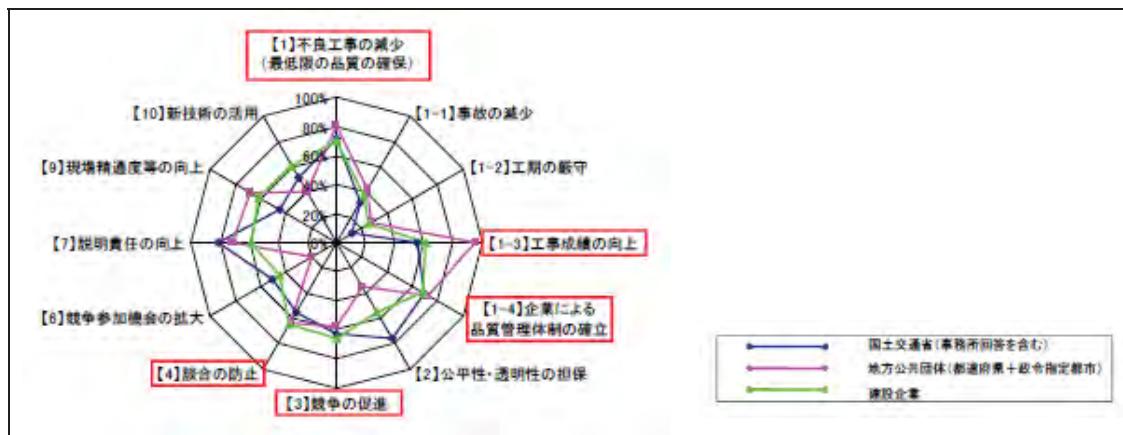
## ②総合評価落札方式の効果と改善要望（入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査結果）

次に、平成 22 年 10 月から 11 月にかけて国土交通省が発注者及び応札者等を対象に実施した「入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査」によると、公共工事における総合評価落札方式の導入により、「発現が認められる効果」または「今後発現が期待される効果」として、発注者・建設企業ともに「不良工事の減少」、「競争の促進」、「談合の防止」の割合が高い。特に、不良工事の減少のなかでも、「工事成績の向上」「企業による品質管理体制の確立」が、高い評価を得ている。

---

それがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。」に係る価格を調査基準価格と定め、当該入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格を下回った場合、その程度に応じて「品質確保の実効性」「施工体制確保の確実性」に係る施工体制評価点を加算する方式で、当該価格が調査基準以上の場合は、原則、施工体制評価点満点を付与するもの。（資料 豊田市ホームページ「施工体制確認型総合評価方式の試行実施等について」より）

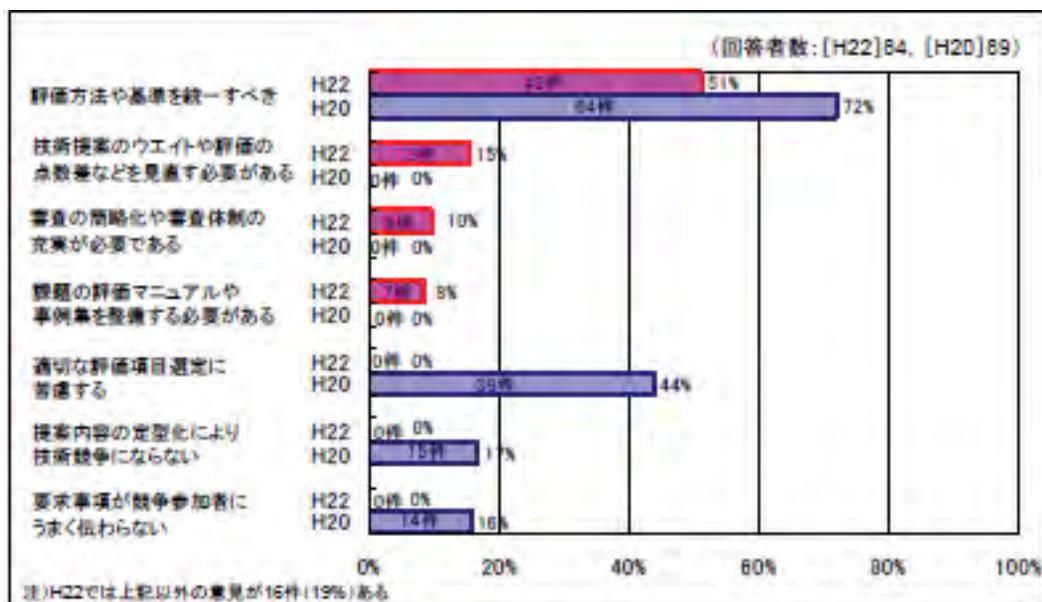
図表 「発現が認められる効果」または「今後発現が期待される効果」



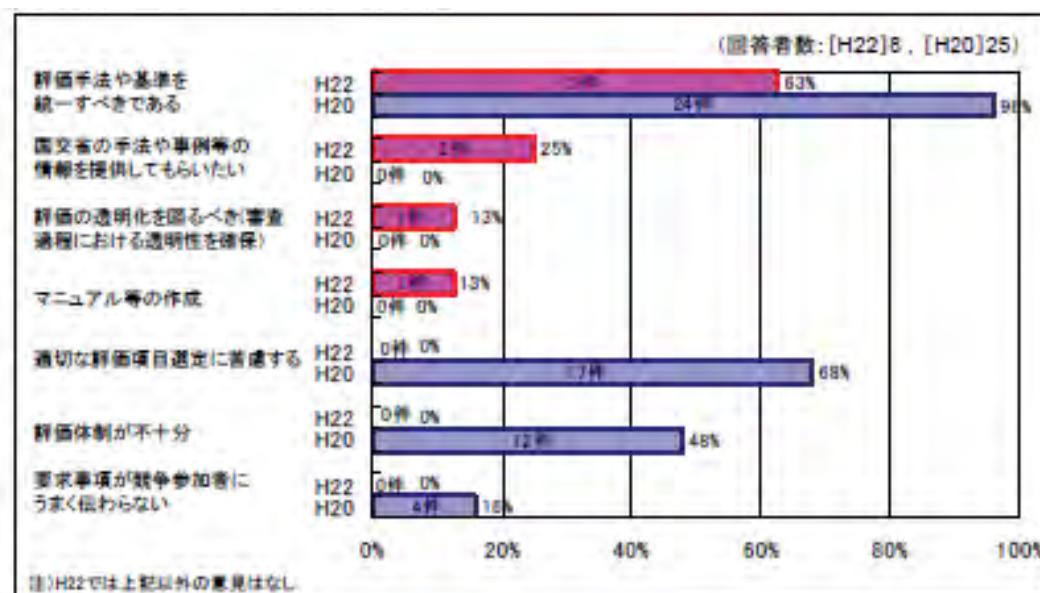
資料) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会「入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査」平成 23 年 3 月 10 日

一方で、技術提案の審査・評価に係る事項の「改善要望（問題認識）として特に重要」とされた項目については、「評価方法や基準を統一すべき」、「評価の透明化が必要」、「審査の簡略化や審査体制の充実化が必要」、「評価理由の公表が必要」との意見が多い。」

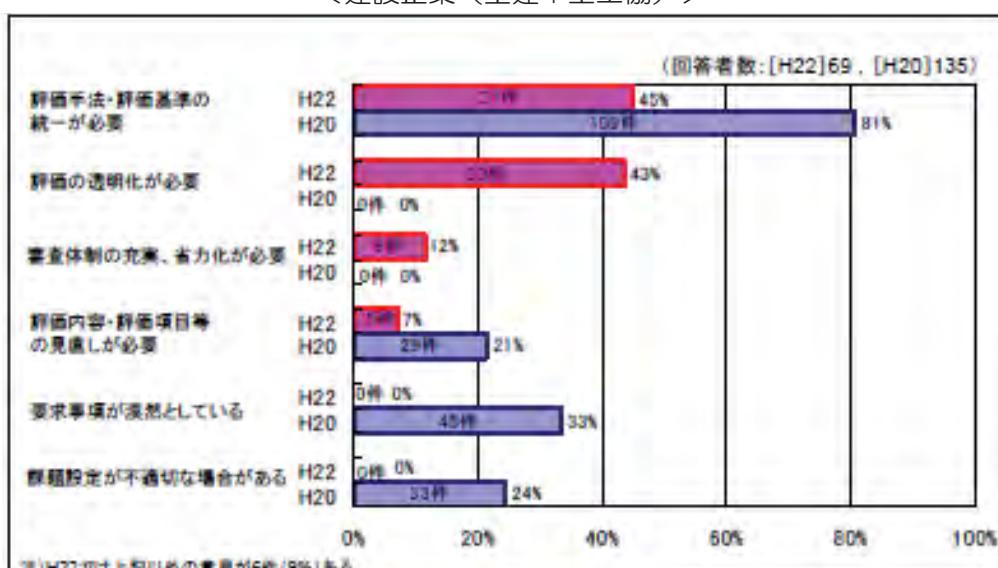
図表 技術提案の審査・評価に係る事項「改善要望（問題認識）として  
特に重要」とした回答者の意見  
<国土交通省>



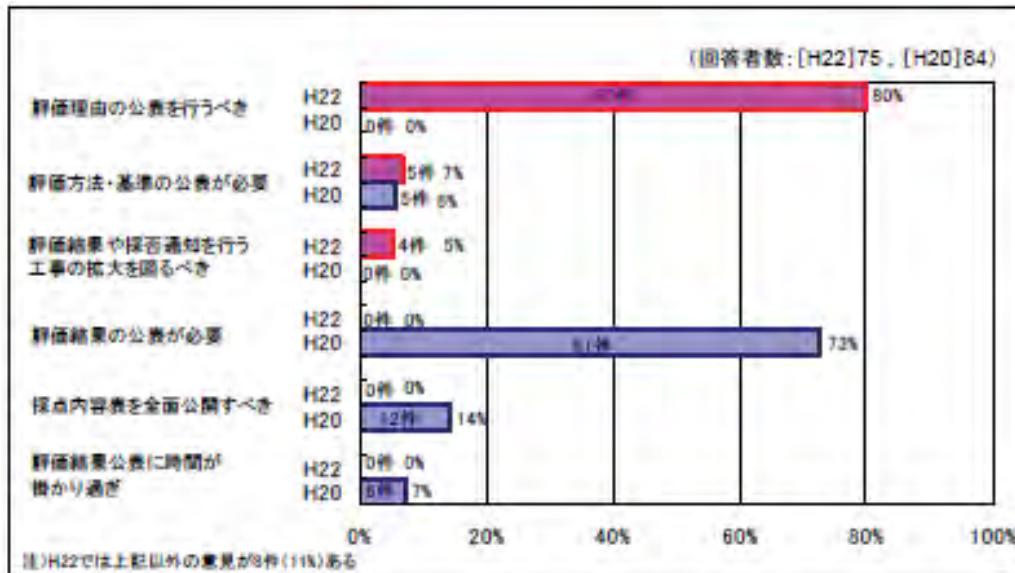
<地方公共団体（都道府県十政令指定都市）>



<建設企業（全建十土工協）>



<建設企業（全建+土工協）>



資料）総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会「入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査」（平成 23 年 3 月 10 日）

③総合評価落札方式の効果と改善の方向性（「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」の委員アンケート調査結果）

また、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」の委員に対して実施した総合評価落札方式に対するアンケート結果からは、総合評価落札方式の効果として、「価格競争から技術競争への転換」や「品質確保・向上と総合的なコスト縮減」が認められるということであった。

他方、総合評価落札方式の課題及び改善の方向性として、効果の計測・検証に関して「品質向上等の効果の可視化・検証」を進めるべきという意見、「技術提案を求めるタイプと簡単に評価するタイプに二極化」するなど適用対象工事の見直しを行うべきという意見、「事務手続きにかかるコストと得られる効果のバランス」を考慮し、「難易度の高くない工事の評価を簡素化」するなど、評価及び評価にかかる手続きの簡素化を進めるべきとの意見が出されている。また、評価方法については、総合評価落札方式のタイプの分け方と技術評価の在り方、絶対評価と相対評価の使い分け、適切な評価項目の設定・評価をすべきという意見が出されている。

図表 総合評価落札方式の効果、課題、改善の方向性等について

総合評価落札方式の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>価格競争から技術競争への転換</u></li> <li>・<u>品質確保・向上と総合的なコスト縮減</u></li> <li>・<u>ダンピング対策・不良不適格業者の排除</u></li> <li>・<u>技術力向上に対する好循環</u></li> </ul>
総合評価落札方式の課題及び改善の方向性	<p>&lt;効果の計測・検証&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>品質向上等の効果の可視化・検証</u></li> </ul>

	<p>&lt;適用対象工事の見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案を求めるタイプと簡易に評価するタイプに二極化</li> </ul> <p>&lt;簡素化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手続きにかかるコストと得られる効果のバランス</li> <li>・段階選抜方式を導入</li> <li>・難易度の高くない工事の評価を簡素化</li> <li>・透明性確保にかかる手間の見直し</li> </ul> <p>&lt;評価方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式のタイプの分け方と技術評価の在り方</li> <li>・絶対評価と相対評価の使い分け</li> <li>・ヒアリングの活用</li> <li>・適切な評価項目の設定・評価</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の能力向上、体制、人材育成</li> <li>・高度技術提案型の活用、改善</li> <li>・技術提案に係る費用</li> <li>・技術評価結果の通知範囲</li> </ul>
総合評価落札方式の役割と今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業努力や工事成績と受注の好循環を形成</li> <li>・過度な負担を背負い込んでいる</li> <li>・品質を確保するうえで適切な業者選定を行うものであり、品質のさらなる向上やコスト低減とは目的が異なる</li> <li>・品質確保は監督・検査が鍵であり、総合評価落札方式で品質確保を担保するのは限界がある。</li> <li>・指名競争入札など、入札契約方式の多様化</li> <li>・資格審査や参加要件などによる入札参加者の絞りこみ</li> </ul>

資料) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会「総合評価落札方式に対する委員アンケート回答結果」(平成23年9月26日)。表記について三菱UFJリサーチ&コンサルティングが一部変更

#### ④総合評価落札方式の導入・拡大による効果（「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」の検証結果）

「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」では、これまでの総合評価落札方式の実施状況を踏まえ、その効果を再検証している。それによると、「総合評価落札方式の導入・拡大に伴い工事成績評定点の平均点は高くなる傾向にある」とこと、「落札者の内、技術評価点の最高得点者の占める割合は増加傾向にある」とことが指摘されている。総合評価落札方式の導入の進展に伴い技術競争が進んだ結果、品質の向上につながっている傾向が見受けられる。

総合評価落札方式の課題については、高度技術提案型、標準型、簡易型など総合評価落札方式のタイプそれぞれについて課題が挙げられているが、「技術評価点での差がつきにくくなっている」(標準型)、「得点率が80～100%と高く、入札参加者の技術力の選別の観点からは、必ずしも有効に機能していない」(簡易型)との指摘もあり、適用する工事と総合評価落札方式のタイプの見直しや総合評価落札方式ごとの評価基準、評価方法について見直しが必要と考えられる。

図表 総合評価落札方式導入・拡大による効果

- 総合評価落札方式の導入・拡大に伴い工事成績評定点の平均点は高くなる傾向にあり、全体的な分布も工事成績評定点の高い方へ推移している。
- 総合評価落札方式の導入・拡大に伴って工事成績評定点が年々高くなっている、工事の品質向上につながっている可能性がある。
- 落札者の内、技術評価点の最高得点者の占める割合は増加傾向にあり、最低価格者の占める割合は減少傾向にある。

資料) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会「総合評価落札方式の効果検証と更なる展開」(平成23年9月26日)。下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング

図表 総合評価落札方式のタイプ別課題

総合評価落札方式のタイプ	課題
高度技術提案型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度技術提案型については、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定し、また調査基準価格を設定している。</li> <li>・ 入札参加者は各自の提案に基づき入札してくるため、<u>入札価格がばらつき、このことが落札率が低いことの一因となっている可能性がある。</u></li> <li>・ 民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、予定価格の設定方法を含め、技術提案・評価のあり方について検証が必要である。</li> <li>・ 適用件数が少なく、高度技術提案型の活用に向けた検討が必要である。</li> </ul>
標準型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WTO 対象工事では、<u>技術評価点の最高得点者による落札率が高い一方、落札率と調査基準価格率との差が小さくなってきており、技術評価点の最高得点者が、調査基準価格に近い価格で落札している</u>状況にある。</li> <li>・ WTO 対象工事では、技術評価点の1位同点者数が増加しているとともに、技術評価点1位と2位の得点差が縮小しており、<u>技術評価点での差がつきにくくなっている</u>ことから、技術提案・評価のあり方について検証が必要である。</li> <li>・ WTO 対象工事では、工事件数の減少に伴い、入札参加者数が急増しているものと思われる。</li> <li>・ 段階選抜方式の導入等、手続きの簡素化や技術提案・評価のあり方を見直す必要がある。</li> </ul>
簡易型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易な施工計画について、満点者数、有効入札参加者に占める満点者の割合とも増加し、また、<u>得点率が80～100%と高く、入札参加者の技術力の選別の観点からは、必ずしも有効に機能していないもの</u>と思われる。</li> <li>・ 簡易型総合評価落札方式については、発注件数が多く、技術提案に係る受発注者の手間は小さくない。</li> <li>・ 「簡易な施工計画」の役割を検証し、これに代わるより効率的・効果的な方法を検討する必要がある。</li> </ul>

資料) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会「総合評価落札方式の効果検証と更なる展開」(平成23年9月26日)。下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング

##### ⑤「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」による調査結果まとめ

以上より、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」による調査結果をまとめると、総合評価落札方式の導入の効果としては、価格競争から技術競争への転換が進み、技術評価点の高い企業が落札する割合が高くなっているという傾向がある。その結果、コスト削減と品質確保・向上の両面で効果が認められる。また、全体の工事成績も向上しており、企業による品質管理体制の確立も見られるなど、全体としての技術力の向上にもつながっていると考えられる。

他方、総合評価落札方式の導入の課題としては、そもそも技術評価による差がつきにくく、技術提案と評価に関して全般的な見直しが必要という課題に加えて、評価対象と評価タイプに関する課題、評価の手続きに関する課題、評価基準・項目に関する課題、評価方法・審査体制に関する課題、費用対効果に関する課題に大別される。これらの課題は、公共工事のなかでも、総合評価落札方式の対象ごとに、どのようなタイプを適用するのか、評価基準・項目・方法をどうするか、手続きに関するコストと効果のバランス等について、それぞれ検討することが必要であることを示している。下図表において、公共工事における総合評価落札方式の主な課題について整理した。

図表 公共工事における総合評価落札方式の主な課題

課題の種類	課題の内容
総合評価落札方式全般	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 技術評価点での差がつきにくく、技術提案・評価のあり方について検証が必要</li></ul>
評価対象と評価タイプ	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 総合評価落札方式のタイプの分け方と技術評価の在り方の見直しが必要</li><li>➢ 適用対象工事の見直し</li></ul>
評価の手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 評価の透明化が必要</li><li>➢ 評価内容、評価理由の公表が必要</li></ul>
評価基準・項目	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 評価方法や基準を統一すべき</li><li>➢ 適切な評価項目を設定すべき</li></ul>
評価方法・審査体制	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 審査の簡略化や審査体制の充実化が必要</li><li>➢ 絶対評価と相対評価の使い分けが必要</li></ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 効果の可視化・検証が必要</li><li>➢ 事務手続きにかかるコストと得られる効果のバランスの検証が必要</li></ul>

資料)「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」による調査結果をもとに、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

## ⑥ヒアリング調査結果からみた総合評価落札方式の導入による効果

国、地方公共団体、独立行政法人、企業を対象としたヒアリング結果からは、総合評価が導入途上ということもあり、確固たる検証・分析が行なわれている例は確認できず、調達実務担当者の印象としての効果の確認が中心となっている。

総合評価落札方式の導入以前に採用していた発注方式により、その効果の認識が異なっているケースが見受けられる。

図表 総合評価落札方式の導入による効果（ヒアリング調査結果より）

機関名	総合評価落札方式の導入による効果
A 省	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>必ずしも技術点が最も高い事業者が落札しているというわけではない</u>が、そもそも総合評価落札方式はそういうものであり、サービスの質だけを重視しているということではないため、特に問題視しているわけではない。</li> <li>➢ 隨意契約と比べれば、価格競争による費用削減の効果は出ている。事業者が企画提案の際に、コスト削減のための工夫も提案しているので、それによるコスト削減効果もあると思われる。</li> </ul>
B 省	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 従来に比べて、価格も質も確保されていると思う。総合評価落札方式の狙いは、一定程度は達成されたと認識している。</li> <li>➢ 価格点での逆転が起こり、安かろう悪かろうという状況になってしまっているとの意見もあるが、なんとも言えない。ただし、大きなトラブルが発生するような事態にはなっていない。</li> </ul>
地方公共団体 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 試行的に総合評価落札方式を導入している。総合評価落札方式の実施件数がまだ少ないので、成果は明確になっていない。</li> </ul>
地方公共団体 D	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総合評価落札方式による案件は、以前の指名競争入札の際と比較して落札率が低くなっている。</li> <li>➢ 品質については、施設の利用しやすさ、概観、メンテナンス状況等によって品質の評価が異なるので、一概に総合評価落札方式の案件で質が高まったとは言えないが、工事成績表定点のデータが以前と比較して高くなっていること、<u>品質面でも改善効果があったと認識している</u>。</li> <li>➢ 現状の評価項目は企業・技術者の能力や実績を反映する内容が多いが、実際には技術提案や地域要件等の項目によって差がつく傾向にあり、「技術評価が高い企業はいつも高く、低い企業はいつも低い」というような固定化された状況は存在していない。</li> </ul>
独立行政法人 E	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 過去との比較が可能な実施案件の中で、30 数件において価格が下がっている。これらでは、応札率が 90%→85%程度となっている。</li> <li>➢ 案件ごとの応札者数は減少し、一者応札の案件は増加している。</li> <li>➢ <u>総合評価落札方式の導入により、サービスの「質」が向上したという実感はない</u>。むしろ、非常に問題となったケースも生じている。その結果、「質」を期待しにくい状況にある。</li> </ul>
独立行政法人 F	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総合評価では、コスト以外について評価をしようということであるので、劇的にコストの削減が図られたということはない。</li> <li>➢ 工事はもともと価格だけであり、安かろう悪かろうという部分を改善するために、総合評価落札方式を導入して、サービスの質を高め</li> </ul>

機関名	総合評価落札方式の導入による効果
	<p>ようという狙いであった。<u>品質の改善</u>については、総合評価落札方式の主旨から、<u>できて当たり前</u>である。環境に配慮したテーマや安全管理については、現場の管理監督担当から、向上されたという声も時々聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 他方、発注者支援業務は、もともとサービスの質のみで選んでいたところ、<u>価格の要素を入れたがために、サービスの質の低下</u>という悪い影響が出ている事例が出てきている。</li> </ul>
ゼネコン G 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 総合評価落札方式になって、競争性は高まった。例えば、通常のトンネルのような技術に差が生じないような案件では、30~40 社が参加するようなこともある。一方で、総合評価の技術点で差がついていないという問題がある。特にトンネル等の土木分野では、通常、技術提案で差がない。</li> <li>➤ 指名競争のときと比べると、<u>結局価格競争になってしまっており、質の劣化</u>の問題がある。最低価格が定められている場合はよいが、そうでない場合には結局価格競争となり、どんどん価格が下がっている状況である。</li> <li>➤ 競争性が高まることにより、施設の大規模改築の際に、その施設を建設・管理してきた企業とは別の企業が受注するケースが増えている。特殊な施設の場合には、過去の経緯をきちんと把握していないと、改築できないはずである。こういった事情を発注者がきちんと理解した上で入札に出しているのかという問題がある。</li> </ul>
ビルメンテナンス H 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 総合評価落札方式が採用されるようになって、<u>価格だけでなく、質も考慮されるようになった</u>。地方公共団体が設立した病院 4 院では、総合評価落札方式を試行的に導入した。総合評価落札方式で選定された事業者のサービスの質は高いと評価されている。</li> <li>➤ 国の市場化テストにおける総合評価落札方式の問題点としては、価格点に比べて技術点の配分が低いこと。評価方法は、形式的には総合評価落札方式であっても、実質的には価格入札と変わらない。</li> <li>➤ 技術点は、基礎点と加点に分かれているが、基礎点は誰でも満点がとれるようになっており、加点部分でしか差がつかない。仕様書の要求項目を提供できると提案書に記載さえすれば、基礎点を取ってしまう。そのため、<u>国</u>の市場化テストは価格入札と同じこととなり、<u>サービスの質の悪い事業者が低価格入札して落札する事例が多い</u>。</li> </ul>
人材派遣 I 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地方公共団体の総務事務センターの業務委託に係る総合評価落札方式での入札については、<u>仕様、価格ともに現実に即した内容・水準</u>であると評価している。<u>提案内容が重視される傾向</u>があり、<u>評価方法もよい</u>。これは最初に事業化された静岡県のモデルが広く参考にされ、それが普及したものとみている。</li> <li>➤ 他方、国については、以前、ある省の市場化テストの案件に応募したことがあるが、<u>価格重視の傾向</u>があるように認識している。(そもそも<u>予算が十分に確保されていない</u>事案が多く、実際に入札不調になるケースも多い)</li> </ul>

資料) ヒアリング調査結果をもとに三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## 2. 除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点

除算方式・加算方式の選択については、近年、公共工事をはじめ複数の分野で、発注者側から検討資料等が公表されている。以下では、これら資料を踏まえ、「除算方式・加算方式の特性の整理」を行った上で、「除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点」について整理している。

### (1) 除算方式・加算方式の特性の整理

除算方式・加算方式の特性については、国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページで公表されている「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」による『公共工事における総合評価方式活用ガイドライン』(平成 17 年 9 月) の記述が引用されている資料が比較的多い。同ガイドラインの除算方式、加算方式の記述は以下の通りである。

図表 「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」の除算方式・加算方式の記述

#### 除算方式：

##### ① 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点／価格＝（標準点（基礎点）＋加点）／価格

##### ② 技術評価点の設定の考え方

標準点を 100 点、技術提案等に応じた加点の満点を 10～50 点の範囲で決定する。

##### ③ 特徴

Value for Money※の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。

入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

※ Value for Money とは、ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある（質の高い）サービスを提供する」ということになる。

#### 加算方式：

##### ① 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点 + 技術評価点

##### ② 価格評価点の算出方法の一例

100×（1－入札価格／予定価格）

100×最低価格／入札価格

##### ③ 技術評価点の設定の考え方

上記②により価格評価点を算出する場合は、技術評価点の満点を 10～30 点の範囲で決定する。

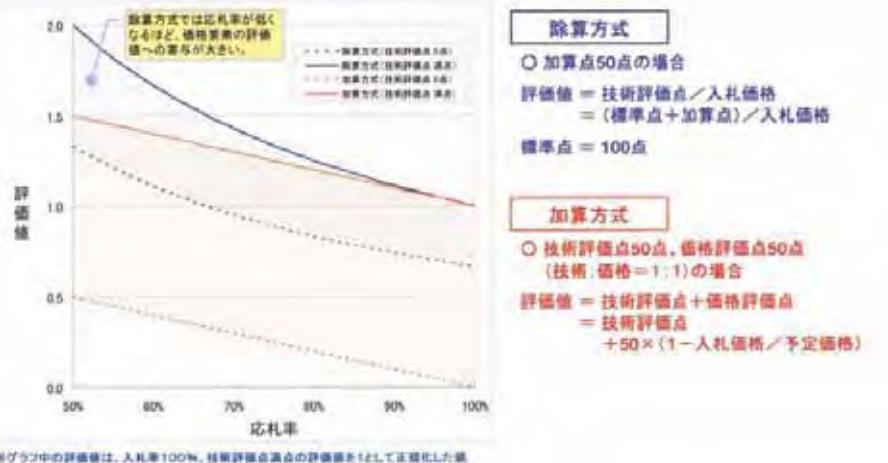
##### ④ 特徴

価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標。

資料) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」(平成 17 年 9 月)

図表 加算方式と除算方式の比較

## 1. 加算方式の特徴 〔加算方式と除算方式の比較〕



資料) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会「平成 20 年度とりまとめ」(平成 21 年 3 月)

### (2) 除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点

下図表では、総合評価落札方式による案件の発注者側の資料で、除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点について言及しているものを転載している(資料は<1>～<6>の 6 点)。

公共工事分野では従来は除算方式が多く採用されてきたが、高度な技術が要求される工事等では加算方式の採用(試行)も実施されるようになっていることがわかる(<1>、<2>)。また、<5>のように高速道路会社では加算方式の採用や移行もなされている。

除算方式については、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるため、実際には比較的低価格での入札を招きやすい傾向が指摘されており、そのような傾向の弊害として、以下の 2 点が指摘されている。

- 提案段階において高度な技術力・提案力の發揮を期待しにくくなる(<2>、<3>、<4>)
- 業務実施段階において品質不良等のリスクが増加する(<1>、<2>、<5>)

また、上記の問題の背景事情として、他の事業費から経費を補填する「ダンピング」的行為があるとの指摘(<5>)もあり、入札における健全な競争が阻害されているという別途の問題も想定される。

これら資料を踏まえると、上記のような除算方式における問題点、即ち、比較的低価格での入札を招きやすい傾向があり、それによる弊害として、「提案段階において高度な技術力・提案力の発揮を期待しにくくなる」、「業務実施段階において品質不良等のリスクが増加する」という問題が懸念されること、を予め回避すべき要請が大きい事業・分野について、意識的に加算方式が選択されているものと考えられる。

なお、本調査において実施したヒアリングでは、除算・加算の導入根拠について、明確な回答が得られなかった。

図表 除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点について言及している資料

参照番号	資料の出典	関連記載内容（※下線は筆者による）
<1>	国土交通省「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」における検討内容を示す資料として、国土交通省国土技術政策総合研究所・堤達也「総合評価方式適用の考え方について—公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告—」(建設マネジメント技術 2007年7月号)	除算方式は「入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向がある」のに対して、加算方式は「技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができる」と考えられ、 <u>極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用拡大を図ることが望ましい</u> 。
<2>	三重県ホームページ：公共工事に関する加算方式の試行導入	「三重県では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に伴い試行している総合評価落札方式について、平成19年度下半期から <u>高い技術力や品質の確保を要する一部の工事</u> において、加算方式の試行導入を行っていきます。」
<3>	経済産業省「総合評価落札方式ガイドブック－調査、広報、研究開発－」(平成2006年6月)	当該ガイドブックでは加算方式を採用しており、その対象となる事業の特性について、次の記述がある： 「今回新たに総合評価落札方式が適用されることとなる事業は、 ・調査事業 ・広報事業 ・研究開発事業 の中でも、特に、予定価格の範囲内で最大限の事業成果を得るために、 <u>事業者の提案する技術力、創意工夫等が必要不可欠</u> であり、また、それらの提案内容によ

参照番号	資料の出典	関連記載内容（※下線は筆者による）
		<u>って、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められる事業です。」</u>
<4>	関東地方整備局「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」での検討（平成21年9月）	<p>建設コンサルタント業務等の特徴について、「業務成果の良否が建設コストや維持管理コストを大きく左右するため、受注者の技術的能力に重点を置いた選定が必要」「資材購入や下請による労務調達等の割合が大きい工事に比べて、購入・再委託の割合が小さいため、落札率を下げやすい傾向」と整理したうえで、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」では加算方式を基本とした。</p>
<5>	東日本高速道路株式会社ホームページ：除算方式から加算方式への移行	<p>「入札・契約制度の改善について NEXCO 東日本は工事の品質確保を図るため、品確法に基づき技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用しています。また、低入札価格対象工事については、施工中の監督検査体制を強化することにより、工事の品質の確保を図っています。 <u>しかしながら、最近の低入札価格調査ヒアリングの結果、当該工事に必要な費用を他の工事から補填することなどが見受けられ、また、低入札以外の工事でも不適切な事象が発生するなど、工事の適正な品質の確保や安全性確保に疑惑が生じています。</u> このことから工事のより適正な品質等を確保するため、低入札価格調査制度や総合評価落札方式等に係る入札・契約制度を次のとおり改善し、9月以降に入札公告を行う工事から適用することとします。 ... 2 総合評価落札方式の改善 1.<u>加算方式への全面移行</u> 総合評価落札方式の評価値の算出方法は、技術評価点を入札価格で除算する方式（除算方式）から、技術評価点と価格評価点を各々算出してから加算する方式（加算方式）に全面移行します。」</p>
<6>	環境省「平成23年度環境配慮契約法基本方針検討会 廃棄物ワード	加算方式、除算方式の特性について次のように整理： <u>「加算方式は、建設コンサルタント業務や調査事業、広報事業、研究開発事業等において採用されており、</u>

参照番号	資料の出典	関連記載内容（※下線は筆者による）
	キンググループ」における検討資料	<p>このようなタイプの事業は、とりわけ<u>提案内容の新規性・創造性等に係る技術評価が重要視されるため、価格評価よりも技術評価に重点を置いた形での総合評価を行うこととされている。</u>」</p> <p>「<u>除算方式は、設計図を基に行われる建設工事等において採用されており、加算方式が導入される事業と比較し、業務の新規性や創造性よりは、業務遂行の質の高さが求められ、価格当たりの工事品質を表す指標となっている。</u>」</p> <p>また、産業廃棄物処理の委託業務の特性について、「排出される廃棄物の種類や量が把握されており、廃棄物から資源化されるものについてもある程度想定ができるなど、業務の新規性や創造性よりは、処理の適正さや資源化される資源物の質の高さが求められる」と整理。</p> <p>結論として、「<u>加算方式及び除算方式の特徴や産業廃棄物処理の委託業務の特性を比較考慮すると、産業廃棄物処理の委託に係る契約においては、業務の新規性や創造性よりは、業務遂行の質の高さが求められることから、除算方式が適当であると考えられる。</u>」</p>

資料) 各機関資料をもとに三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

なお、以下では参考資料として、国土交通省の公共工事における加算方式のシミュレーション結果を紹介する。「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」資料では、(ア)除算方式による入札結果を加算方式でシミュレーションしたものや、(イ) 加算方式を試行し、除算方式でシミュレーションを行って結果を比較した例が紹介されている。いずれも、極端な低価格入札の問題が加算方式を採用することで回避できることを示しているものである。

## 図表 公共工事における総合評価方式活用検討委員会資料における加算方式シミュレーション

(ア) 除算方式による入札結果を加算方式でシミュレーションしたもの

## 2. 加算方式による入札シミュレーション

### [具体事例におけるシミュレーション]

抵触格入札が肯定される事例であり、如審方法により技術評議会より直轄方式、競争格入札以外の者が選出争定者となる。

入札者	応札率	概算方式			加算方式		
		・原価点=100点 ・10%上乗点=30点			・価格評価点=30×(1-(入札価格/予定価格)) ・技術評価点=30点		
		技術評価点	芦田標準	順位	技術評価点	芦田評価点	順位
A	61.1%	103.4	39.9	3	11.7	3.4	15.1
B	67.1%	120.0	42.1	1	9.9	20.0	29.9
C	68.5%	118.0	40.0	2	9.2	18.0	27.2
D	77.9%	122.6	37.0	4	8.6	22.6	29.2
E	80.1%	104.6	36.8	12	6.0	4.6	18.6
F	81.7%	126.2	36.4	5	5.5	26.2	31.7
G	84.8%	117.2	32.6	8	4.6	17.2	21.8
H	84.9%	111.8	31.0	11	4.5	11.8	16.3
I	85.5%	100.0	27.5	14	4.3	0.0	4.3
J	86.0%	106.8	29.3	13	4.2	6.8	11.0
K	87.6%	117.8	31.7	9	3.7	17.8	21.5
L	88.4%	125.8	33.5	7	3.5	25.8	29.3
M	89.0%	129.8	34.3	6	3.3	29.8	33.1
N	94.2%	126.0	31.5	10	1.7	26.0	27.7
O	95.0%	125.0	31.0	11	1.6	25.0	26.6

四

(イ) 加算方式を試行し、除算方式でシミフレーションを行って結果を比較した例

## 1. 加算方式の試行結果(除算方式との比較)

平成19年度 加算方式の試行結果

(ウ) 加算方式の適用に関する提言部分：

2. 加算方式の適用について



施工の確実性を実現する技術力により、リスクを  
低減し、工事品質の確保を図る

技術力に対するポイント配分がより高い「加算方式」を適用試行

資料) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会資料

### 3. 基礎点の位置付け

ここでは、基礎点の位置づけについて、実際の実施要項やガイドライン等の資料を踏まえた整理を行う。基礎点は、当該案件において応札者が満たすべき必須項目として位置づけられ、満点をとれなければ当該応札者は失格となるものである。そのような影響力の大きい項目でありながら、現状では、基礎点の位置づけについて統一的な説明はなく、実際の評価表では基礎点項目として多様な評価項目が配置され、場合によっては参入障壁として機能する弊害が懸念される項目（例えば、「類似受託実績が〇件以上あるか」等）も設定されてしまっている。よって、本調査において評価表の標準例を検討するにあたり、基礎点の位置づけの明確化は、主要な検討課題の一つといえる。

#### (1) 基礎点の定義・位置づけの説明例

下図表では、発注者機関の資料における、基礎点の定義・位置づけの説明の具体例を整理している。この整理を踏まえると、基礎点の位置づけについては、以下の点で共通性が見出せる。

- 実施要項等に示された最低限の要求水準を満たしているかどうかを評価すること  
(基礎点を超える内容・水準については加点にて取扱う)
- 上記水準を満たしている場合には基礎点を与え、満たしていない場合には不合格とすること

図表 基礎点の定義・位置づけの説明例

機関	基礎点の定義・位置づけの説明例
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総合評価落札方式では、事業の円滑な履行と事業成果の確実性を高めるために、<u>国が要求する最低限の水準を必ず満たさなければならない項目</u>として、技術点の評価項目の中に「必須項目」が設定されています。「必須項目」とされた項目について、最低限の要求水準を満たしているものについては、「合格」として、一定の得点が付与されることになり、これを「基礎点」と呼びます。</li></ul>
医療技術製品及び	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 必須とする項目については、項目毎に最低限の要求要件示し、この</li></ul>

機関	基礎点の定義・位置付けの説明例
サービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド〔調達関係省庁申合せ〕	<p>要求要件満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を与え、更に、最低限の要求要件超える部分について評価に応じ得点を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必須とする項目以外の項目については、項目毎に評価に応じ得点を与える。</li> </ul>
国土技術総合政策研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者が設定した必須評価項目に対する最低限の要求要件を満たしている状態、つまり、発注者が示す標準案の技術的要件を満足している状態に与えられる得点を「基礎点」と呼びます。</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須とする項目は、発注者が必要に応じて定める技術的要件のうち、総合評価管理費を計上する評価項目であり、基礎点の状態と目標状態を設定する必要がある。基礎点の状態を示す最低限の要求要件を示すとともに、総合評価管理費を計上することから目標状態までを貨幣換算する必要がある。この最低限の要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分については評価に応じた得点を与える。</li> </ul>
長崎県五島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札者が競争参加資格を満たし、かつ提出された技術資料による技術提案等（施工計画等）が適正である場合に付与する。</li> </ul>
財団法人 地方自治情報センター 研究開発部	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目の区分が必須である項目については、評価基準のうち最低限の要求水準を基礎点に係る要件として設定している。評価の際にには、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点に係る要件を全て充足していることを示さなければならぬ。一つでも基礎点に係る要件を充足していないとみなされた場合には、その応札者は不合格となる。</li> </ul>

資料) 各機関資料をもとに三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

## (2) 基礎点が設定されている理由・経緯について

基礎点が設定されている理由・経緯について、直接的に説明する資料は確認できないが、以下の事実が確認された<sup>4</sup>。

まず、最初に総合評価落札方式が採用されたのは、スーパーコンピュータの調達であり（平成2年）、今回の調査において総合評価の方法の詳細について確認できた資料のうち最も古いもの、具体的には、平成7年3月23日建設省会発第140号 建設大臣から大蔵大臣あての「コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス、並びに医療技術

<sup>4</sup> 建設省建設経済局建設業課監修、入札制度問題研究会編著「改訂3版 新公共入札・契約制度実務ハンドブック」（1999年、大成出版社）を参照した。

製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について（協議）」では、既に、現行とほぼ同じ基礎点制度がとられている。即ち、①落札方式について、「入札に係る性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）が、入札公告又は入札公示（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。」と規定したうえで、②評価の方法について、「必須とする項目については、項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を与える、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。」と規定されている。

公共工事分野では、平成4年頃から最低価格落札方式の課題と総合評価落札方式の採用可能性についての議論が活発化した。最初に総合評価落札方式（当時の呼称は技術提案総合評価方式）が採用（試行）されたのは、平成10年の今井1号橋撤去工事であった。この事業での評価の方法は以下の通りである。

図表 今井1号橋撤去工事の総合評価落札方式における評価の方法

評価値＝（基礎点+加算点）／入札価格 ＝（90点+通行止時間短縮時間×1.43点）／入札価格
基礎点：最低限の要求要件（通行止時間が8時間を越えないこと）を満たしていれば、90点を与える。
加算点：最低限の要求要件を超える部分について、評価に応じ得点を与える。最高は10点。1時間短縮毎に1.43点。

資料)建設省建設経済局建設業課監修、入札制度問題研究会編著「改訂3版 新公共入札・契約制度実務ハンドブック」(1999年、大成出版社)

上記から分かるように、今井1号橋撤去工事の評価方法では、技術点の評価項目は1つ（通行止時間）であり、基礎点と加点の区別は、同じ評価項目の程度の違いのみであった。

また、総合評価落札方式の採用が広がった経緯を踏まえると、今日の総合評価落札方式は、公共工事分野での採用実績が基盤になっていると考えられる。

以上を踏まえると、基礎点が設定されている理由・経緯に関して、次の3点が指摘可能と考える。即ち、①総合評価落札方式が採用された初期から、現行とほぼ同じ基礎点制度が採用されていた。また、②総合評価落札方式採用当初は、技術点の評価項目の検討が十分になされていなかったことが考えられる。今井1号橋撤去工事では、技術点の評価項目が1つに限定されていたため、基礎点と加点の差異は、「項目の違い」ではなく、「程度の違い」として理解されていたと考えられる。そして、③上記のコンピュータ等の調達や、公共工事に関する総合評価では、評価方法として除算方式が採用されていたところ、除算方式の場合、基礎点に評点を与えない限り分子がゼロになってしまふという制度上の問題が生じてしまうことになる。

## 4. 参考となる海外事例

以下、本調査の参考になる海外事例として、米国・英国・国際機関における関連の取組みの概要を整理する。なお本調査の参考になると考えられるものについては、必ずしも総合評価落札方式と同様の落札方式ではなくても分析対象として選定している。

### (1) 入札参加資格

#### ①米国

##### (a) 連邦政府の取組み

米国連邦政府においては、大統領府行政管理予算庁（Office of Management and Budget: OMB）の連邦調達政策局（Office of Federal Procurement Policy: OFPP）が所掌する「連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation: FAR）」の第9部「契約者の資格」における「履行能力のある契約候補者（Responsible Prospective Contractors）であるか否かの判断基準」が、わが国における入札参加資格と同様の機能を果たしているものと考えられる。（なお、この連邦調達規則（FAR）の規定は、基本的に米国連邦政府における「市場化テスト（Competitive Sourcing）」においても適用されている。）

具体的な判断基準となる項目は、財務資源、要求遵守能力、業績、倫理、組織・経験・統制能力・技術、施設・機材、資格の有無である。これらは、後述する英国の事例とも類似している。なおここで「業績」とは、類似・同様分野の業績の有無を問うているのではなく、契約の遂行・完了面からの業績（契約通りに遂行して完了した実績）を問うている。

契約の対象候補者に「履行能力があるか（責任を果たしうる主体であるか）」という視点（表現）は、わが国における入札参加資格の検討にも参考になるものと考える。

図表 「連邦調達規則」の関連部分の概要

#### 「連邦調達規則（**Federal Acquisition Regulation: FAR**）」

##### **第9部 契約者の資格（Part 9: Contractor Qualifications）**

###### **9.1 履行能力のある契約候補者（Responsible Prospective Contractors）**

###### **9.103 政策（Policy）**

- (a) 調達は、履行能力のある契約候補者のみから行わなければならない。契約は、履行能力のある契約候補者とのみ締結しなければならない。
- (b) 契約担当者が履行能力について肯定的な判断を下さない限り、調達及び契約は行われない。契約候補者に履行能力があることを明確に示す情報がない場合には、「履行能力がない」（nonresponsibility）との判断を、契約担当者は下さなければならぬ。

#### **9.104 基準 (Standard)**

##### **9.104-1 一般基準 (General Standards)**

履行能力があると判断されるためには、契約候補者は以下を満たさなければならない。

- (a) 契約を遂行しうる適切な財務資源があること。若しくはそれを手に入れられること。
- (b) 要請（要求）されている実施スケジュールを遵守しうること。
- (c) 満足するにたる業績の記録があること。（例外を除いて、適切な業績の履歴がないことのみをもって、「履行能力がある／ない」を判断されることはない。）
- (d) 誠実さや倫理についての満足に足る記録があること。
- (e) 必要な組織・経験・統制・技術を有すること、若しくはそれらを手に入れられること。（生産管理手続、資産管理システム、品質保証の対応策、適用すべき安全対策などを含む。）
- (f) 必要な施設・機材を有すること、若しくはそれを手に入れられること。
- (g) 別の方法により、適用可能な法・規則の下で、資格を有しており契約締結の適格性があると判断されること。

##### **9.104-3 基準の適用 (General Standards)**

- (a) 資源入手しうる能力：
- (b) 満足するに足る業績の記録： 近年の契約業績に重大な欠陥のある契約候補者は、（それが当該者のコントロールしうる範囲を越えていること若しくは当該者がそれを適切に修正すべく行動していることを契約担当者が認めない限り、）履行能力がないと推定される必要がある。これまでに適切に業務を果たし切るようにしっかりと取組まなかったような事例は、履行能力のないことの強固な証拠となる。契約が要求する水準を満たさなかったような事例も、満足に足る業績を判断する際の重要な要素となる。

#### **9.105 手続 (Procedures)**

##### **9.105-1 情報の入手 (Obtaining information)**

- (a) 履行能力があるか否かの判断を下す前に、契約担当者は、契約候補者が現状において基準を満たしていると十分に判断しうるだけの情報を有していないければ（若しくは入手しなければ）ならない。
- (b) 一般的には、契約担当者は、契約候補者に履行能力があるか否かの情報を、入札時若しくは開札直後に入手しなければならない。これには、必要な場合の契約前調査を要請することも含む。

資料)「連邦調達規則」の関連部分を三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが要約

#### (b) バージニア州政府の取組み

このような連邦政府の取組みに加えて、以下では州政府の事例を紹介する。米国バージニア (Virginia) 州では、バージニア州公共調達法 (Virginia Public Procurement Act)に基づく実践にて、上記の連邦と同様の取組みを行っている。以下は、同州の「地方政府のリーダー向けガイド (Guide for Local Government Leaders)」(2005)から関連部分を要約したものである。なお、ここで示すのは価格入札 (Competitive Sealed Bid) における落札者の決定についての事例である。

公共調達法に基づく価格入札の落札者は、「応答性が高く履行能力のある最低価格入札者 (Lowest Responsive & Responsible Bidder)」である。つまり、入札における「最低価格入札者」であっても必ずしも落札者にならず、落札者は同時に、応答性が高く (Responsive)、履行能力がなければならない (Responsible)。

ここで、「応答性が高い (Responsive)」とは、入札者が、公示 (Invitation to Bid) における要求事項を全て満たしている（遵守している）ということである。例えば、必要書類が全て提出されているか、などの形式要件もこれに含まれる。

図表 「応答性」の視点

- 応札者は、公示の要求事項を全て満たしていかなければならない。((B)idder must have met all of the requirements of the Invitation to Bid.)
- 応札者は、入札における全ての要求事項を実質的に遵守していかなければならない。((B)idder must have substantially complied with all of the bid requirements.)

資料) ガイドの関連部分を三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが要約

また、「履行能力のある (Responsible)」とは、入札者に案件全てを実施する能力 (capacity) があるということである。関連業務の経験が全くない場合や、要求標準以下の業務経歴がある場合などには、履行能力についての否定的な判断材料となる。

図表 「履行能力」の視点

- 最低価格入札者は、契約の下で求められる全てを実施する能力を持っていかなければならない。 (This means that the low bidder has the capability in all respects to do the work or furnish the goods and services under the contract.)

資料) ガイドの関連部分を三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが要約

#### ②英国

次に英国では、欧州連合の「公共工事契約・公共調達契約・公共サービス契約の締結に係る手続の調整についての欧州指令」(2004) を基に、「公共契約規制 (Public Contract Regulations)」(2006) が策定されており、その中の「公共契約の調達に係る手続」にて、わが国の入札参加資格と同様の機能が規定されている。

具体的に、入札参加希望者の経済・財務状況、技術・専門能力によっては、入札の評価対象から排除することが認められている。

図表 「公共契約規則」の関連部分の概要

「公共契約規制」(2006年)

第3部 公共契約の調達に係る手続

**第15条 (11) 一般手続 (open procedure)**

**第16条 (7) 限定手続 (restricted procedure)**

**第17条 (9) 交渉手続 (negotiated procedure)**

**第18条 (10) 競争的対話手続 (competitive dialogue procedure)**

第23条に照らして不適格とみなされる場合、及び以下の事項について受託者に求められる最低基準を満たさない場合には、その入札者は、評価対象から除外しても良い (may exclude a tender from evaluation)。<sup>5</sup>

- ・経済・財務状況
- ・技術・専門能力

第4部 経済的実施者の選定

**第23条 拒否の基準**

以下のような罪で有罪となっている主体（若しくはその役員や当該主体の代表・統制・決定に関して権力を有する人間が有罪となっている主体）は、不適格とみなされ、落札者として選定されない。

- (a) ~ (f)

**第24条 経済・財務状況 (economic and financial standing) に関する情報**

以下の情報を考慮しても良い (may)。

- ・取引銀行からのステートメント、損害賠償保険の証拠
- ・財務諸表
- ・過去3年度における全社的な収益状況。可能であれば (where appropriate)、該当分野の収益状況。

**第25条 技術・専門能力 (technical or professional ability) に関する情報**

契約の内容に応じて、以下の情報を考慮しても良い (may)。

<sup>5</sup> 第15条～第18条にて規定されている入札手続（入札手法）の全てにてそれぞれ、これと同様の内容の規定がなされている。

- ・技術的な能力（technical ability）： 技術（skills）、効率性、経験、信頼性
- ・過去 5 力年の業務実績： 額、主体、タイミング、完了状況（業務が適切に遂行され完了したか）

資料)「公共契約規則」の関連部分を三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが要約

## (2) 総合評価の手法

### ①米国

#### (a) 連邦政府の取組み

米国連邦政府では、わが国における総合評価落札方式と同じ手法は採用されていないと思われる。実施されている取組みの中では、「交渉による調達」のうちの「トレードオフ」と言われる仕組み（Tradeoff process）が、質（技術）と価格とを総合的に判断するという観点から、総合評価落札方式に最も近いものと考えられる。また、質（技術）と価格の双方を基に判断するとの観点からは、「価格入札」のうちの「二段階入札方式」（Two-step sealed bidding）及び、「交渉による調達」のうちの「容認しうる技術水準の最低価格入札者を供給者として選定するプロセス（Lowest price technically acceptable source selection process）」も、総合評価落札方式に類似した考え方を有している。これら制度の概要を、以下に整理する。

連邦政府における調達の方法は、「連邦調達規則」で調達方法及び契約の種類について規定している「サブチャプターC（Subchapter C）」（第13～18部）に言及がある。調達方法については、簡易調達手続、価格入札、交渉による調達の3種類が規定されている。

図表 「連邦調達規則」に規定される調達の方法

- |   |
|---|
| 第 13 部 簡易調達手続（Part 13: Simplified Acquisition Procedures） |
| 第 14 部 価格入札（Part 14: Sealed Bidding）                      |
| 第 15 部 交渉による調達（Part 15: Contracting by Negotiation）       |

資料)「連邦調達規則」

このうち、第14部にて規定される価格入札制度の一つとして「二段階入札方式」がある。これは、まず第一段階で入札者の技術提案書を評価して、その結果として容認しうる水準とみなされた入札者のみの間で、第二段階の価格競争を実施するものである。質（技術）と価格が総合的に判断されるものではないが、これら2つの要素を用いて判断する仕組みである。

図表 「二段階入札方式」

**14.5 二段階入札方式 (Two-step sealed bidding)**

- ・第一段階 技術提案書の評価
  - ・第二段階 価格の評価
- ・・・第一段階で容認しうるとされた提案者 (acceptable technical proposal) のみ

資料)「連邦調達規則」の関連部分を三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが要約

次に第 15 部では、交渉によって供給者の選定を行う手続について規定している。そこでは、供給者の選定についての具体的な方法として、「トレードオフ」プロセスと「容認しうる技術水準の最低価格入札者を供給者として選定する」プロセスが規定されている。

「トレードオフ」プロセスでは、質（技術）と価格の評価配分を案件ごとに予め設定した上で、それに基づいて総合的に判断するものであり、「価格が最も安い参加者」「技術の最も高い参加者」の双方が、供給者として選定されない可能性のある仕組みである。質（技術）について何がその評価要素になるのかも、案件ごとに予め設定されていなければならない。交渉による調達プロセスではあるが、質（技術）と価格との間にトレードオフがあることを前提として総合的に判断する点において、実質的に総合評価落札方式に近い考え方によるものと思われる。

「容認しうる技術水準の最低価格入札者を供給者として選定する」プロセスは、前述の「二段階入札方式」と同様に、容認しうる技術水準の提案書を提出した参加者の中で、最も低価格の入札者を供給者として選定する仕組みである。二段階入札方式との相違は、この「容認しうる技術水準の最低価格入札者を供給者として選定する」プロセスは、交渉による調達の一手続きであるので、質（技術）と価格について、調達主体と参加者とが交渉しつつ判断が下される仕組みである点にある。

図表 「連邦調達規則」の関連部分の概要

**第 15 部 交渉による調達**

**15-1 供給者の選定プロセスと技法 (Source selection processes and techniques)**

**15.101 ベスト・バリューの追求 (Best value continuum)**

交渉による調達において、特定の供給者選定方法若しくはその組合せによって、省庁はベスト・バリューを得ることができる。調達の特徴によって、価格要素の重要性が変わってくる。例えば、要求事項が明快に定義可能であり、契約が失敗に終わるリスクも小さい場合には、価格要素が供給者選定の主たる要素となる。要求事項が明確ではなくなるほど、そしてリスクが多くなるほど、技術要素や過去の業績が供給者選定における主たる要素となる。

**15.101-1 「トレードオフ」プロセス (Tradeoff process)**

(a) 「トレードオフ」プロセスは、政府が、「価格が最も安い参加者 (offeror)」及び「技術が最も高い参加者」以外を供給者として選択したいと考える際に、最も適するプロセス

である。

(b) 「トレードオフ」プロセスを適用する際には：

・全ての評価要素とその相対的な比重が、公示（solicitation）にて明確に示されている必要がある。

・公示にて、「価格」と「それ以外の評価要素」のどちらがより重要であるのか、若しくは両者は同等であるのかを述べる必要がある。

(c) このプロセスでは、「価格」と「それ以外の評価要素」とのトレードオフが可能になり、政府は最低価格以外の提案書を採用することが可能となる。より価格の高い提案書に価値を認めることは、政府費用の増大を意味しており、そのことの正当性を文書にて残す必要がある。

### **15.101-2 容認しうる技術水準の最低価格入札者を供給者として選定するプロセス (Lowest price technically acceptable source selection process)**

(a) このプロセスは、容認しうる技術水準の最低価格入札者を供給者として選定することでベスト・バリューが期待できるときに適切なものである。

(b) このプロセスを採用する際には：

・全ての評価要素が、公示（solicitation）にて明確に示されている必要がある。公示には、「価格以外の要素」にて一定水準以上である参加者の内で最低価格をつけた参加者を供給者として選定する旨を明記する必要がある。

・トレードオフは認められない。  
・技術提案書は、技術面で容認しうる水準か否かの点で評価されるが、技術点でランキングされることはない。

資料)「連邦調達規則」の関連部分を三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが要約

これら交渉による調達のプロセスにおいて用いられる評価要素は、第 15 部の 15-304 にて規定されている。具体的に、質（技術）の面での評価要素には、過去の実績、仕様書の遵守状況、技術的な優位性、マネジメント能力、実施体制（要員の資格）などが含まれている。質に関する評価要素の中でも、過去の実績については、「応札者が当該契約を成功裏に実施しうる能力を有することを示す指標」として、その評価についての考え方が別途示されるなど、重要視されていることが窺える。

このような規定を基に個別の案件ごとに具体的な評価要素が決定されて、それに基づいた評価が実施される。

そして続く第 15 部の 15-305 にて、評価手法についての規定がある。レーティング手法等の活用による評価の方法についての言及がある。

図表 「連邦調達規則」の関連部分の概要

**15.304 評価要素**

○落札者の決定：

- ・案件ごとに作成された評価要素の評価に基づく。

○評価要素：

・評価要素は、製品・サービス提供者の選定に重要と考えられる事項を代表し、かつ競争参加者間の比較が十分できるものである必要がある。具体的な評価要素とそれらの間の相対的な重要性の決定は、下記を踏まえた上で、調達者の裁量による。

- ◆価格（費用）要素は、全ての案件にて評価する必要がある。
- ◆製品・サービスの質の要素は、全ての案件にて評価する必要がある。
- ◆質の要素には、価格以外の要素である過去の実績、仕様書の遵守状況、技術的な優位性、マネジメント能力、実施体制（要員の資格）、これまでの経験、などが該当する。
- ◆「過去の業績」は、例外が認められる場合を除いて、全ての案件にて考慮する必要がある。
- ◆再委託が含まれる案件の場合には、小企業の参加に関するこれまでの業績も含める。
- ◆在宅勤務が禁止されていない場合には、在宅勤務を含む提案を不利に扱わない。

○評価要素及び評価要素間の関係などの明示：

・全ての評価要素とそれらの相対的な重要性は、公示にて明示される必要がある。レーティング手法は公表される必要はない。過去の業績を評価するための方法は、記述される必要がある。

資料)「連邦調達規則」の関連部分を三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが要約

(b) 自治体政府（市）の取組み —サンディ・スプリングス市の包括的外部委託における総合評価落札方式—<sup>6</sup>

米国ジョージア州のサンディ・スプリングス市では、次のような総合評価落札方式が採用されている。同市は、アトランタ市に隣接する自治体であり、2005 年に郡から独立して新規の市として設置された自治体である。新しい市の設置に伴って実施された画期的な取組みが、市役所業務の包括的な外部委託である。安全分野に関する以外の業務を包括的に民間企業に委託するという取組みが実施された。外部委託する業務を管理サービス、技術サービスの 2 本に束ねて、それぞれに対して外部委託のプロセスが行われた。

総合評価落札方式では、加算法が採用されて、「価格：質（技術）」の比率は 1：3 に設定

<sup>6</sup> オリバー・W.・ポーター著、東洋大学 PPP 研究センター訳・解説、根本祐二／サム田渕監修「自治体を民間が運営する都市」（時事通信社）、Oliver W. Porter, Creating the New City of Sandy Springs, Author House, Oliver W. Porter, Public/Private Partnerships for Local Governments, Author House を参照した。

された。このうち、価格については、最低価格者の価格点を 100 点（満点）として、その他は、最低価格／応札価格 × 100 で計算するという仕組みが取られている。

技術点については、この事例の場合には、市の業務の殆どを包括的に民間に委託するという革新的な案件であったため、応札企業の過去の類似実績（外部委託される個別の公共サービスについての提供実績）が極めて重視された。

このような総合評価落札方式が適用された結果として、管理サービス及び技術サービスの双方について、同一企業が落札している。なお、管理サービスは一者応札であった。

図表 サンディ・スプリング市総合評価落札方式のポイント

- 新規独立市：
  - ・ サンディ・スプリングス市は、ジョージア州、アトランタ市の北側に隣接する市。
  - ・ 2005 年に、郡から独立して新規の市を設置した。
  - ・ 郡からの独立は、郡政府の非効率性への不満が主要因。合計 20 年以上を費やして、州法の修正及び住民投票を経て実現。
- 包括的な外部委託制度：
  - ・ 「安全」分野以外のすべてを外部委託。（当初の市職員は数名。）
  - ・ 包括委託する市の業務を「管理サービス」「技術サービス」の 2 本に分けて、それについて外部委託のプロセスを実施。
  - ・ 受託企業は 1 社。（2 本の包括委託契約を同一企業が受託。）
  - ・ 固定額方式での契約。
- 外部委託先の選定：
  - ・ 募集要項（Request for Proposal: RFP）を基に提出される提案書を、総合評価落札方式にて評価。
  - ・ 「加算方式」を採用している。（価格：質 = 1:3）
  - ・ 質： 3 要素（各要素 100 点、合計 300 点）
    - ①資格と経験（応募者の資格、経験、及び財務状況）
    - ②特定サービスに関する過去の経験  
(管理サービスと技術サービスとに分けて契約。  
それぞれ、個別具体分野の経験を得点化。下図表を参照。)
    - ③計画（サービスの開始と実施についての提案）
- ・ 価格： 最低価格者が 100 点（満点）。その他は、最低価格／応札価格 × 100 で計算
- ・ 評価： 評価チーム（外部人材 6 名。入札の評価経験を有する住民及び近隣自治体の職員）による評価の実施。

図表 管理サービスに対する RFP

サービス／機能	得点
管理運営	0-10
財務	0-20
裁判所	0-5
経理	0-10
人事	0-10
IT	0-25
警察	0-10
消防	0-10
<b>合計</b>	<b>0-100</b>

図表 技術サービスに対する RFP

サービス／機能	得点
公共工事	0-15
交通	0-20
道路、通行権、施設	0-10
公園・リクリエーション	0-10
施設整備	0-10
都市計画	0-20
査察、許認可	0-15
<b>合計</b>	<b>0-100</b>

資料) オリバー・W.・ポーター著、東洋大学 PPP 研究センター訳・解説、根本祐二／サム田渕監修「自治体を民間が運営する都市」(時事通信社) の関連部分を三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが要約

## ② 英国

### (a) Value for Money (VFM) 原則

英国では、Value for Money (VFM) の実現が、公共調達にて追求されるべき第一の目的として位置づけられている。

「最善の VFM とは、顧客の要求事項に適合するための費用（全事業期間）と品質との最適な組合せを意味する。」(“*Best VFM is the optimum combination of whole life cost and quality to meet the customer's requirement.*”)

### (b) 中央政府の取組み

英国の総合評価落札方式も、欧州連合の「公共工事契約・公共調達契約・公共サービス契約の締結に係る手続の調整についての欧州指令」(2004) を基にした「公共契約規制 (Public Contract Regulations)」(2006) にて位置づけられている。

同規則第30条にて規定されているmost economically advantageous tenderの仕組みが、わが国の総合評価落札方式に近いものと考えられる。規則には、加算方式の採用は明記されていないが、質と価格の双方を含む評価要素のウェイト付けを規定していること及び下記のような事例を踏まえると、加算方式を想定しているものと考える。

また既述のように、別の条項にて、財務状況や施設設備の保有状況を入札参加の事前確認の対象としうることが規定されている。

図表 「公共契約規制」の関連部分の概要

**第30条 公共契約の評価基準 (Criteria for the award of a public contract)**

- (1) 「最低入札価格方式」か「総合評価落札方式 (most economically advantageous tender)」の選択
- (2) 総合評価落札方式の評価基準： 質、価格、技術的メリット、外形的・機能的特性、環境要素、ランニング・コスト、効率性、技術支援、提供期限など。
- (3) 評価基準間のウェイトの設定
- (4) ウェイトの設定における、「幅」「最小値・最大値」での設定
- (5) ウェイトを設定できない場合の、重要性の高いものからの評価基準の列挙義務
- (6) 超低価格入札 (abnormally low) の際の拒否要件
- (7) 上記の際に入札者に説明を求める事項
- (8) 上記の際に国の補助がある場合の対応
- (9) 上記の際に拒否した場合の対応
- (10) 用語の定義

資料) 公共契約規則の関連部分を三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが要約

＜事例＞

以下では、調査時点現在で公示中であった総合評価落札案件における、評価基準の事例を示している。

これらの事例において、価格以外の評価基準を仮に技術点と位置付けると、全体として「価格点：技術点=1：1.5～1：3」の幅の中にて収斂している。

図表 建設デザイン事業における評価基準例

- ・価格=30
- ・質=70

資料) Tenders electronic daily (TED) <http://ted.europa.eu/TED/browse/browseByBO.do>

図表 飲食品調達供給事業における評価基準例

- ・価格=40
- ・利用可能性=30
- ・質=10
- ・サービス=10

- ・契約マネジメント=10

資料) Tenders electronic daily (TED) <http://ted.europa.eu/TED/browse/browseByBO.do>

図表 電子機器の設計・製造事業における評価基準例

- ・価格=5
- ・仕様遵守=4
- ・業務継続性（引継ぎ状況）=4
- ・配送予定=3
- ・類似案件の経験=2
- ・提供される情報の質=1
- ・その他=1

資料) Tenders electronic daily (TED) <http://ted.europa.eu/TED/browse/browseByBO.do>

図表 PC ネットワークの提供事業における評価基準例

- ・仕様を遵守する能力=40
- ・価格=25
- ・経験=35

資料) Tenders electronic daily (TED) <http://ted.europa.eu/TED/browse/browseByBO.do>

図表 公共輸送事業における評価基準例

- ・価格=1
- ・環境配慮=2

資料) Tenders electronic daily (TED) <http://ted.europa.eu/TED/browse/browseByBO.do>

### (c) 中央政府の公共工事における取組み

上記公共契約規制が制定される以前は、英国政府の公共工事において、以下のような枠組みによる総合評価落札方式が実施されていた。ここでも加算方式が採用されており、質の面では、契約履行に関する提案、実施体制（資格、経験を含む）、技術的適性（実績を含む）などが評価要素として設定されていた。

図表 英国政府の公共工事におけるかつての総合評価落札方式のポイント

- 落札者決定方式： 加算方式
- 評価者： 品質は、外部委員会（専門家により組成）が評価
- 評価基準（品質）： 契約履行に関する提案、実施体制（資格、経験を含む）、技術的適正（実績を含む）、など

資料) 西野仁「英国における総合評価落札方式」『建設マネジメント技術』（2002年8月号）から関連部分を三菱UFJリサーチ&コンサルティングが要約

この制度では、公共工事の分野によって、品質点と価格点の配分比が以下のような幅にて設定されていた。

図表 公共工事の分野別、品質点と価格点の配分比

工事分野	品質：価格（対コンサルタント）	品質：価格（対請負事業者）
事業性調査	80:20～90:10	—
革新的な事業	70:30～85:15	20:80～40:60
簡単な事業	30:70～60:40	10:90～25:75
再事業	10:90～30:70	5:95～10:90

資料) 西野仁「英国における総合評価落札方式」『建設マネジメント技術』(2002年8月号)

#### (d) 地方公共団体政府の取組み

次に、英国の地方公共団体政府における総合評価落札方式の取組み事例を以下に示す。ロンドン近郊の自治体である Three River District のごみ収集分野の事例であり、加算方式が採用されている。また質の面では、実施体制、実施手法、及び財務状況がその評価要素として設定されている。

図表 Three River District の取組みの例（ごみ収集分野）のポイント

- 加算方式 （質：価格 = 6:4）
- 質の評価基準： ①実施体制（人材、機材、施設、リスク対応）、②実施手法（サービス提供、マネジメント、研修・育成、安全、機会均等、顧客対応、質の確保、環境方針、サービス強化、作業者のスタイル、基準を達成かつ超えるための方策）、③財務状況
- 質の得点ウェイト： ①：②：③=11:12:1
- 評価方法： 役所庁内で評価委員会を組成して評価

資料) 同政府資料を基に、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

### ③ 国際機関

#### (a) 世界銀行 (World Bank)

世界銀行では、総合評価落札方式(QCBS: Quality- and Cost-based Selection)（加算方式）の採用について、下記アジア開発銀行と同じ要件を設定するとともに、技術点の細項目と得点配分の目安、評価委員会の組成と留意点、評価選定プロセスについて、ガイドラインにて詳細に定めている。

まず「価格：質」の比率について、価格は 100 点満点として 10-20 点の間が一般的であり 30 点を超えないこと、と定められている。

そして「質」の評価について、以下のよう評価基準が採用されている。このうち、「主たる要員」については、①資格、②業務従事の適切性、③対象地域での経験が、具体的な評価基準となっている。そしてこれら質の要素の評価基準・得点、及び「価格：質」の比率は、個別案件の実施要項にて具体的に明記されることとなっている。

図表 世界銀行における「質」の評価基準

- |  |
|--|
| ・経験： 5 to 10 points                          |
| ・手法： 20 to 50 points                         |
| ・主たる要員： 30 to 60 points                      |
| ・知識の移転： 0 to 10 points                       |
| ・当該国民の参加： 0 to 10 points                     |
| ・合計： 100 points (各要素を、上記の幅で調整して合計を 100 とする。) |

資料) 世界銀行ガイドラインの関連部分を三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが要約

また、以下のような業務の場合には、総合評価落札方式ではなく、企画競争であるプロポーザル方式（QBS: Quality-based Selection）を選択するとしている。①複雑かつ高度な専門性ゆえに、仕様や受託者が行うべき作業の定義（明確化）が難しい業務。②後続する作業への影響が大きいため、サービスの質自体がプロジェクトの成果のために最重要視される業務（大規模インフラ技術設計など）。③大きく異なる方法で実施可能なため、価格の比較が困難となる可能性がある業務。

(b) アジア開発銀行 (Asian Development Bank: ADB)

アジア開発銀行において採用されている総合評価落札方式のポイントとして、以下を挙げることができる。

図表 アジア開発技能における総合評価落札方式のポイント

- |   |
|---|
| ○ プロポーザル方式 (QBS: Quality-based Selection) と、総合評価落札方式(Quality-and Cost-based Selection: QCBS) の要件を明確に規定。   |
| ○ 総合評価落札方式 (QCBS) (加算法) について、「質と費用の双方から評価するためには、仕様を極めて明確にして、入札者が業務量も適切に把握でき、それを基に正確に積算を実施しうるようにならなければならない。逆にこれらが明確ではない案件には、総合評価落札方式 (QCBS) は選択されない。」との立場を示している。 |
| ○ 総合評価落札方式における価格点の配点は 20% であり、技術点の比重が大きい。   |

資料) アジア開発銀行資料の関連部分を三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが要約

(3) 価格オーバーについての対応

上記の米国バージニア州の取組みにおいて、全ての応札者が予定価格オーバーの際の対応方法が示されている。但し、上記と同様に価格入札の場合である。具体的に、全ての入札価格が予定価格をオーバーした場合には、応札者の中で最も価格の低い者と交渉を行って、仕様のスペック・ダウンと入札価格の削減について協議して、交渉が成立した場合には、当該応札者を落札者とするものである。

図表 米国バージニア州における価格オーバーについての対応のポイント

- もし全ての入札価格が予定価格（available funds）を超過した場合には、行政は、その中で最も安価な（かつ応答性が高く、履行能力のある）応札者と交渉を行うことができる。交渉では、仕様の要求水準を下げた（減らした）場合に、予定価格内の契約が可能か否かの協議を行う。
- 交渉の後、当該応札者は、仕様の変更、入札額の削減、最終入札価格を記した追加書類（Addendum）を提出する。
- この追加書類が行政にとって受け入れ可能であるときは、この追加書類の条件にて、当該応札者が落札者となる。しかし、予定価格以内での合意に至らずに交渉が纏まらない時には、入札不調とする。

資料) ガイドの関連部分を三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが要約

### Ⅲ. 総合評価落札方式に関するヒアリング調査結果

#### 1. 調査の方法

総合評価落札方式の実施状況等について、発注者である行政及び応札者である民間の事業者の双方に対してヒアリング調査を実施した。ヒアリング先は、以下の通りである。なお、次頁以降の「2. 調査結果」では、本調査研究と並行して開催された有識者研究会での検討・分析結果も適宜反映している。

図表 総合評価落札方式の実施状況に関するヒアリング先

区分	機関名
国	A省、B省
地方公共団体	地方公共団体C、地方公共団体D、地方公共団体J
独立行政法人	独立行政法人E、独立行政法人F
民間企業	ゼネコンG社、ビルメンテナンスH社、人材派遣I社

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

各機関へのヒアリング事項については以下の通りである。

図表 ヒアリング事項（国、独立行政法人、地方公共団体）

1. 取組みの背景・経緯： 制度はどのような背景・経緯で導入されたのか。
2. 制度設計プロセス： 制度はどのような過程で策定されたのか（体制、参照した事例等）。
3. 制度の特徴： 制度設計における特徴は何か。
  - 評価基準
  - 評価方法（加算・除算）
  - 参入要件
  - 低入札価格調査の設定
  - インセンティブ、ディスインセンティブ
4. 実施状況： 総合評価落札方式の適用実績はどのようなものか。
5. 制度施行による成果・効果： 制度導入による予算、サービスの質への貢献度合いは。
6. 制度実施上の工夫： 競争性の確保、提案の質の向上のための制度・運用上の工夫は。
7. 実務上の課題： 制度実施に伴う実務上の課題は何か。
8. 入札結果の情報開示の状況
9. 今後の改善の方向性： 上記を踏まえての今後の改善の方向性は。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 ヒアリング事項（民間企業）

- |   |
|---|
| 1. 主たる公共調達の実績                               |
| 2. 公共調達改革の現状： 現状の公共調達改革をどう評価するか。            |
| 3. 総合評価落札方式の成果と課題： 総合評価落札方式導入の成果と課題は何か。     |
| 4. 総合評価落札方式の改善： 総合評価落札方式の今後の改善点、方向性はどうか。    |
| 5. 総合評価の在り方： 提案者として良いと考えられる制度の在り方はどのようなものか。 |

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## 2. 調査結果

### (1) ヒアリング調査結果のポイント

ヒアリング調査の結果に関するポイントは以下の通りである。

図表 ヒアリング調査結果のポイント

- |  |
|--|
| ① 国では国土交通省における公共工事への総合評価落札方式の適用を起点に他分野に拡大した。   |
| ② 地方公共団体の指定管理者制度、アウトソーシングにも総合評価落札方式の適用事例がある。   |
| ③ 価格競争から総合評価への転換と、企画競争から総合評価への転換では状況が異なる。  |
| ④ 総合評価が適する案件に適用することが重要である。   |
| ⑤ 過度な価格競争（価格評価の重視）はサービスの低下へつながる。   |
| ⑥ 発注者サイドにおいて、総合評価落札方式における事務手続きの煩雑さが課題となっている。   |
| ⑦ 総合評価落札方式の拡大に伴い、技術点での差が縮小する傾向がある。   |
| ⑧ 過度の価格競争問題への対応策の一つとして「複数段階の評価」が考えられる。メリット・デメリットや適用可能性を検討することが中長期的課題と考えられる。  |
| ⑨ 予定価格オーバーによる失格制度があるために、企画内容重視の競争が阻害されている状況を踏まえ、予定価格の上限拘束性の撤廃あるいは一つの目安としての予算上限額等の事前公表を実施することが対応策として考えられる。  |
| ⑩ 過度の価格競争回避や、企画内容での競争促進のため、下限価格の設定を行うことが考えられる。なお、多くの地方公共団体では、総合評価落札方式において同様の制度の導入実績があり（「最低制限価格制度」）、また一部の地方公共団体では、下限価格を下回る額の入札を行った応札者を単に失格とするのではなく、当該基準価格を下回る額の入札の価格評価点を減点する「配点基準価格制度」が導入されている。最低制限価格制度と同様のダンピング防止効果が期待でき、かつ、技術点が高い提案の逆転の余地を残せることがメリットとして説明されている。 |

- ⑪ 過度の価格競争回避や、企画内容での競争促進のため、低入札調査を機能させる工夫を行うことが重要である。
- ⑫ 参入者が増えるよう多様な主体（NPO 等）の入札への参加奨励を行うことも一方法である。
- ⑬ 健全な競争を促進するために、仕様内容を適正化することで、応札者側で検討しやすくすることが重要である。
- ⑭ 提供されるサービスの品質を確保し、健全な競争を促進するために、入札参加資格・応募条件を見直すことで、不適切な事業者を排除し、適切な事業者が参入しやすくなることが重要である。
- ⑮ 除算方式、加算方式によって応札者の対応は大きく異ならない。
- ⑯ 応札者は創意工夫、質による評価が重視されることが競争促進につながると認識している。
- ⑰ 総合評価落札方式による効果の分析は途上段階にある。
- ⑱ 事業主体の恣意性の反映を排除しにくい構造がある。
- ⑲ 適切な競争を促進する観点から、基礎点の位置づけを見直す必要がある。

資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

## (2) ヒアリング調査結果概要

以下では、上記ポイントの内容について説明する。

### ① 国では国土交通省における公共工事への総合評価落札方式の適用を起点に他分野に拡大

価格以外の工期、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の導入は、政府の規制緩和推進3ヵ年計画（平成10年3月31日閣議決定）において、公共工事について平成10年度中に総合評価落札方式の導入を図るべき旨が決定されたこと起点にしている。その後、公共工事発注機関と大蔵大臣（現在の財務大臣）との包括協議が整い、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（建設省会発第172号、平成12年3月27日）が通知され、以降、公共工事を対象に本格的に総合評価落札方式の導入が進められている。また、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、同法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして総合評価落札方式の適用が掲げられている。現在、国土交通省直轄の公共工事では、ほぼ100%において総合評価落札方式が導入されている。

他方、公共工事以外の分野でも総合評価落札方式の導入が進んでおり、その背景には随意契約の見直しがある。随意契約については、平成18年2月の公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議における「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」のとりまとめを

受け、各府省において随意契約の緊急点検を行い、その結果を踏まえ、「随意契約見直し計画」が作成（平成18年6月、平成19年1月改訂）され、以降、各府省において同計画に基づいて随意契約の適正化が進められている。このような状況の中、経済産業省においては、独自に調査、広報、研究開発を対象にしたガイドラインを策定している。

また、独立行政法人についても、平成18年3月、各府省を通じて随意契約の基準の策定、随意契約の公表が要請され、さらに平成19年2月、各府省を通じて随意契約の適正化及び事後評価が改めて要請され、以降「独立行政法人整理合理化計画」の一環として、各法人について「随意契約見直し計画」を作成することになった。その結果、従前は随意契約であった案件が一般競争入札、総合評価落札方式へと移行されるようになっている。また、その後、「独立行政法人の事務・事業の見直しの方針」（平成22年12月、閣議決定）でも、例えば国際協力機構のコンサルタント契約への総合評価落札方式の導入がされ、具体的な検討がなされている。

#### ② 地方公共団体の指定管理者制度、アウトソーシングにも総合評価落札方式の適用事例有り

地方公共団体では、公共サービスへの民間開放が進められている中、指定管理者制度、アウトソーシングにおいて総合評価落札方式を採用している事例（企画競争もあり）がある。各団体によって取組みは異なるが、例えば総務事務センターの事例では、事前に予定価格を公表するほか、総合評価における技術点の割合を9割程度に設定する等、よりサービスの質の評価を重視した事例が確認できる。

他方、公共工事に関しては、団体によって取組みに差異があり、現状は、指名競争入札・一般競争入札から総合評価落札方式への転換が進められている段階である。

#### ③ 価格競争から総合評価への転換と、企画競争からの総合評価への転換では状況が異なる

ヒアリングによれば、従来より価格による競争が前提であった公共工事の分野では、価格以外に企画・技術の要素が取り込まれた、という経緯から、比較的順調に導入が進展しているようである。

一方、従来は価格以外の要素で調達の評価がなされていた企画競争案件では、新たに価格での評価が導入され、かつ予定価格も示されないことから、発注者の側にとっては、「安かろう、悪かろう」に陥る状況が実際に発生しており、また応札者である企業の側にとっても、落札するため総合点を得るために価格を下げた応札が求められるため、仕様に求められている事項以外の工夫を提案するインセンティブが低下する等の状況にある。そのようなことから、従来の企画競争から総合評価への転換には、発注者においてもやや慎重な姿勢が確認できる。

#### ④ 総合評価が適する案件に適用することが重要

国土交通省の取組み方法において整理したように、案件の性質に応じて適切な入札方法（落札者決定方法）が採用されることが重要であり、総合評価落札方式もそれが適する案

件に適用する必要があるとの指摘があった。

逆に、例えば仕様にて工程や工数を特定しにくい（しえない）ような案件の場合には、別の手法の適用を検討すべきであるとの見解である。

#### ⑤ 過度な価格競争（価格評価の重視）はサービスの低下へつながる

上記のように総合評価によって価格面での工夫が求められる状況によって、応札者においてはコストの縮減が求められるようになり、その結果、サービスの質の低下が生じている事例も確認できた。また、技術点において過去実績が評価対象になることも、このような低価格入札を助長することになっている。特に、人的サービスを中心とする役務提供型の事業では、価格の低下はすなわち従事者の雇用環境・教育内容に直結し、より質の高いサービスの提供を妨げる結果になりうる。

従って、市場に応じた予定価格の調整や、場合によっては予定価格、若しくはその水準となる目安の公表、低入札価格調査の徹底といった取組みが求められる。

#### ⑥ 総合評価落札方式における事務手続きの煩雑さが課題に

総合評価落札方式では提案内容を審査して、それを点数化することから、評価基準の選定や客観的な評価の実施といった事務手続き上の手間が求められ、それが総合評価落札方式の導入拡大の妨げとなっている。特に、地方公共団体の公共工事の総合評価では、審査基準の選定と評価のそれぞれの段階において有識者の意見を聞くことが法令上で求められており、これが実務上の導入拡大の課題になっている、との指摘があった。

そのため、評価項目の標準化や評価者の育成等が、総合評価落札方式の導入・進展において求められると考えられる。

#### ⑦ 総合評価落札方式の拡大に伴い、技術点での差が縮小する傾向がある

総合評価落札方式の拡大に伴い、技術に差がつきにくい事業を中心に技術点に差が開かず、結果的に価格競争となってしまうような事例が確認された。応札者へのヒアリングでは、性質的に技術に差が生じにくいような案件については、より簡易な方法による技術提案を求める方向での見直しが指摘された。また、技術点をより重視し、かつ運用面において応札者において技術点の差が生じるような評価を実施すべき、との意見もあった。

#### ⑧ 複数段階の評価の検討ニーズ

技術に差がつきにくい事業を中心に技術点に差が開かなくなっている状況を解決する一方策として複数段階での評価方式がある。これは最初の段階で上位数社を選定し、次の段階でより詳細に提案内容を審査・評価するもので、これによって審査の事務負担の低減と質の高い提案の選定を可能とするもので、既に国土交通省の公共工事（二段階選抜方式）においても試行的に実施されている。

#### ⑨ 予定価格の上限拘束性の撤廃あるいは事前公表の実施

予定価格が事前に公表されていない、あるいは事前に上限額の推定が困難な場合、応札

者は、落札するためには限界利益の水準に近い価格での応札を強いられることとなる。結果、提案者の創意工夫の余地が狭くなり、「安かろう、悪かろう」となる恐れがある。また、応札価格が予定価格を上回って、即、失格になると、良い提案をしても評価されず、提案する側の応札意欲を低減させる恐れがある。そのため、応札者の参入意欲の向上、質の高い提案を求めるためには、予定価格の上限拘束性の撤廃あるいは事前公表の実施についても検討する必要があると考えられる。

#### ⑩ 価格競争を回避するための「下限価格」の設定

国土交通省が発注する公共工事では、低入札調査基準価格を設定しており、通常は予定価格の86%程度に設定されている。これよりも低い価格で入札すると、費用が適切ではないということで、施行体制等について疑義が呈され、結果的に不採用となることもある。応札者側からみると、このような運用によって、応札者は過度な低価格にて入札するのではなく、発注者が質を踏まえて適正と考える最低限の基準価格での応札となり、質と価格の双方を踏まえた調達が可能となる。

図表 参考情報：下限価格の設定について

- ・ 「最低制限価格制度」は、地方公共団体独自の制度である。これは、競争入札において、最低制限価格を設定し、最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする方式である。
  - 地方自治法施行令167条の10 2項  
普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
- ・ 地方公共団体において、「最低制限価格制度」の適用は、総合評価落札方式においても認められている。
  - 地方自治法施行令167条の10の2 1項 （※総合評価落札方式に関する規定）  
普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法234条第3項 本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを持つて申込みをした者を落札者とすることができる。
  - 同2項 （※総合評価落札方式に最低制限価格制度を適用することに関する規定）  
普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係

る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができます。

- ・ 実際に、多くの地方公共団体の公共工事案件において最低制限価格が設定されている。
- ・ 関連して、例えば新潟市では、平成20年以降、「配点基準価格制度」を導入している。「配点基準価格制度」とは、当該基準価格を下回る額の入札の価格評価点を減点するものである。最低制限価格と同様のダンピング防止効果が期待でき、かつ、技術点が高い提案の逆転の余地を残せることがメリットとして説明されている。
- ・ 他方、国においては、最低価格落札方式（会計法29条の6 1項）が基本とされているところ、その特則としては「低入札価格調査制度」（同条項但し書き）、「総合評価落札方式」（同条2項）の2つが規定されており、最低制限価格制度は規定されていない。
- ・ 地方公共団体における最低制限価格制度のメリットとしては、総務省資料等において、ダンピングの排除効果が挙げられている。
- ・ 他方でデメリットとしては、低価格化が一層進み、最低制限価格ギリギリの応札ばかりになくなってしまうとの指摘もある（横関洋一「公共工事における入札契約制度の改革の進展と課題～総合評価方式の導入と展開を中心に～」（立法と調査 2009.12 No.299、p.93））。企画競争を促す施策を別途講じる、最低制限価格の設定水準を適切なものとする、などの運用上の工夫が重要と考えられる。

資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

#### ⑪ 低入調査を機能させる工夫

上記下限価格の設定と併せて、過度な低価格入札を積極的に排除する手法として低入調査の機能強化策も考えられる。団体にもよるが、低入調査で失格となった事例はあまり多くはない、との意見もあり、一定の制限価格を下回る応札については、より厳格に審査し、制限価格を下回る応札は基本的に失格とする、といった基準・方針が求められる。このような低入調査の機能強化のためには、発注者側での積算能力の強化が併せて求められる。

#### ⑫ 多様な主体（NPO等）の入札への参加奨励

公共サービスの改革に伴う民間開放により、幅広い主体の入札参加が期待される。特に、公的サービスの実施においては、大規模の営利企業のみならず、中小企業、個人事業主、公的な役割を果たしているNPO法人等の応札への参画と拡大が期待されている。

発注者においても、このような多様な主体の応札を実現すべく、これら主体間での評価に差異が生じないような評価基準の選定や、あるいは、現状において応札実績が少ない主体の参加を促進するような基準の設定等が期待される。

併せて、多様な主体間での財務構造の根本的な相違を踏まえた競争条件の整備が重要ななる。

### ⑬ 仕様内容を適正化することで、応札者側で検討しやすくする

応札者は、予算規模が仕様内容に見合っておらず採算面で厳しい案件や、どのように取組方法について工夫をしても、収益が見込めない案件については、応札に慎重にならざるを得ないと考える傾向にある。

また、応札者にとって仕様内容が明確でなかったり、説明会が実施されず、予定価格について適切に判断することができない場合も、応札に対して慎重になることがある。

### ⑭ 入札参加資格・応募条件を見直すことで、不適切な事業者を排除し、適切な事業者が参入しやすくする

公正な競争を確保するために、社会保険料の支払い、最低賃金の遵守を応札の要件とすべきであるという指摘があった。最近、野田市や川崎市など、公契約条例を制定する動きが出てきており、公共工事の受注者は労働者に地方公共団体が指定した賃金を確保させることを規定している。これらの地方公共団体では、公契約を締結するに当たっては、発注者側が、受注者が契約を遵守して、最低賃金を確保しているか立ち入り検査をできることも定めている。

### ⑮ 除算方式、加算方式によって応札者の対応は大きく異ならない

除算方式、加算方式のいずれの評価方式であっても応札者は、価格面での工夫を求められることから、これら方式の違いによって対応を大きく変えるような行動は確認されなかった。

国における公共工事では低入札基準調査価格を推測し、それを少し上回る額での応札が検討され、利益を生み出せる最低限の価格での応札を志向する傾向があるようである。

### ⑯ 応札者は相違工夫、質による評価が重視されることが競争環境の促進につながると意見

応札者へのヒアリングでは、提案内容の相違工夫や質によって評価されることについては、より意欲的に対応する傾向があるが、価格による勝負となるとインセンティブが低下する傾向にあることが確認された。

民間提案を求め、より質の高いサービスの調達を志向するためには、このような民間の行動意識を踏まえ、かつそれを客観的に評価できるような項目・基準を設定することが望ましい。事業によっては仕様を詳細に設定せず、より自由な提案を民間に求める、という内容・方法等も求められている、と考えられる。

### ⑰ 総合評価落札方式による効果の分析は途上段階にある

国、他方公共団体、また公共工事を含む幅広い公共サービスの調達において、総合評価落札方式が拡大しているが、その効果や成果に関する分析・評価は途上段階であり、国土交通省「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」を除いて、それらを体系的に見直すことは行なわれていない。

#### ⑯ 事業主体の恣意性の反映を排除しにくい構造

総合評価落札方式には、その構造的な特徴として、価格という客観的かつ定量的な評価軸と、品質（技術）という主觀的かつ定性的な側面を排除しきれない評価軸の双方を同一線上で取扱って総合的に評価するという点がある。発注者の価値観や考え方に関わらずに一律的に無機的に落札者を決定する最低価格落札方式に対して、総合評価落札方式は、発注者の価値観や考え方がある程度反映されうる評価方法と言えるが、反面、発注者の恣意性が問題となる懸念が構造的に包含されていることとなる。評価項目・基準の意図的な設定により、たとえば業務経験があり実績点を確保しやすい既存業者が有利になるなど、特定の応札者が有利となるような懸念も想定しうる。

#### ⑰ 適切な競争を促進する観点から、基礎点の位置づけを見直す必要

基礎点について、「加算方式においては基礎点を与えることに評価上の意味がない（基礎点を与えても与えなくても落札者は変わらない）こと」、「基礎点が存在することにより、技術点の差が開かず、実質的に価格勝負になってしまう問題が懸念されること」、「海外には基礎点に当たるもののがなく、国内・国外でダブルスタンダードになっていること」等の指摘があった。ただし、基礎点項目の評価に期待される機能、即ち、仕様の最低要求水準をクリアしているかどうかを評価することそのものは、当該事業が確実に遂行されるかどうかを事前に検証するうえで重要と認識されている。

## IV. 公共サービス改革法による入札結果の分析

### 1. 調査の方法

ここでは、公共サービス改革法による調達に関する情報に基づいて、その特徴や傾向を分析する。分析対象としたのは、平成18年度から22年度に監理委員会に付議された実施要項141件（末尾参考資料に一覧掲載）である。また、技術点の得点状況や入札価格など、落札者決定に係る詳細については、上記141件中86件が入手でき、これを分析対象とした。但し、一部項目についてデータが入手できなかったものもあるため、対象数（n値）はこの数字には必ずしも一致しない。

分析の前提となったデータは、入札に関する客観的な情報（技術点、価格点、外部機関のチェック、低入札調査の状況等）の他、実施要項の記載内容を基に類型化したものを利用した。

分析の視点は以下の通りである。

図表 公共サービス改革法による入札結果の分析の視点

**(1) 加算方式・除算方式のトレンド**

「施設管理」「統計調査」「試験」の3分野について、年度ごとの評価方式の推移を分析

**(2) 入札参加資格・基礎点項目・加点項目の考え方**

入札参加資格及び基礎点において、どのような点が求められているのかを実施要項の記載内容を基に特徴を分析

**(3) 不落・一者応札<sup>7</sup>の要因**

応札者が少ない若しくは一者応札となった分件について、その理由を分析

**(4) 外部機関のチェック状況**

入札の実施、評価において外部機関の関与状況を分析

**(5) 低入札調査の状況**

入札の結果、低入札となり調査が実施された案件を分析

**(6) 技術点1位かつ価格点1位の事例**

入札の結果、「技術点1位かつ価格点1位」となった事例について、要因を分析

**(7) 技術点、価格点の得点状況**

入札における技術点、価格点の得点状況を分析

**(8) 落札率の分析**

落札率の推計が可能なものを対象に落札率の状況を分析

**(9) 基礎点の影響の分析**

基礎点を除外した場合におけるシミュレーションを分析

**(10) 評価項目の整理**

評価項目（加点項目）について、事業分野別にその傾向を分析

資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

<sup>7</sup> IV. の分析において、「一者応札」とは、価格入札を行ったのが1者のみであった場合を指す。例えば、企画書は複数者が提出したが、価格入札を行ったのがそのうち1者のみであった場合も含まれる。

以下、対象事例についての全体傾向の分析、主要分野（施設管理、統計調査、公物管理、試験）の傾向分析に続き、上記視点ごとに分析する。

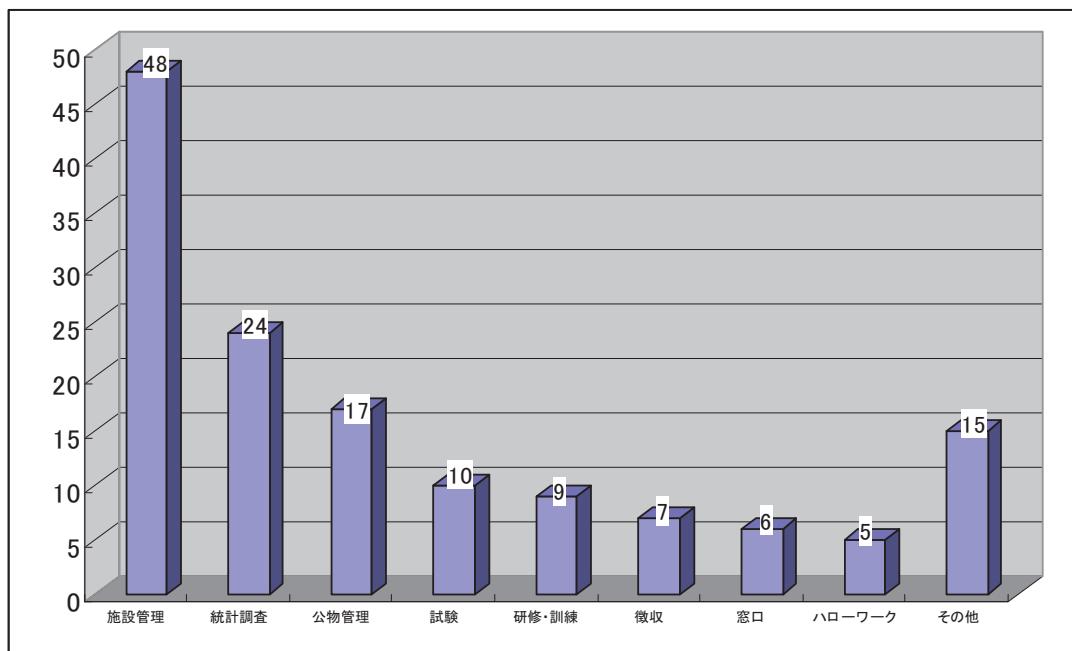
## 2. 調査結果

### （1）全体の傾向分析

#### ① 分析対象事業分野

分析対象の実施要項について事業分野別<sup>8</sup>に見ると、施設管理（48件）が最も多く、続いで統計調査（24件）、公物管理（17件）の順であった。

図表 分野別の競争入札の実績（n=141）



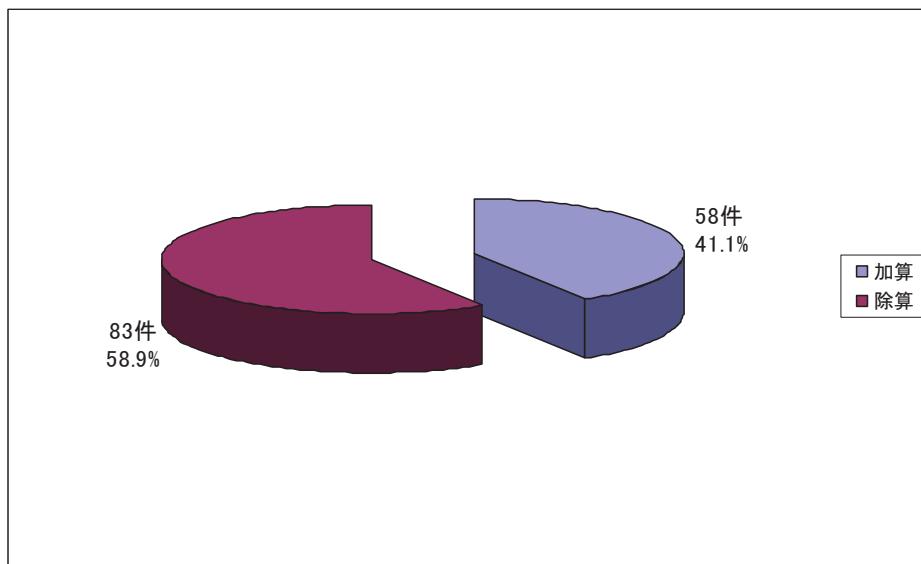
資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

#### ② 得点方式の現状

得点方式で除算方式を採用している実施要項は83件（58.9%）で、加算方式を採用しているものは58件（41.1%）であった。

<sup>8</sup> 分野「その他」については、外務省「国際協力人材センターに係る業務」、国土交通省「自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務」、国土交通省「(独)都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務」、経済産業省「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運営業務（平成21年度開始）」、防衛省「駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務」等がある。

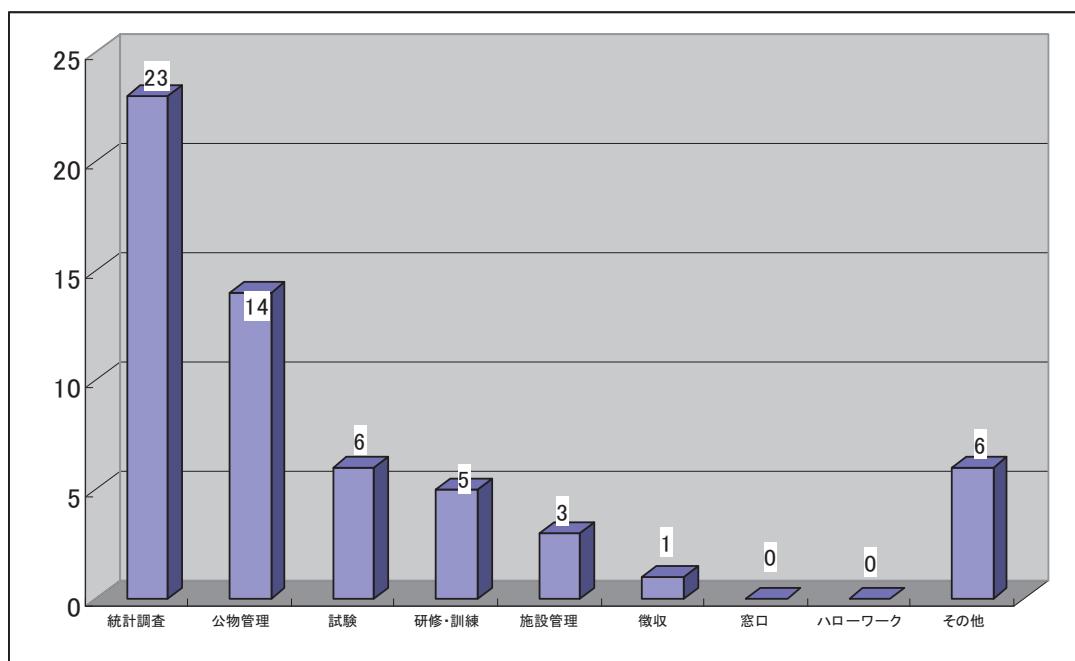
図表 得点方式の状況 (n=141)



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

加算方式が採用されている実施要項（58件）について、事業分野別にみると、統計調査（23件）が最も多く、公物管理（14件）、試験・その他（6件）の順に多い。

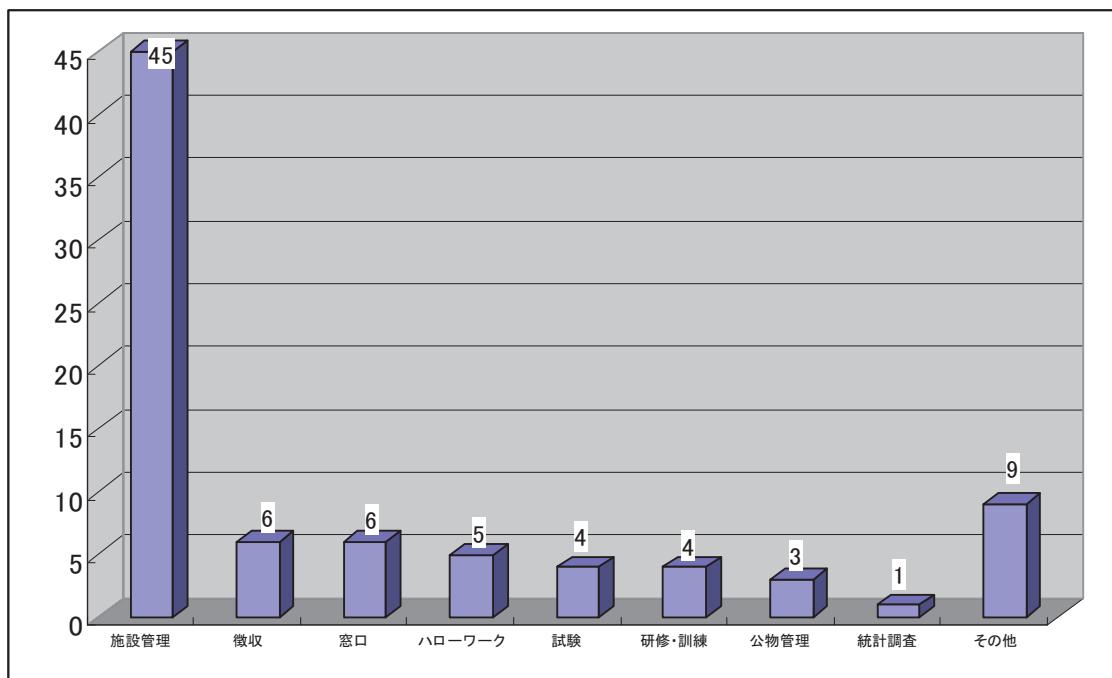
図表 加算方式が採用されている実施要項（事業分野別）(n=58)



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

除算方式が採用されている実施要項（83件）について、事業分野別にみると、施設管理（45件）が最も多く、その他（9件）、徴収・窓口（6件）の順に多い。

図表 除算方式が採用されている実施要項（事業分野別）（n=83）



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

下図表では、事業分野別に得点方式の件数・割合を整理している。

図表 事業分野別の得点方式（n=141）

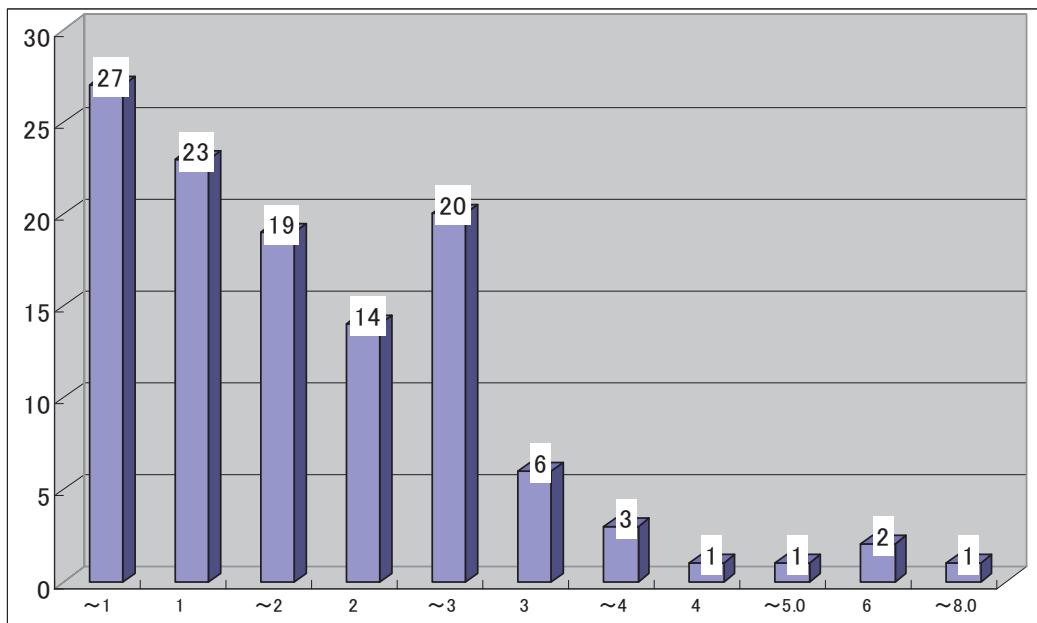
分野	加算		除算		合計件数
施設管理	3	6.2%	45	93.8%	48
統計調査	23	95.8%	1	4.2%	24
公物管理	14	82.4%	3	17.6%	17
試験	6	60.0%	4	40.0%	10
研修・訓練	5	50.0%	4	50.0%	9
徴収	1	14.3%	6	85.7%	7
窓口	0	0.0%	6	100.0%	6
ハローワーク	0	0.0%	5	100.0%	5
その他	6	40.0%	9	60.0%	15

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

### ③ 技術点の内訳（基礎点と加点の比率）

技術点の内訳について、基礎点と加点の点数割合は平均して1:1.7であった。基礎点の割合が相対的に低い（加点を「1」とした場合に、基礎点の比が「～1」となるもの）件数の割合は、23.1%（27件）であった。

図表 加点を「1」とした場合の基礎点の比（n=117）<sup>9</sup>



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

加点の割合が相対的に低い案件を分野別にみると以下の通りである。

図表 加点の割合が相対的に低い案件の分野別件数（n=27）

施設管理	試験	窓口	公物管理	統計調査	その他
9	8	5	3	1	1

資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

年度別に基準点と加点の比率の推移をみると、平成19度（8件）の平均は、1:1.5、平成20年度（11件）の平均は、1:1.7、平成21年度（40件）の平均は、1:2.1、平成22年度（14件）の平均は、1:1.6、平成23年度（25件）の平均は、1:1.1である。平成19年度から平成21年度の3年間で高くなり、その後また低くなっている。技術点での差がつきにくくなっている。

下図表では、加点の割合が相対的に低い案件の例を示している。

<sup>9</sup> 141件の実施要項のうち、基礎点が設定されていないものを除いた件数。

図表 加点の割合が相対的に低い案件の例

事業名	分野	所管府省	主な業務内容	技術点	
				基礎点	加点
航空交通管制機器等保守業務	公物管理	国土交通省	航空交通管制機器等の保守業務を行うものとする。なお、業務の対象には、受配電設備、回線設備、防護・消火設備等航空交通管制機器等に附帯する設備を含むものとするが、障害が発生して監督職員によって修理困難と認められた機器又はユニット等の修理及び次に掲げる設備は、保守の範囲としない。	100	40
情報処理技術者試験	試験	経済産業省	四国支部（高松試験地）及び沖縄支部（那覇試験地）が実施していた情報処理技術者試験実施事業（試験会場の確保、会場責任者、試験監督員等の確保及び割付、試験運営業務等）に係わる業務	100	50
湯島地方合同庁舎の管理運営業務	施設管理	財務省	① 点検等及び保守業務 ② 清掃等業務 ③ 警備業務	100	60
空港土木施設維持修繕工事	公物管理	国土交通省	(1) 土木施設維持修繕工 ① 巡回点検、② 緊急点検、③ 草刈工、 ④ 補装面清掃工、⑤ 排水溝清掃工、⑥ 標識維持工、 ⑦ 植木手入れ工、⑧ 緊急補修工 (2) 除雪工 ① 除雪工、② 氷盤処理、③ 運搬除雪	100	60
航空灯火施設維持工事	公物管理	国土交通省	(1) 定期点検、(2) 監視室駐在作業、(3) 応急復旧工	100	60
中央合同庁舎第3号館施設管理業務	施設管理	国土交通省	①設備等管理業務、②庁舎管理窓口業務、③警備業務、④清掃業務、⑤植栽管理業務、⑥害虫等駆除業務、⑦執務環境測定、⑧設備の修繕計画業務、⑨エネルギー管理業務	100	60
経済産業省庁舎の管理・運営業務	施設管理	経済産業省	ア. 建築・建築設備管理業務、イ. 清掃業務、ウ. 構内植栽管理業務、エ. 鉢植木販借業務、オ. 警備保安業務、カ. 電話交換取扱業務、キ. 総括管理業務	500	350
特許庁庁舎の管理・運営業務	施設管理	経済産業省	ア. 建築・建築設備管理業務、イ. 清掃業務、ウ. 構内植栽管理業務、エ. 警備保安業務、オ. 電話交換取扱業務、カ. 総括管理業務	500	350
公認会計士試験事業	試験	金融庁	年1回、公認会計士・監査審査会が行う公認会計士試験の実施に関する事務のうち、受験願書の受付、受験票の発送、試験会場の確保・準備、試験当日の立会等	37	28
診療放射線技師国家試験事業外5試験事業	試験	厚生労働省	診療放射線技師国家試験事業外5試験は、年1回、厚生労働大臣が実施している。試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、地方厚生局又は四国厚生支局において実施しており、これらの事務がこの民間競争の対象となる。地方厚生局等で実施する事務としては、具体的には、会場確保、願書配付・受付、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。	37	28
中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運営業務	施設管理	総務省	① 設備等管理業務、② 清掃等業務、③ 害虫防除等業務、④ 塗装等処理業務、⑤ 植栽保護等業務、⑥ 警備等業務、⑦ 統轄管理業務	100	80

資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

#### ④ 加算方式における技術点と価格点の内訳（技術点と価格点の比率）

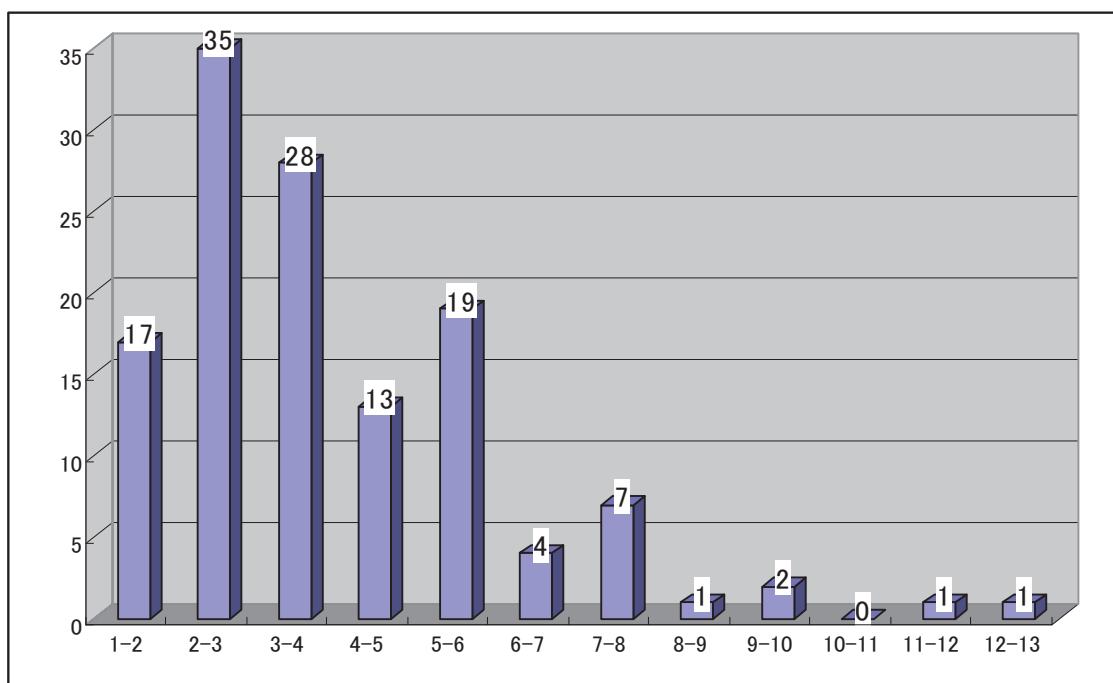
加算方式による入札58件について、技術点（基礎点と加点の合計）と価格点との比は、

平均して1:0.55であった。年度別では、平成20年度が1:0.67、平成21年度が1:0.56、平成22年度が1:0.44、平成23年度が1:0.53であり、多少の上下はあるものの、全般的に1:0.5の水準にて推移しており、全体として技術点を価格点よりも高く評価する傾向が続いている。

##### ⑤ 1件あたりの応札者数

1者以上の応札者数が確認できた128件について、1件あたりの応札者数は平均して3.2社であった。なお、そのうち一者応札は10件（7.8%）であった。

図表 1件あたりの応札者数 (n=128)



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

##### ⑥ 入札不調の割合

入札不調となった件数は、141件のうち7件（4.9%）であった。

図表 入札不調となった案件

事業名	分野	所管府省	主な業務内容
自動車検査独立行政法人 自動車検査用機械器具の 保守管理業務	その他	国土交通省	道路運送車両法の規定による自動車の審査の適正かつ安全な実施を図るため、自動車検査独立行政法人法第14条の規定に基づき、関東検査部管内23事務所（別表第1）に設置する自動車検査用機械器具の適正な維持及び管理を行うもの

事業名	分野	所管府省	主な業務内容
自動車検査独立行政法人 自動車検査用機械器具の 保守管理業務（再公告）	その他	国土交通省	道路運送車両法の規定による自動車の審査の適正かつ安全な実施を図るため、自動車検査独立行政法人法第14条の規定に基づき、関東検査部管内23事務所（別表第1）に設置する自動車検査用機械器具の適正な維持及び管理を行うもの
計量士国家試験の試験実 施業務	試験	経済産業省	イ. 試験会場の確保業務、ロ. 受験案内等配布・受付作業、ハ. 出願者の割付作業、二. 試験問題・答 案用紙等の印刷・梱包・発送等業務、ホ. 試験実施 業務、ヘ. 答案内容のデータ作成業務、ト. 合格証 書の作成関連業務、チ. 「計量士になるためには」 (合格者用案内手引き)印刷業務、リ. 合格証書等 発送業務、 競争入札の対象となる試験実施地域は、北海道（札 幌試験会場）、宮城県（仙台試験会場）、東京都（東 京試験会場）、愛知県（名古屋試験会場）、大阪府 (大阪試験会場)、広島県（広島試験会場）、香川 県（高松試験会場）、福岡県（福岡試験会場）、沖 縄県（那覇試験会場）の全国9カ所
海外旅行博覧会出展事業	その他	国土交通省	Feria de Madrid 社の主催により平成22年1月か ら2月（予定）にかけてスペイン王国マドリードで 開催される同国最大の旅行博覧会「Feria Internacional de Turismo」に、在スペイン日本大 使館、地方公共団体、旅行業界関係者等の参加を募 り、共同でブースを出展し、旅行目的地としての日 本の広報宣伝活動、誘客活動を実施
社会福祉施設等調査及び 介護サービス施設・事業所 調査（平成21年度開始）	統計調査	厚生労働省	社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調 査における、調査票等の送付、調査票の回収・受付、 督促、照会対応（以上については地方公共団体に委 託する部分を除く）、調査対象名簿の作成等、個票 審査、データ入力
通訳案内士試験事業（平成 21年度開始）	試験	国土交通省	事前準備業務、願書等配付・受付業務、筆記試験業 務、口述試験業務
国土交通大学柏研修セ ンターの施設管理業務	施設管理	国土交通省	国立交通大学柏研修センターの施設管理に関する業 務

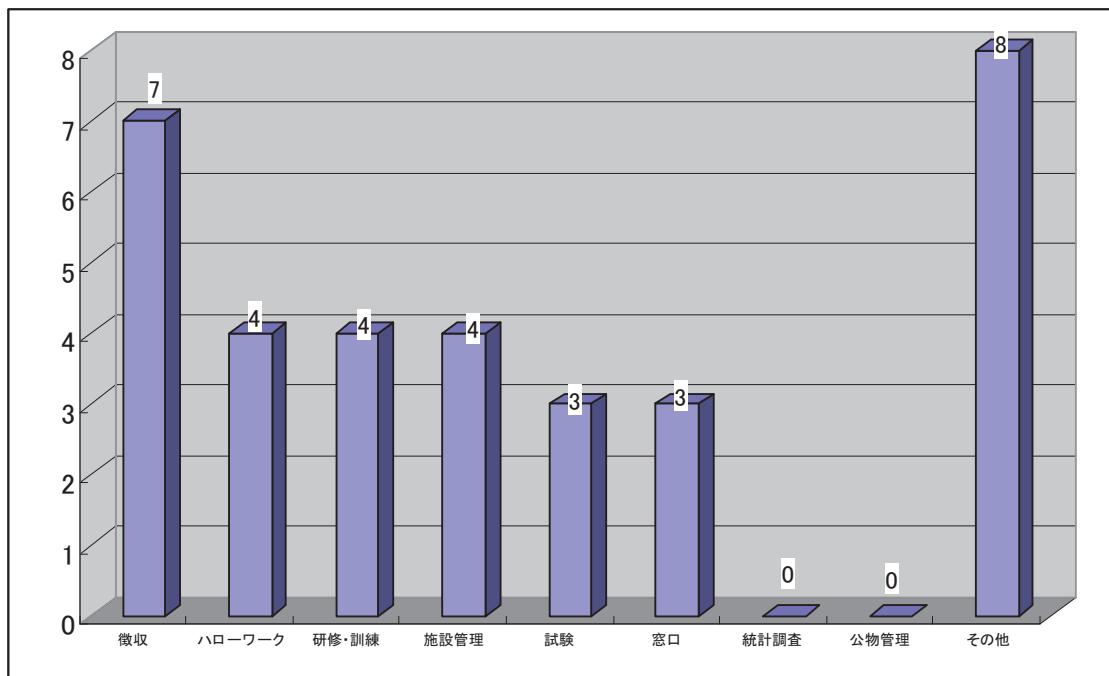
資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## ⑦ インセンティブの設定

契約後の実績に応じた委託費の増額等のインセンティブ条項が契約に含まれていたのは、141件の実施要項のうち33件（22.9%）であった。

分野別にみると、その他（8件）、徴収（7件）、ハローワーク・研修・訓練・施設管理（4件）であった。

図表 分野別のインセンティブ設定状況 (n=33)

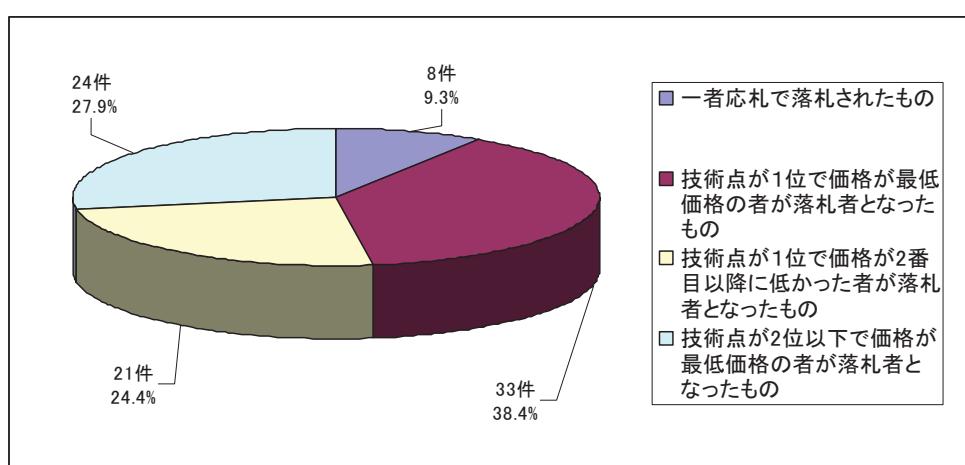


資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### ⑧ 落札者の傾向

入札結果の詳細を入手できた86件について落札者の傾向を整理すると、①一者応札で落札されたものが8件、②技術点1位かつ価格点1位の者が落札者となったものが33件、③技術点1位で価格点が2位以下の者が落札者となったものが21件、④技術点が2位以下で価格点1位の者が落札者となったものが24件であり、技術点・価格点とも2位以下の者が落札者となった案件は無かった。

図表 落札者の技術点・価格の順位 (n=86)

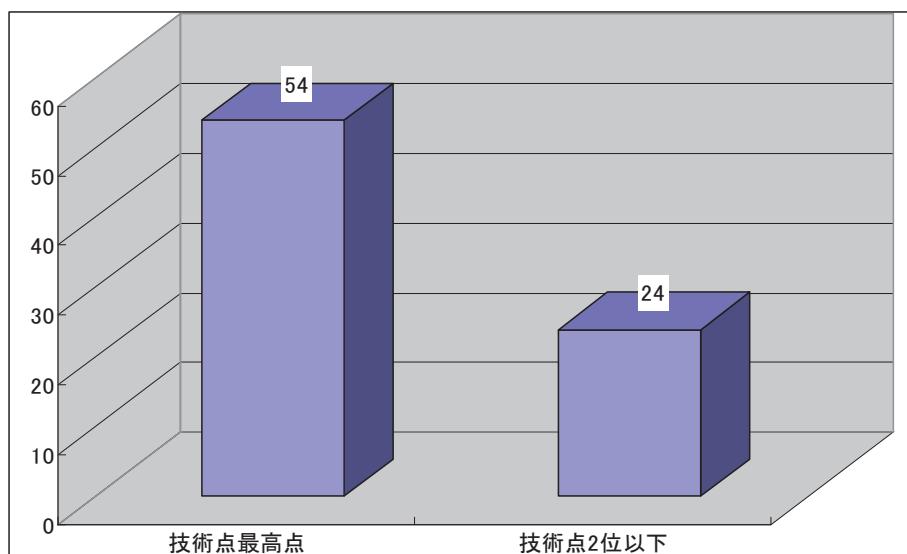


資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

以下、一者応札の8件を除く78件について、落札者の傾向をより詳しく分析する。

技術点が最高点である応札者が落札した割合は、78件中54件（69.2%）であった。即ち、技術点が2位以下であった応札者が、応札価格が相対的に低かったために結果として落札した割合は、78件中24件（30.7%）であり、全体の約3割の入札において、価格による「逆転」が生じたといえる。

図表 技術点最高点の応札者の落札件数（n=78）



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

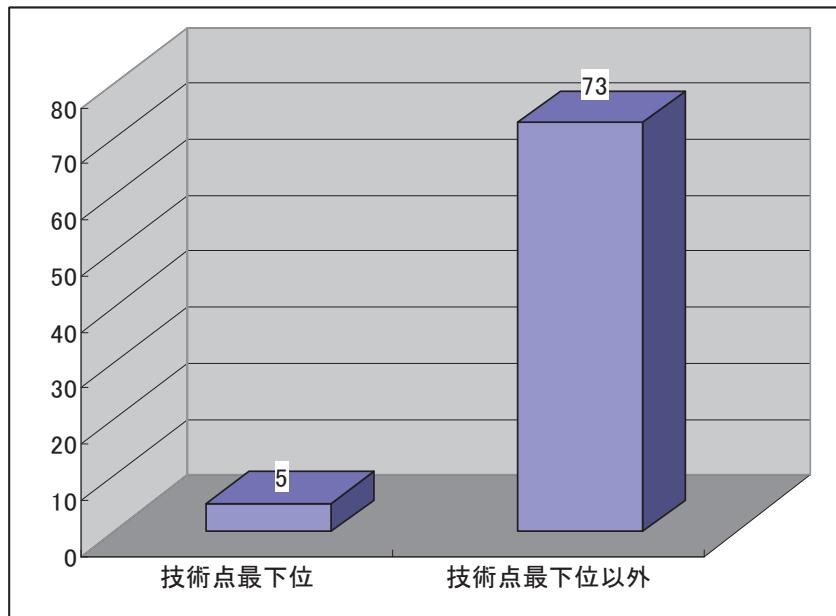
以下では、技術点は2位以下であった応札者が総合評価で1位となった事例について、そのパターンを紹介する。

- 技術点上位の応札者が予定価格超過となったため、技術点2位以下の応札者が総合評価で1位となったパターン
- 応札者の入札価格の低さが影響したパターン
  - A：予定価格よりも、また予定価格以内で応札した技術点上位の応札者の入札価格よりも、はるかに低い価格で入札した技術点2位以下の応札者が総合評価で1位となったパターン
  - B：技術点で差が開かず、より差が開いた価格点が決め手となり、価格点1位の者が、技術点でも僅差で1位の者であったパターン

このような「逆転」が生じた事例のなかには、加算方式における技術点：価格点の比が2:1で設定され、技術点の影響力が相対的に高い場合であっても、結果的に応札価格の低さが決め手となったものがあった。

また、技術点が最下位であった応札者が落札した件数は、78件中5件（6.4%）であった。

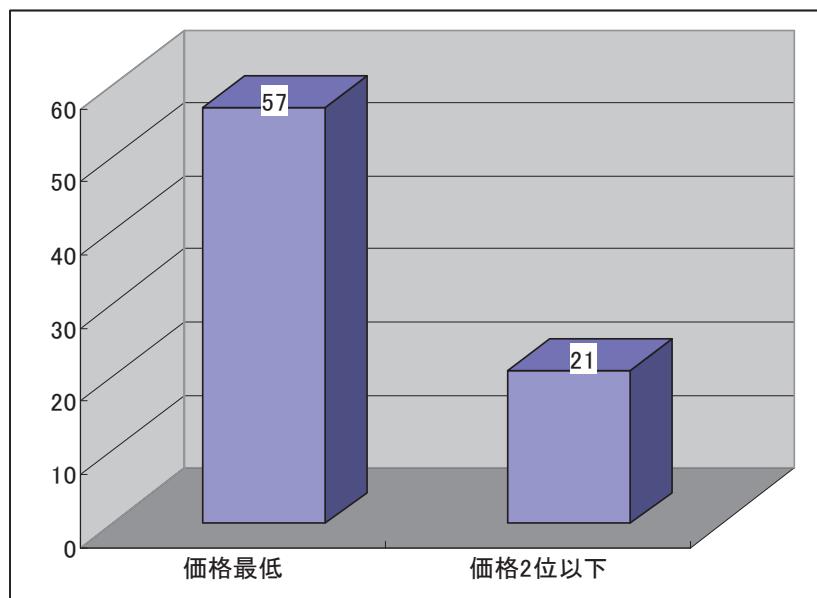
図表 技術点最下位の応札者の落札件数 (n=78)



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

次に、価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は、78件中57件（73.1%）であった。うち、技術点が最高得点で、かつ価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は78件中33件（42.3%）であった<sup>10</sup>。

図表 最低価格の応札者の落札件数 (n=78)



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

<sup>10</sup> 「技術点 1 位かつ価格点 1 位」の応札者が落札した場合については、p.89において別途詳細に分析している。

## (2) 分野別の傾向分析

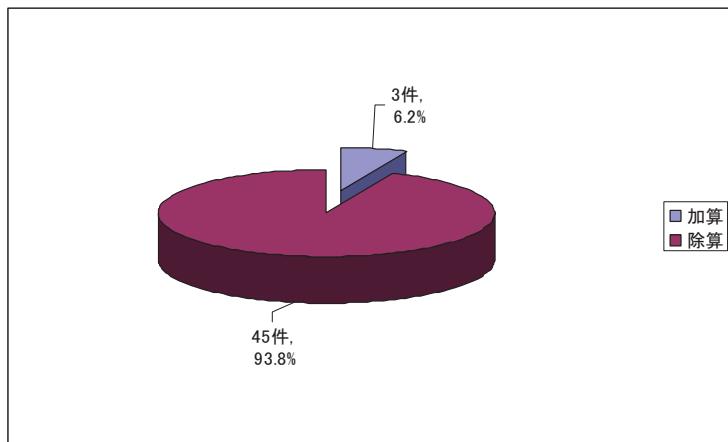
以下では、「施設管理分野」、「統計調査分野」、「公物管理分野」、「試験分野」について、分野別の傾向分析を実施した結果を整理している。

### ① 施設管理分野

#### ■得点方式

施設管理分野の得点方式では、加算方式が3件（6.2%）、除算方式が45件（93.8%）であった。この分野では、効率性の評価が重視される傾向が確認できる。

図表 施設管理分野の得点方式の状況（n=48）



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

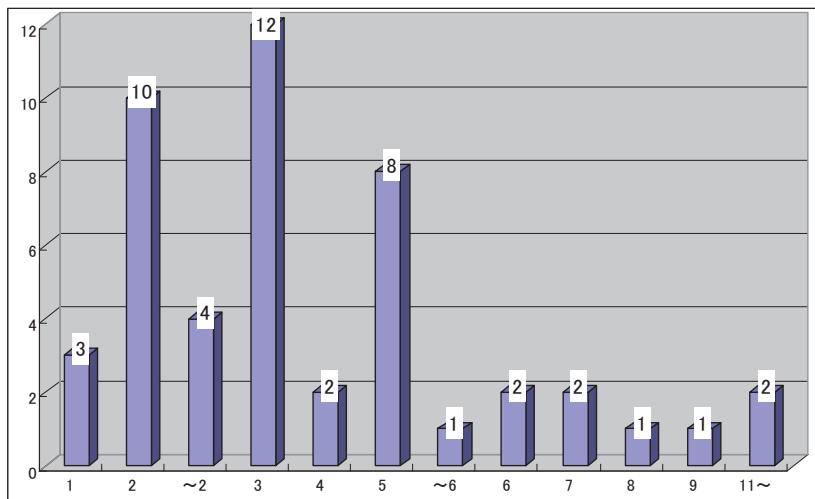
#### ■技術点の内訳（基礎点と加点の比率）

施設管理分野の技術点の内訳について、基礎点：加点の比は平均して1:2.0で、基礎点：加点の比の全体平均1:1.7よりは高い状況であり、（除算法の下で）提案者に対して工夫を求める傾向（提案内容に応じて点差をつけやすい傾向）があるといえる。しかし、当初（平成19～22年に審議分）は、基礎点：加点の比が、1:2以上のものが多かったが、平成23年度は10:7～10:9前後のものが多い状態に変化しており、基礎点がより重視され、技術点での差がつきにくい状況になっている。（平成20年度の平均1:2.36、平成21年度の平均1:2.50、平成22年度の平均1:2.16、平成23年度の平均1:1.14）

#### ■1件あたりの応札者数

施設管理分野の1件あたりの応札者数は平均して4.0社であり、全体平均の3.2社より若干高い状況であった。なお、一者応札は、48件中3件（6.3%）であった。

図表 施設管理分野における1件あたりの応札者数 (n=48)



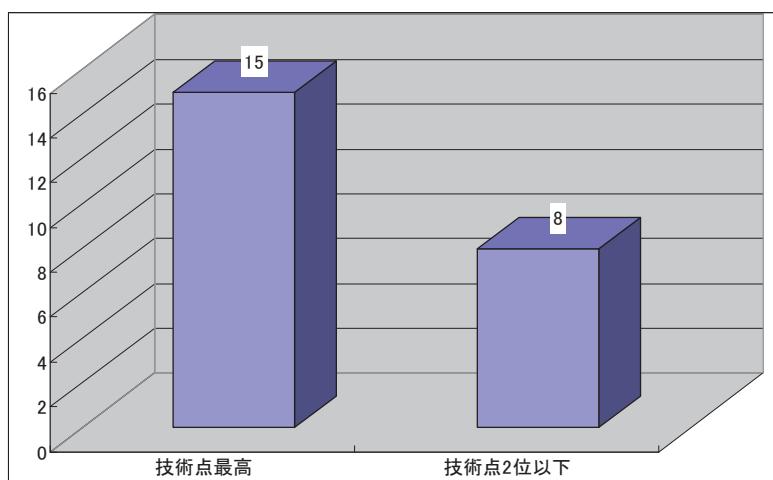
資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

### ■落札者の状況

技術点が最高点である応札者が落札した割合は、入札結果の詳細入手できた23件のうち15件（65.2%）であり、全体平均の69.2%より若干低い状況であった。即ち、技術点が2位以下であった応札者が、応札価格が相対的に低かったために結果として落札した割合は、23件中8件（34.8%）であり、全体平均より若干高い状況であった。このような価格による「逆転」が生じた事例のなかには、基礎点：加点が1:2.25で設定され、加点の影響力が相対的に高い場合であっても、結果的に応札価格の低さが決め手となったものがあった。

なお、技術点が最下位であった応札者の落札件数は、23件中0件であった。

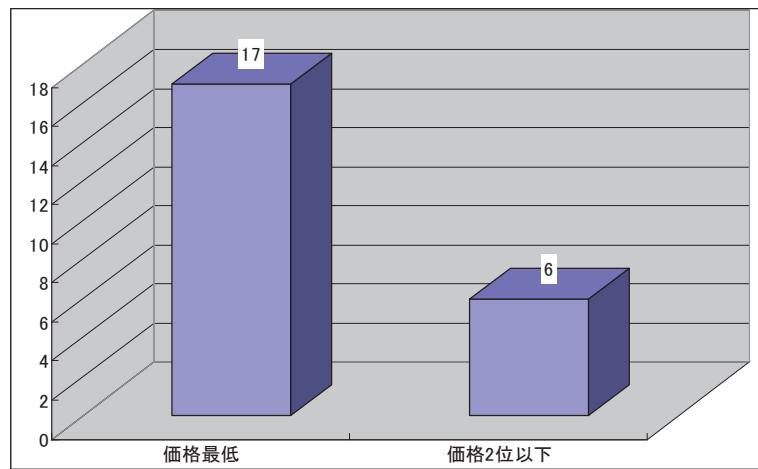
図表 技術点最高点の応札者の落札件数 (n=23)



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

また、価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は、23件中17件（73.9%）であり、全体平均の72.4%と同じ水準であった。うち、技術点が最高得点で、かつ価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は、23件中9件（39.1%）であり、これも全体平均と同じ水準であった。

図表 最低価格の応札者の落札件数（n=23）



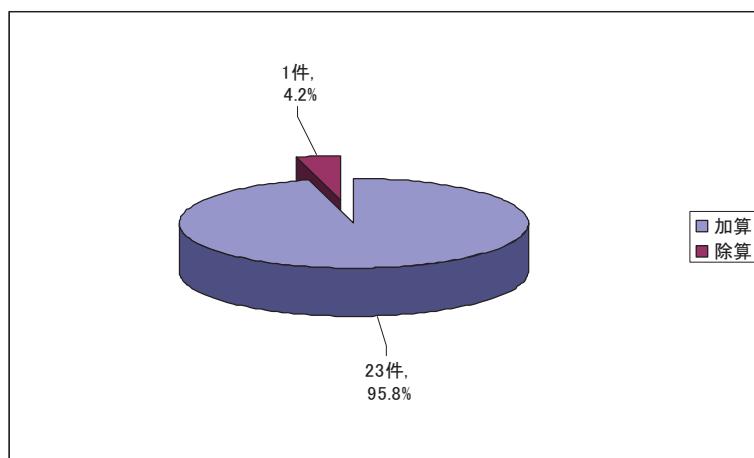
資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

## ② 統計調査分野

### ■得点方式

統計調査分野の得点方式では、加算方式が23件（95.8%）、除算方式が1件（4.2%）であり、除算法が中心である上述の施設管理分野とは際立った対照を見せており。なお、加算方式の23件について、技術点：価格点の比は平均して1: 0.56であり、全体平均1:0.55と同様の水準であった。

図表 統計調査分野の得点方式の状況（n=24）



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

### ■技術点の内訳（基礎点と加点の比率）

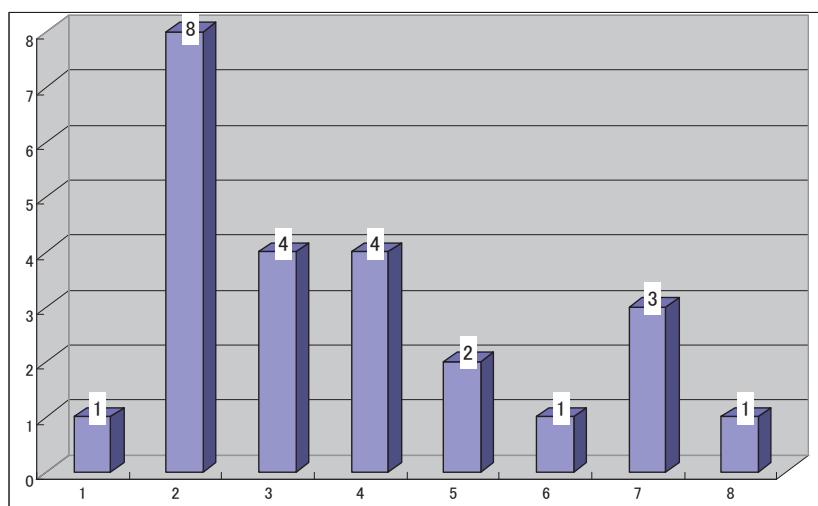
統計調査分野の技術点の内訳について、基礎点：加点の比は平均して1:2.3で、基礎点：

加点の比の全体平均1:1.7よりは高かった。上記の得点方式の傾向も踏まえると、提案者に對してより質の高いサービスの提案を求める傾向（提案内容に応じて点差をつけやすい傾向）があるといえる。年度別にみると、平成20年度の平均1:1.89、平成21年度の平均1:2.68、平成22年度の平均1:2.07、平成23年度の平均1:2.80であった。

### ■1件あたりの応札者数

統計調査分野の1件あたりの応札者数は平均して3.75社であった。全体平均3.2社より高い状況であった。なお、一者応札は24件中1件（4.2%）であった。

図表 統計調査分野における1件あたりの応札者数（n=24）



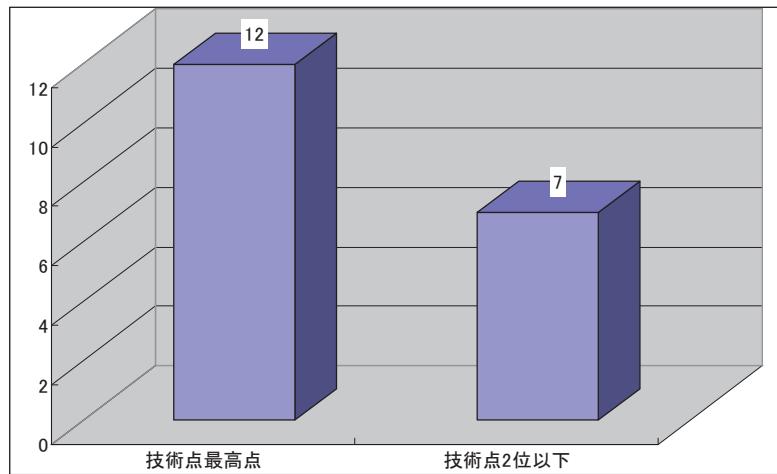
資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

### ■落札者の傾向

技術点が最高点である応札者が落札した割合は、入札結果の詳細入手できた19件のうち12件（63.2%）であり、全体平均の69.2%より若干低い状況であった。即ち、技術点が2位以下であった応札者が、応札価格が相対的に低かったために結果として落札した割合は、19件中7件（36.8%）であり、全体平均より若干高い状況であった。このような価格による「逆転」が生じた事例のなかには、加算方式における技術点：価格点の比が2：1で設定され、技術点の基礎点：加点の比が1:1.82（全体平均の1:1.7よりも加点の比率が高い設定）で設定され、技術点・加点の影響力が相対的に高い場合であっても、結果的に応札価格の低さが決め手となったものがあった。

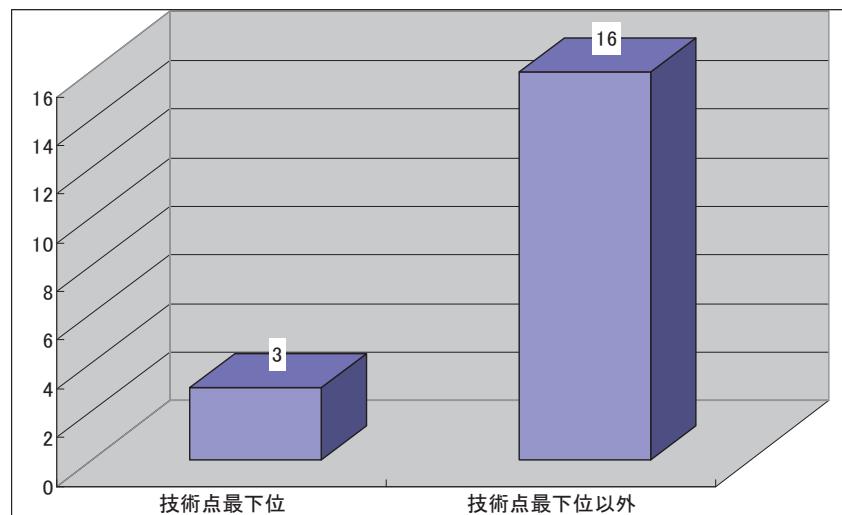
なお、技術点が最下位であった応札者が落札した件数は19件中3件（15.8%）であり、全体平均の6.4%より高くなっている。

図表 技術点最高点の応札者の落札件数 (n=19)



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

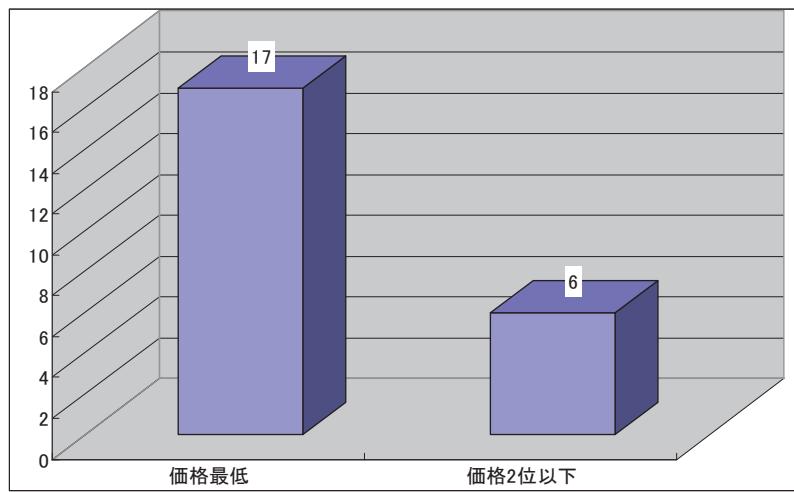
図表 技術点最下位の応札者の落札件数 (n=19)



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

また、価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は、19件中12件（63.2%）であり、全体平均の72.4%より低い状況であった。うち、技術点が最高得点で、かつ価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は19件中6件（31.6%）であり、全国平均の42.3%に比べて低い水準であった。

図表 最低価格の応札者の落札件数 (n=19)



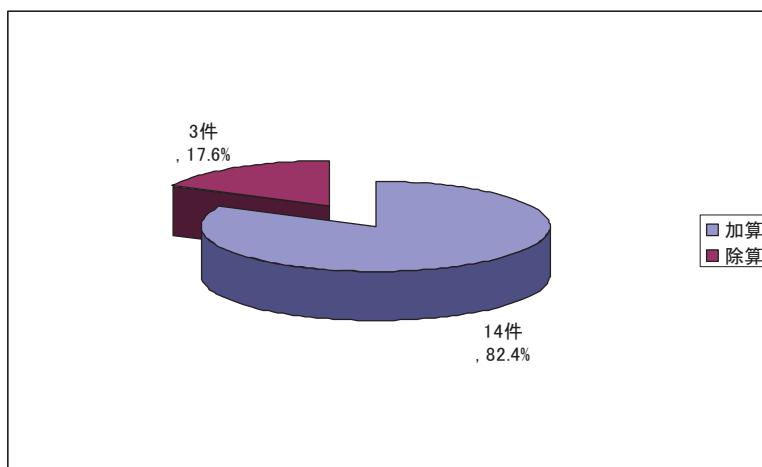
資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

### ③ 公物管理分野

#### ■得点方式

公物管理分野の得点方式では、加算方式が14件 (82.4%) 、除算方式が3件 (17.6%) であり、上述の統計調査分野ほどではないものの、加算法が中心となっている。なお、加算方式について、技術点：価格点の比は平均して1: 0.41と、全体平均1:0.55よりも技術点をより重視する傾向にある。なお、この分野の入札実施実績は、2つの省のみである。

図表 公物管理分野の得点方式の状況 (n=17)



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

#### ■技術点の内訳（基礎点と加点の比率）

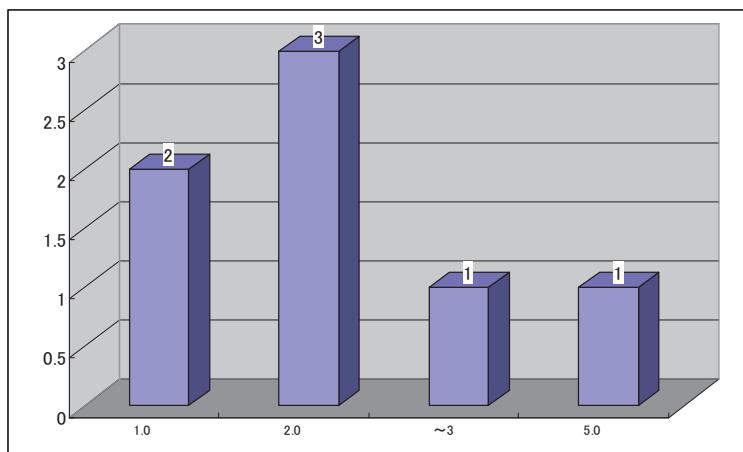
公物管理分野の技術点の内訳について、基礎点：加点の比は平均して1:1.5で、全体平均の1:1.7よりは若干低い状況であった。年度別にみると、平成22年度の平均が1:2.35、平成23年度の平均が1:0.53で、年度により状況が大きく異なっている。なお、公物管理分野で

は、基礎点が設定されていない案件も、10件あった。

### ■1件あたりの応札者数

公物管理分野で応札者数のデータを入手できた7件について、件数が限定されているが、他分野と同様の分析を行ってみると、1件あたりの応札者数は、平均して2.4社であり、全体平均の3.2社より低い状況であった。一者応札は、7件中2件（28.6%）であった。

図表 公物管理分野における1件あたりの応札者数（n=7）



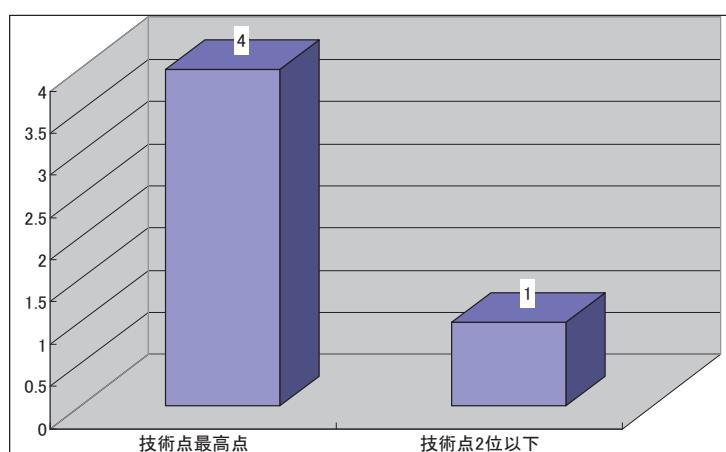
資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

### ■落札者の傾向

技術点が最高点である応札者が落札した割合は、入札結果の詳細入手できた5件のうち4件（80.0%）であり、全体平均の69.2%より高い状況であった。即ち、技術点は2位以下であった応札者が、応札価格が相対的に低かったために結果として落札した割合は、5件中1件（20.0%）であった。

なお、技術点が最下位であった応札者の落札件数は、5件中0件であった。

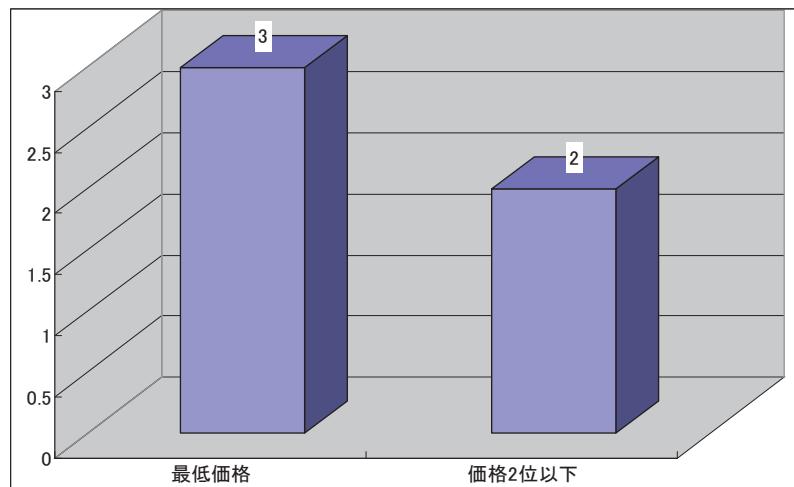
図表 技術点最高点の応札者の落札件数（n=5）



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

また、価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は、5件中3件（60.0%）であり、全体平均の72.4%より低い状況であった。うち、技術点が最高得点で、かつ価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は5件中3件（60.0%）であった。

図表 最低価格の応札者の落札件数（n=5）



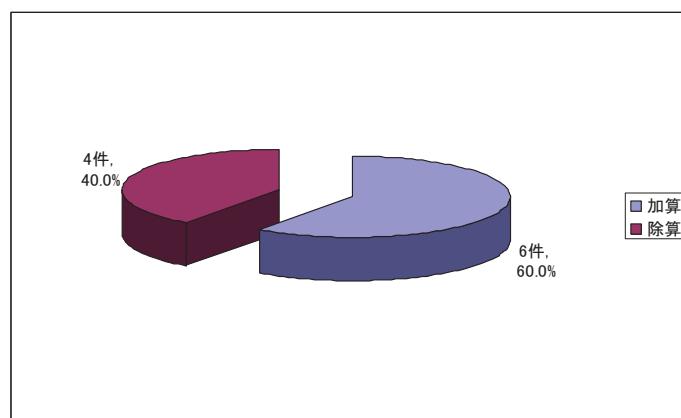
資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

#### ④ 試験分野

##### ■得点方式

試験分野の得点方式では、加算方式が6件（60.0%）、除算方式が4件（40.0%）であった。なお、加算方式について、技術点：価格点の比は平均して1: 0.47であり、全体平均の1:0.55よりも技術点をより重視する傾向にある。

図表 試験分野の得点方式の状況（n=10）



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

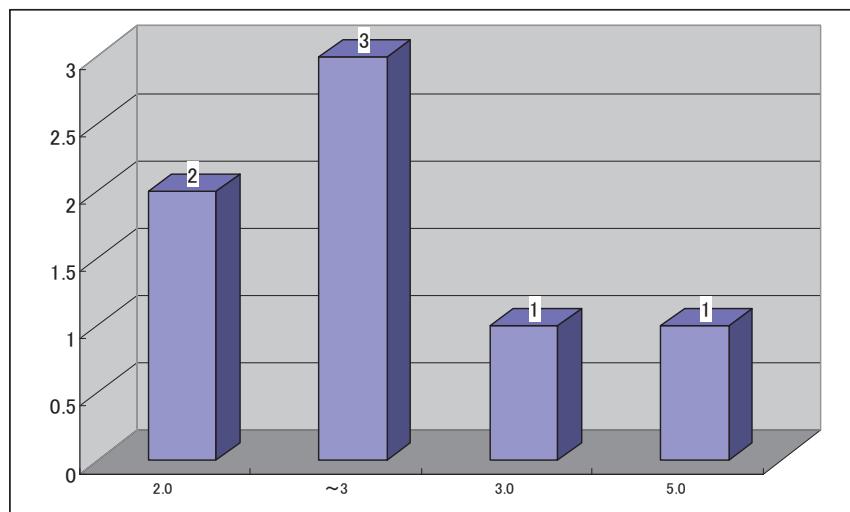
### ■技術点の内訳（基礎点と加点の比率）

試験分野の技術点の内訳について、基礎点：加点の比は平均して1:0.7で、全体平均の1:1.7よりはかなり低い状況にあり、技術点での差が生じにくい傾向が確認できる。年度別にみると、平成20年度は平均1:0.93、平成21年度は平均1:0.5（実績1件）、平成22年度は平均1:0.5（実績1件）、平成23年度は平均1:0.67であった。

### ■1件あたりの応札者数

試験分野の1件あたりの応札者数は平均して3.1社であった。全体平均3.2社と同水準であった。なお、一者応札は10件中0件であった。

図表 試験分野における1件あたりの応札者数（n=10）



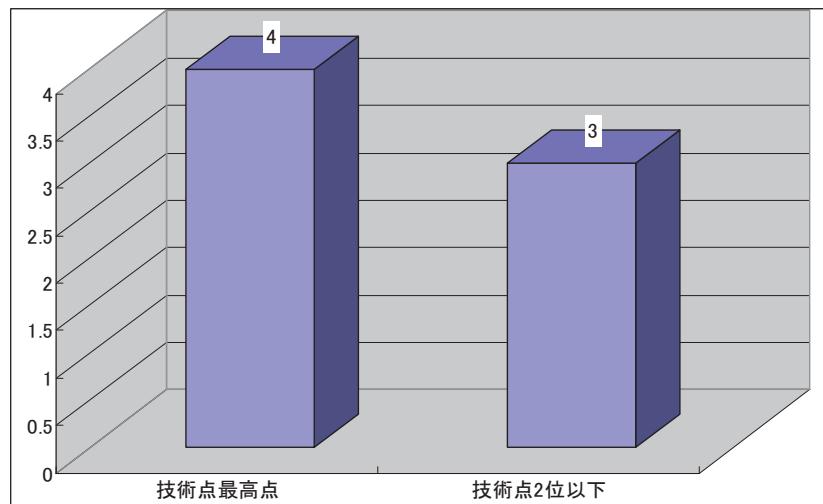
資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

### ■落札者の傾向

技術点が最高点である応札者が落札した割合は、入札結果の詳細入手できた7件のうち4件（57.1%）であり、全体平均の69.2%より低い水準であった。即ち、技術点が2位以下であった応札者が、応札価格が相対的に低かったために結果として落札した割合は、7件中3件（42.9%）であり、全体平均より高い状況であった。このような価格による「逆転」が生じた事例は、除算方式が採用されており、基礎点：加点が1:0.5で設定され、試験分野での平均（1:0.7）より加点の比率が低く、また全体平均（1:1.7）よりも加点の比率がかなり低く設定され、技術点での差がつけにくい案件であった。他方で、試験分野で加算法を採用している案件では、全体平均と比較して技術点がより重視される傾向が見られた。

なお、技術点が最下位であった応札者の落札件数は5件中0件であった。

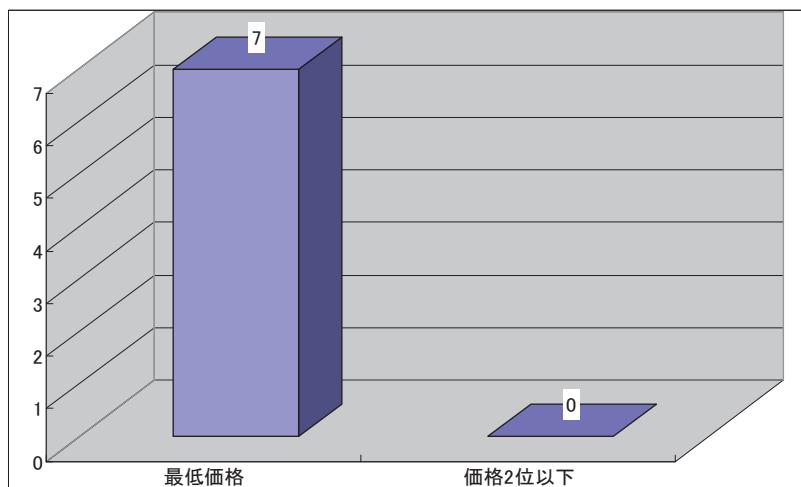
図表 技術点最高点の応札者の落札件数 (n=7)



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

また、価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は、7件中7件（100.0%）であった。うち、技術点が最高得点で、かつ価格点が最高（最低価格）である応札者が落札した割合は、7件中4件（57.1%）であり、全体平均の42.3%よりも高い水準であった。

図表 最低応札価格提案の落札件数 (n=7)



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

### (3) 視点ごとの分析

#### ①加算方式・除算方式のトレンド

以下では、実施事業データベース掲載事業及び、「施設管理」「統計調査」「試験」の3分野について、本報告書 p.56 に挙げた 141 件に加えて、H23 年度以降に監理委員会に付議

された事業で公共サービス改革推進室より別途データが提供されたものも併せて、年度ごとの評価方式の推移を整理している。<sup>11</sup>

#### (a) データベース掲載事業全体のトレンド

各年度の除算方式・加算方式別の事業数をカウントすると、下表の通りとなる。また、次ページのグラフは、除算方式・加算法式の構成比率の年度推移を示している。

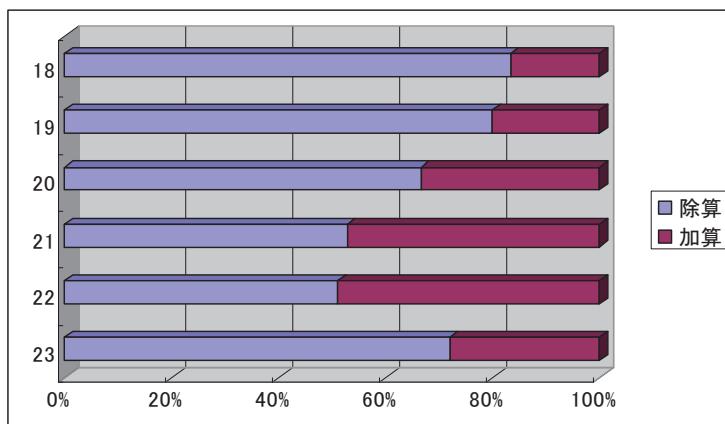
これを見ると、H18 年度から H22 年度まで、加算方式の事業の割合が高まっていることが分かる。

図表 各年度の方式別事業数

年度	除算	加算	年度計
18	5	1	6
19	8	2	10
20	26	13	39
21	19	17	36
22	24	23	47
23	18	7	25
方式計	90	63	153

資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

図表 除算方式・加算法式の構成比率の年度推移



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

しかしながら、これまでのデータ整理において明らかとなったように、除算方式・加算方式の採否は、分野や所管府省により傾向が大きく異なる。そこで、各年度の分野別事業数をカウントしたところ、下図表（表及びグラフ）の通りとなった。

全体的な傾向としては以下が指摘できる。

<sup>11</sup> <整理の前提（留意事項）>

- ・ 入札方式についての分析であることから、「入札公告日」の年度を基準としている。
- ・ ただし、入札公告日の記載がないものについては、以下の通りの対応とした。
- ・ 開札日の記載があるもの：開札日の年度とした。ただし、開札日が「○年度 4 月」など、年度明け早々に設定されているものについては、前年度とした。
- ・ 開札日の記載がなく、開始日の記載があるもの：開始日の年度とした。ただし、開始日が「○年度 4 月」となっているものについては、前年度とした。
- ・ 開始日・終了予定日・入札公告日・開札日のいずれについても記載がないものについては、分析対象から除外した。
- ・ 結果的に、分析対象は 153 件となった。

- 「ハローワーク」、「窓口」、「施設管理」、「徴収」は、除算方式が多い。  
※表・グラフでは黄色系の網掛け。
- 「試験」、「研修・訓練」は、両者の数がほぼ同じである。  
※表・グラフではピンク系の網掛け。
- 「公物管理」、「統計調査」は、加算方式が多い。  
※表・グラフではブルー系の網掛け。

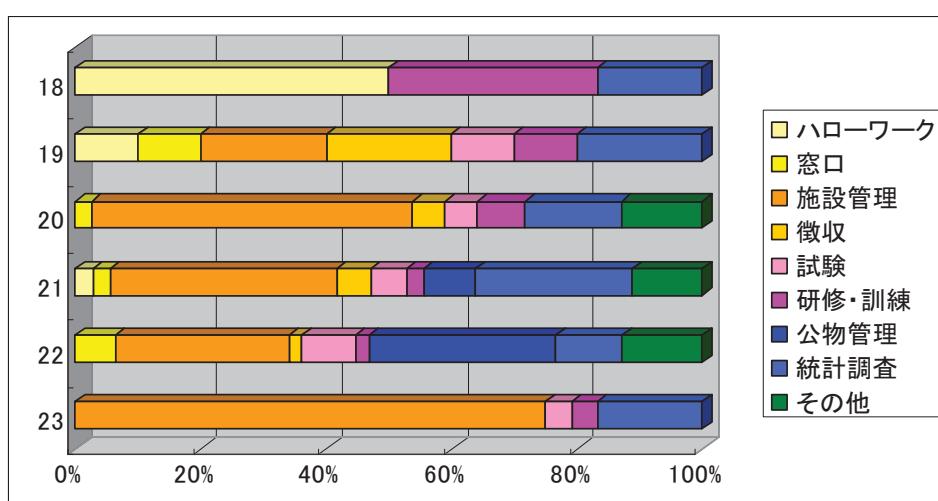
これらを前提として上グラフと次ページグラフを比較すると、分野の比率の変化が、加算方式の事業の割合が年々高くなっていることに大きく影響していると考えられる。

図表 各年度の分野別事業数

年度	ハロー ワーク	窓口	施設 管理	徴収	試験	研修・ 訓練	公物 管理	統計 調査	その他
18	3					2		1	
19	1	1	2	2	1	1		2	
20		1	20	2	2	3		6	5
21	1	1	13	2	2	1	3	9	4
22		3	13	1	4	1	14	5	6
23			18		1	1		5	
計	5	6	66	7	10	9	17	28	15

資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

図表 分野別構成比率の年度推移



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

しかしながら、それだけで説明できない面もあり、また統計学的に分析するにはデータ件数が不十分であることから、分野別・事例別のケーススタディが必要と考えられる。

そこで、本報告書において評価表標準例を検討する「施設管理分野」、「試験分野」、「統計調査分野」について以下で詳しく見ていくこととする。

図表 各年度の方式別・分野別事業数

年度	施設管理分野		試験分野		統計調査分野	
	除算方式	加算方式	除算方式	加算方式	除算方式	加算方式
18						1
19	2		1			2
20	19	1	1	1		6
21	11	2	1	1	1	8
22	13			4		5
23	18			1		5
計	63	3	3	7	1	27
分野計	66		10		28	

資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

### (b) 施設管理分野のトレンド

#### (ア) 分野の特徴

事業内容には多様性が見られる。

まず、管理対象は、庁舎、研修・教育施設、スポーツ施設、研究施設、交流会館、資料館・図書館、美術館・博物館、刑事施設等で、多岐にわたる。

業務内容については、管理対象に応じて、単純な保守管理業務から、利用者サービス業務、企画運営業務まで多様である。

✧ 保守管理業務の例：

保守業務、清掃業務、警備業務、樹木管理業務、資料館について展示品の管理等

✧ 利用者サービス業務の例：

資料館について来館者へのレンタルサービス提供、交流会館について利用者連絡会の開催・運営、宿泊可能な研修・教育施設について入退寮窓口業務等

✧ 企画運営業務の例：

資料館について、展示企画計画の立案

すべての事業において保守管理業務が事業内容に含まれる。保守管理業務は、定型的な業務で、難易度は高くない。他方、利用者サービス業務を含むもの、資料館管理運営業務のように創意工夫による企画立案を求められる内容を含むものもあり、民間の提案力の発揮が期待される。

#### (イ) 除算方式・加算方式

66件中63件が除算方式である。加算方式の3件は、いずれも資料館・図書館の管理運営業務であり、上記(ア)の業務内容の類型のうち、保守管理業務に加えて利用者サービス業務を含む。うち1件は企画運営業務も含む。

図表 施設管理分野における加算方式の3件

事業名	所管府省	年度	業務
「海外移住資料館」の管理・運営業務	外務省	20	保守管理業務、利用者サービス業務、企画運営業務
ビジネスライブラリー運営業務	経済産業省	21	保守管理業務、利用者サービス業務
アジア経済研究所図書館運営業務	経済産業省	21	保守管理業務、利用者サービス業務

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### (ウ) 価格点：技術点

上記のとおり、加算方式は3例のみであり、いずれも「価格点：技術点」は「1:2」である。

#### (エ) 基礎点：加点

下表に示すように、H20年度からH22年度にかけて、加点のウェイトが低くなる傾向が見られる。

図表 施設管理分野における「基礎点：加点」

年度	事業件数	基礎点・加点のデータがある事業件数	「基礎点：加点」の平均
19	2	2	1:2.53
20	20	19	1:2.55
21	13	11	1:2.10
22	13	13	1:1.18
23	18	18	1:1.80

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

加点の比が1を切る（即ち「基礎点>加点」となる）事業はH22年度・H23年度にみられ、H22年度事業の業務内容はほぼ保守管理業務だけで構成されるものである。ただし、類似する業務内容であっても「基礎点：加点」の比率に大きな差がある場合もある。

例：H22年度 中央合同庁舎第5号館の管理・運営業務 1:3.75

H22年度 中央合同庁舎第3号館施設管理業務 1:0.60

#### (シ) 試験分野のトレンド

##### (ア) 分野の特徴

試験分野は、国家試験を実施する業務であるため、公平性・正確性の観点から、決められた業務プロセスをミスなく確実に実施する必要性が非常に高い分野である。また、それゆえに、創意工夫の余地が比較的狭いと考えられる。

試験方式により、業務内容に比較的大きな差が生じると考えられる。

- 回答方式： マークシート方式／記述方式／口述試験方式
- 試験の階層： 一段階試験／多段階試験

##### (イ) 除算方式・加算方式

対象事業件数が少ない（10件）ため、トレンドを確認しにくいが、加算方式が増える傾向にあると考えられる。

(ウ) 価格点：技術点

加算方式の7件についてみると、「1:1」から「1:3」の間であり、平均は「1:2.05」である。

(エ) 基礎点：加点

「基礎点：加点」の比率は、「1:0.5」～「1:1.5」の間であり、平均は、「1:0.78」である。分野の特徴（決められた業務をミスなく確実に実施する必要性が非常に高い、創意工夫の余地が比較的狭い）が反映された結果、基礎点の配点のほうが大きくなっているものと考えられる。

(d) 統計調査分野のトレンド

(ア) 分野の特徴

統計調査分野の場合、規模の大きい調査が多く、煩雑で大量の作業を確実・正確に遂行することが求められる。

集計結果にエラーが出た場合に修正率を100%とすること等、仕様の要求事項が“プロセス責任”ではなく“結果責任”的な観点で規定されている場合があることが特徴的である。

求められる結果を実現するために、正確化・迅速化の施策、回収率向上の施策、問合せ・苦情対応等について、技術力・提案力による創意工夫の余地が一定程度ある。

また、経済産業省と財務省との包括協議の結果に基づいて、「価格点：技術点」＝「1:2」（調査事業については、「価格点：技術点」＝「1:2以下」）の加算方式とすることとされている。

(オ) 除算方式・加算方式

25件中24件が加算方式である。

(カ) 価格点：技術点

下図表に示すように、H18年度以降、技術点の比率が徐々に上がり、H21年度以降はほぼ「1:2」となっている。

図表 統計調査分野における「価格点：技術点」

年度	事業件数	価格点・技術点のデータがある事業件数	「価格点：技術点」の平均
18	1	1	1:1.11
19	2	2	1:1.55
20	6	6	1:1.83
21	9	8	1:2.00
22	5	5	1:1.99
23	5	5	1:2.00

資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(キ) 基礎点：加点

下表に示すように、H18年度からH22年度まで、加点のウェイトが増加する傾向がみられる。

「基礎点ゼロ」の事業が 4 件あり、いずれも所管府省は厚生労働省である。（「基礎点ゼロ」の事業は下表の平均値算出対象となっていない。）

図表 統計調査分野における「基礎点：加点」

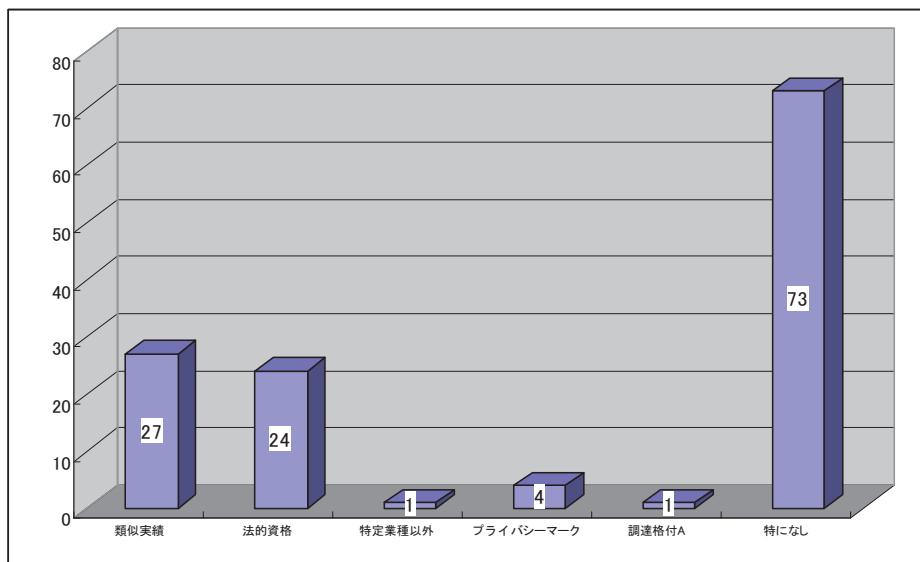
年度	事業件数	基礎点・加点のデータ（0 超）がある事業件数	「基礎点：加点」の平均
18	1	1	1:2.07
19	2	2	1:2.04
20	6	4	1:2.06
21	9	8	1:2.35
22	5	5	1:2.86
23	5	4	1:2.87

資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

## ②入札参加資格・基礎点項目・加点項目の考え方

入札参加資格は、「応札要件」の項目で規定されており、当該公共サービスへの応札に関する資格・要件等が明記されている。多くの事例では、法令に基づく対象者であることや、実施に際して求められる法的な資格を有すること、指名停止を受けていないこと等が求められる等、基本的な事項であるが、実施要項の分析では以下のように類似の実績を応札要件としている事例（27）が多く確認できた。続いて、業務を実施するにあたり必要な法的資格を有していること（24）が多かった。

図表 応札要件において求められている事項（n=130）



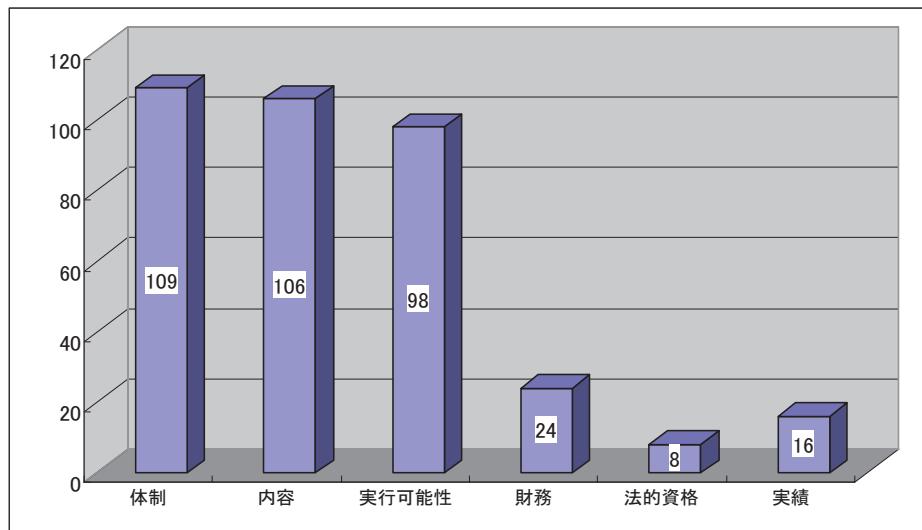
資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

技術点のうち、基礎点は仕様に指示されている事項を満たしているか、また、それらが実行可能な計画や体制が提案されているのかを評価するもので、多くの事例ではこの基礎点が満たされない場合に、失格とする措置を取る内容になっている。以下、各実施要項に

について、その内容を分析したところ、以下のように体制（109 件, 98.2%）、内容（106 件, 95.5%）、実行可能性（98 件, 88.3%）の順に高かった。

図表 基礎点の構成要素 (n=111)

区分	概要	件数
体制	・ 適切な業務管理体制が構築されているか。また、実施要項に指示されている内容を実行する体制が確保されているか。	109 (98.2%)
内容	・ 実施要項に指示がある内容を踏まえた提案となっているか。	106 (95.5%)
実行可能性	・ 実施要項に指示がある内容を実施することが可能か。そのための計画、スケジュール等が策定されているか。	98 (88.3%)
財務	・ 経営は財務的に安定しているか。	24 (21.6%)
法的資格	・ 業務を実施するに当たり必要な資格を有しているか。	8 (7.2%)
実績	・ 類似の業務実績を有しているか。	16 (14.4%)



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

上記整理を踏まえると、入札参加資格、基礎点の双方において実績が基準となっている。本来、実績は実施要項に指示がある事項を効果的かつ効率的に実施することを示唆するものであり、加点において取扱われるべきものと考えられる。入札参加資格や基礎点において評価対象とすることによって、実質的な参入障壁となってしまう恐れがある。

また、入札参加資格、基礎点に共通する事項として「法的資格」がある。これは当該業務を実施するに際して必須となる資格であり、本来的には入札参加資格として扱われるべきと考えられる。以上を踏まえると、入札参加資格、基礎点、加点の考え方は次のように暫定的に整理できる（※詳細な検討はV. を参照）。

図表 入札参加資格、基礎点、加点についての考え方の整理（暫定版）

入札参加資格	・ 入札に参加するために求められる最低限の資格要件を示すもの。
基礎点	・ 実施要項の記載事項について、その最低限の要求水準を満たしているか否かを評価するもの。
加点	・ 実施要項の記載事項について、それらをより良く実施することが可能か否かを評価するもの。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

### ③不落・一者応札の要因

不落若しくは一者応札となると、総合評価落札方式が意図する競争による高い質／低い価格が実現されない恐れがある。そこで、こうした状況を回避する方策を検討するために、不落若しくは一者応札となった事例について、その要因の分析を行った。具体的に対象とした事例は、下記の図表に示す通りである。

不落若しくは一者応札の要因としては、案件としての魅力（業務内容と想定価格水準のバランス等）、案件規模（現状の体制で対応できるか等）、公募時期（同種案件が同時期に重なると事業者が分散してしまう等）、入札スケジュール（準備期間が十分でない等）、実施要項の書きぶり（曖昧な箇所がないか等）、競合他社の動向、発注者の意向・事前協議の実施状況等が考えられる。

図表 事例分析の対象とした事業

#### ①入札監理委員会で要因が検討されている事業

- 1) 農林水産省「中央畜産研修施設管理・運営事業」
- 2) 国土交通省「自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務」

#### ②落札者にヒアリングを実施した事業

- 3) K 省の庁舎管理・運営業務について、L 社
- 4) 独立行政法人 M のウェブサイト管理・運営事業について、N 社

#### ③その他

特定の事業を想定せずに、公共工事の実績の多い事業者及び業界団体（複数）に対してヒアリングを実施した。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### (a) 入札監理委員会で要因が検討されている事業

以下の 2 事業を対象として、不落若しくは一者応札の要因について、入札監理委員会における検討結果を整理した。

##### 1) 農林水産省「中央畜産研修施設監理・運営事業」

入札監理委員会において指摘されている要因、それに対する改善策については、主な項目としては、以下があげられる。

▶資格要件：求められている資格要件が厳しい。従来では A～C ランクの事業者を対象としていたが、D ランクの事業者で入札への参加を断念したところがあったこともあり、D ランクの事業者も対象とした。また過去 3 年以内の業務実績を必須項目としていたが、加点項目に変更した。ただし、実績に重きを置いた配点としている。

▶入札スケジュール：入札の準備期間が十分でない。暴力団廃止条で役員全ての住民票の提出が必要であったが、この書類の用意が間に合わないところで応札を取り止めた事業者がいた。役員が数人である場合には問題とならないが、複数の子会社があり役員の数が多い事業者にとっては、期間内に書類を準備することは困難であった。入札スケジュールを前倒しすることで、2 ヶ月程度の準備期間を確保できるようにした。

## 2) 国土交通省「自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務」

入札監理委員会において指摘されている要因、それに対する改善策について、主な事項としては、以下があげられる。

▶発注規模・予算規模：業務の範囲が広く、多くの事業者は全ての業務に対応する体制を保有していなかった。また、土日対応の可能性や、修繕及び消耗品供給の予測が困難であり、価格を積み増しせざるを得なくなり価格超過となったという事業者もいた。これらについては、業務範囲を縮小するとともに、業務は原則平日に実施するということを要綱に明記するようにした。

▶業務内容：定期点検業務に特殊な機器が必要であり、業者によっては入手困難であった。定期点検要領（マニュアル）を改定し、特殊な機器を使用しなくても、例えば実車を使用して精度確認できる手法を定めればよいことにした。さらに、定期点検業務に必要な機器の一覧と、その購入先や価格等を参考情報として、説明会の際に提供することを考えている。

▶契約期間：契約期間は 2 年であったが、5 年に長期化することによって、新規参入を促すようにしている。

### (b) 落札者にヒアリングを実施した事業

以下の 2 事業を対象として、不落若しくは一者応札の要因について、落札事業者にヒアリングを実施した。

## 3) K 省の庁舎管理・運営業務について、L 社

他者の応札がなかった要因としては、以下の点があげられた。

▶公募時期：庁舎監理・運営に関する他の複数の類似案件がほぼ同時期に公募となっていたため、当該案件に対応できなかったのではないか。企画書の準備にも人員が必要であり、同時に複数案件落札できてしまうというリスクもあるため、同時期に複数案件に応札することはなかなか難しい。

なお以下の点については、特に問題とならなかつたのではないかとのことである。

▶業務内容：業務の幅が広く、専門的なノウハウも必要となり、同規模案件の実績も求められているが、他の事業者（中小企業含む）でも十分に対応できるはずである。確かに 1 社ではなかなか難しいが、グループを組めば対応可能である。

➤入札スケジュール：当該案件単体で考えれば、準備期間が不十分だということはない。ただし、他の案件との兼ね合いで、企画書等の準備ができないということはあったと考えられる。

4) 独立行政法人 M のウェブサイト管理・運営事業について、N 社他者の応札がなかった要因としては、以下の点があげられた。

➤業務内容：付帯業務が多く業務の幅が広いため、1 社だけでは対応しにくい。

➤案件としての魅力：いわば「中途半端」な規模の案件であり、大企業にとっては案件としての魅力があまりなく、中小企業にとっては業務の幅が広すぎて対応しにくい。

#### (c) その他

その他、特定の事業を想定せずに、公共工事の実績の多い事業者及び業界団体（複数）に対してヒアリングを実施したところ、不落もしく一者応札（応札が少ない場合も含む）の要因として、以下の点が指摘された。

➤予算規模：予算規模が仕様内容に見合っておらず採算面で厳しい案件や、取組方法についてどのように工夫をしても収益が見込めない案件については、応札に慎重にならざるを得ない。

➤実施要項の書きぶり：仕様内容が明確でなく、価格が読み切れない（予算規模が把握できない）場合、応札に対して慎重になることがある。

➤入札参加資格・応募条件：事業実績等が入札参加のための資格要件となっている場合や応募条件が厳しいケースがある。

➤案件規模：大規模案件は、応札する企業が少なく、大手企業しか応札できない。業務内容もさることながら、提案書を作成することが大変である。

➤公募時期：同時期に同種の案件が重なると、事業者が分散し、結果、一者応札や不落となる。

➤業務内容：案件の規模が大きく求められるサービスの品質が高いまたは特殊な業務の場合は応札できる企業が限られる。案件そのものが非常に特殊で、応札できる企業が限られてしまう場合がある。

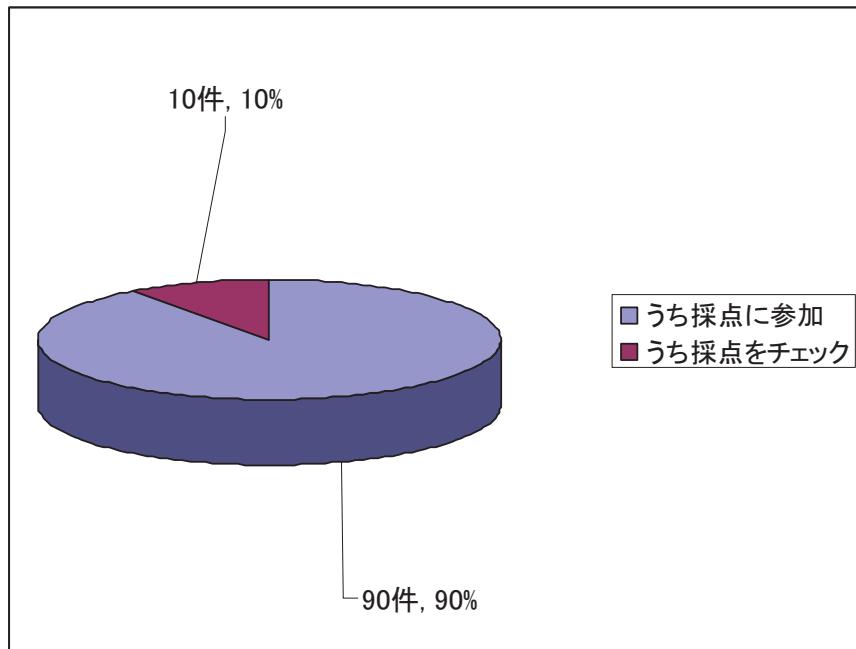
#### ④外部機関の関与状況

外部機関（学識経験者）が入札プロセスに関与することが法律で定められているのは、地方公共団体の公共工事の事例で、評価基準の設定と落札者の決定（採点結果のチェック）において関与している。

公共サービス改革法の実施要項の分析によると外部機関のチェック状況は以下の通りであった。多くの例で外部機関は採点段階より参加していることが確認された。

図表 外部機関の関与状況 (n=141)

分析対象実施要項	外部機関活用	うち採点に参加	うち採点をチェック
141	100	90	10



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## ⑤低入札調査の状況

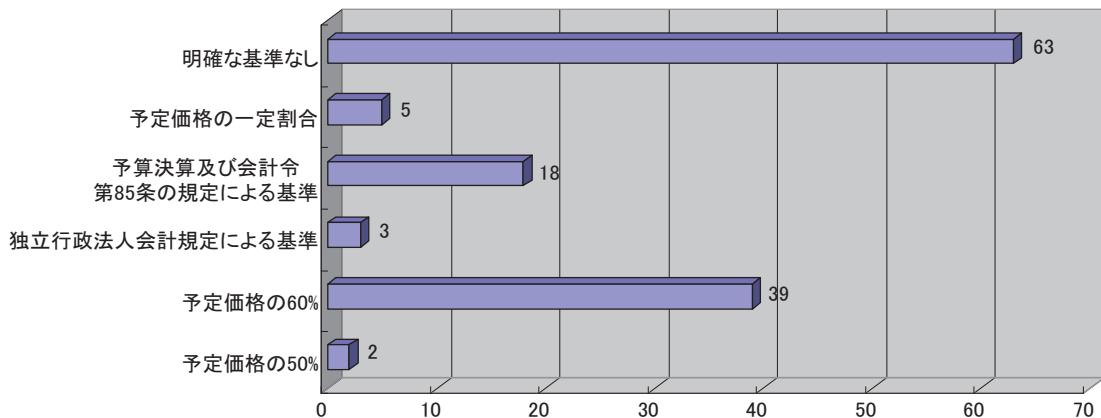
総合評価落札方式において、過度な価格競争となると、最低限の質が担保されなくなる懼れがあるため、低入札調査制度が導入されているが、実質的に機能していないとの指摘がある。そこで、実際に低入札調査がどのように活用されているか、現在の状況を整理した。

### (a) 低入札調査の導入状況

まず、実施要項において低入札調査を導入していることが明記されているか確認した。ほぼ全ての案件において、低入札調査を実施する場合があることが明記されていた。

しかし、低入札調査を実施する基準については、様々なパターンがあり、明確な数値的基準が示されていない場合もあった。

図表 低入札調査の実施基準 (n=130)



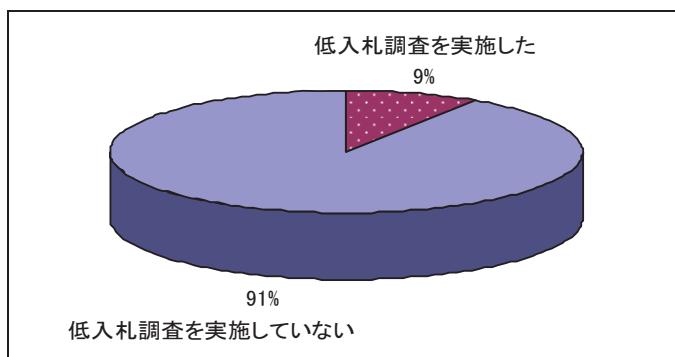
注) 予決令においては、案件の特性ごとに低入札調査実施基準を定められている。予定価格の6割となっているものもあり、「予決令の第85条の規定による=予定価格の6割」と記載されている場合もある。

資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

### (b) 低入札調査の実施状況

低入札調査を導入していることが明記されていた131件の実施要項のうち、実際に低入札調査が実施されたのは13件（9%）であった。ただし、1つの実施要項の中に、地域ごとに複数の案件が含まれている場合もあるため、単純に低入札調査が実施される割合が9%であるというわけではないことに留意が必要である。

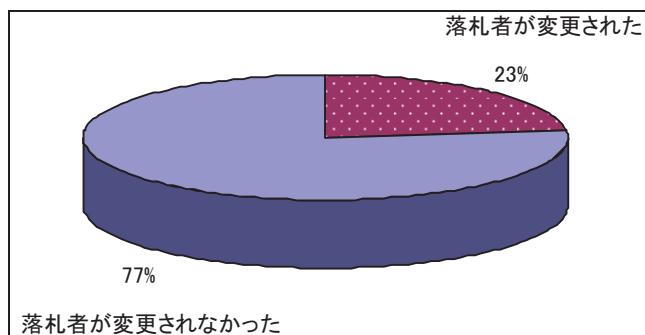
図表 低入札調査の実施状況 (n=131)



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

さらに低入札調査が実施された13件のうち、実際に落札者が変更となった事例は3件（23%）であった。ただし、これについても低入札調査の実施割合と同じように、単純に低入札調査によって落札者が変更となる割合が23%であるというわけではないことに留意が必要である。

図表 低入札調査の結果 (n=131)



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

低入札調査が行われた案件のうち、実際に落札者が変更となった3事例は、以下の通りである。低入札調査を実施する前に、当初の落札予定者が辞退する場合もある。

- ・「登記簿等の公開に関する事務（平成21年度）」（法務省）

低入札調査を実施した結果、当初の落札予定者が不適切ということになり、総合評価において次点であった者が落札した。

- ・「登記簿等の公開に関する事務（平成22年度）」（法務省）

低入札調査を実施した結果、当初の落札予定者が不適切ということになり、総合評価において次点であった者が落札した。

- ・「国立科学博物館の施設管理・運営業務」（文部科学省）

低入札調査を実施することになったが、当初の落札予定者が辞退し、総合評価において次点であったものが落札した。

#### ⑥技術点 1 位かつ価格点 1 位の事例

一般的に、質が高いものは価格も応じて高くなることが想定されるが、公共サービス改革法による案件では「技術点 1 位かつ価格点 1 位」<sup>12</sup>となったものが、入札結果の詳細を入手できた 86 件のうち 33 件あった (p.64 参照)。この点について、その理由を検討するために以下が該当するかどうかを検証した。

- 基礎点・加点においてコスト削減の項目があり、実施要項において低価格での応札が求められているもの  
33 件中 12 件 (36.4%) が該当した。これらについては総合評価案件の中でも特に低応札価格を誘引し易い。
- 技術点と価格点の割合において、価格点の割合が相対的に高いもの  
加算方式 (15 件) の技術点と価格点との割合の平均は、1:0.5 と全体平均と変わらない状況であった(加算方式による入札 57 件についての技術点と価格点との比は、平均して 1:0.55)。これらについては、価格点の割合が相対的に高いものは低

<sup>12</sup> 応札者が複数あった場合で、技術点が最高得点で、かつ価格点が最高（最低価格）である応札者が落札したもの。

価格での応札を誘引し易い。

また、低価格での応札を誘引するものではないが、応札者間において技術点に大きな差がつかず<sup>13</sup>、結果として価格競争となったものは以下の通りであった。

- 技術点の差が小さく、価格勝負になったもの  
33件中11件（33.3%）が該当した。

その他、他社価格オーバーや辞退、資格の評価等の結果、実質的に一者応札となったものは、33件中5件（15.2%）あった。

なお、上記の他にも「新規応札者」等が、実績を獲得するために、より低い価格での応札を志向するということも考えられるが、落札結果の未からは判別できない。

また、応札した事業者及び業界団体に対して、技術点1位かつ価格点1位の要因についてヒアリングを実施したところ、以下の点が指摘された。

- 実績確保目的の安値受注：自社の実績になる案件や実績を獲得することを重視する案件については、確実に受注するために、企画提案内容に見合った金額よりも入札価格を下げて応札するケースがある。大手企業は、個別の案件で多少利益が少なくてても、他の案件を合わせてトータルで考えれば吸収することができる。
- コスト削減が可能な技術の提案：ITシステムなど、当社が他社にはない設備や技術等を使って、提供するサービスのコストを下げられる場合には、付加価値の高いサービスをより低い価格で提供することができるので、技術点1位かつ価格点1位を実現することも可能である。
- 仕様内容が不明瞭で予算規模が把握できない場合の「価格オーバー回避行動」：技術点について自信がある場合でも、仕様内容から予算規模が読み切れない場合には、予定価格をオーバーしないで確実に受注するために、価格を下げて応札するケースがある。
- 評価の適切性の問題：発注者による評価の問題もあると考えられる。本来技術点を高くつけるべき企業に対して、適切な評価がなされていないケースもあるのではないか。それにより、技術点の差が開かず、価格点が相対的に大きく作用した結果、価格点1位の応札者の技術点が僅差で1位をとっていた、というケースが生じているのではないか。

## ⑦技術点、価格点の得点状況

技術点の評価について、実際には差がほとんどついておらず、実質的に価格競争になってしまうとの指摘がある。そこで、技術点について実際の得点状況を分析した。

技術点を分析するにあたって、全ての案件を統一的に比較できるようにするために、技術点を100点満点に換算している。また、必要な入札データに不備があったり、一者応札であ

---

<sup>13</sup> 技術点の差が10点程度以内に収まっているもの

ったりした事例については、分析の対象外としている。

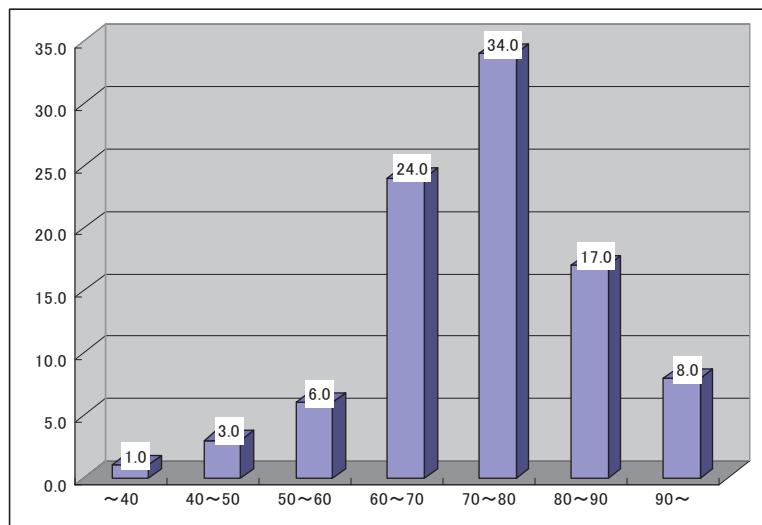
#### (a) 技術点の平均値

技術点の得点状況を把握するため、まず平均点について分析した。

##### 1) 全分野

入札結果の詳細を入手できた 86 件に加えて、技術点について分析に必要なデータを入手できた 7 件を加えた計 93 件について、1 案件ごとに全応札事業者の技術点の平均をとると、以下の図表のような分布となった。70 点～80 点代となっている案件が最も高い。さらに、全ての分野の事例について、平均をとると 74.8 点であった。

図表 技術点の平均値 (n=93)



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

##### 2) 分野別

事業分野別に、技術点の平均をとると、以下の図表の通りとなった。「試験」や「窓口」については技術点が比較的に高い傾向にある。一方、「統計調査」や「公物管理」については技術点が比較的に低い傾向にある。

図表 事業分野別の技術点の平均 (n=93)

分野	案件数	技術点の平均
施設管理	30	76.4 点
統計調査	17	69.1 点
公物管理	5	71.2 点
試験	8	85.4 点
研修・訓練	3	74.0 点
徴収	5	72.4 点
窓口	2	82.9 点
ハローワーク	0	—
その他	23	73.7 点

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

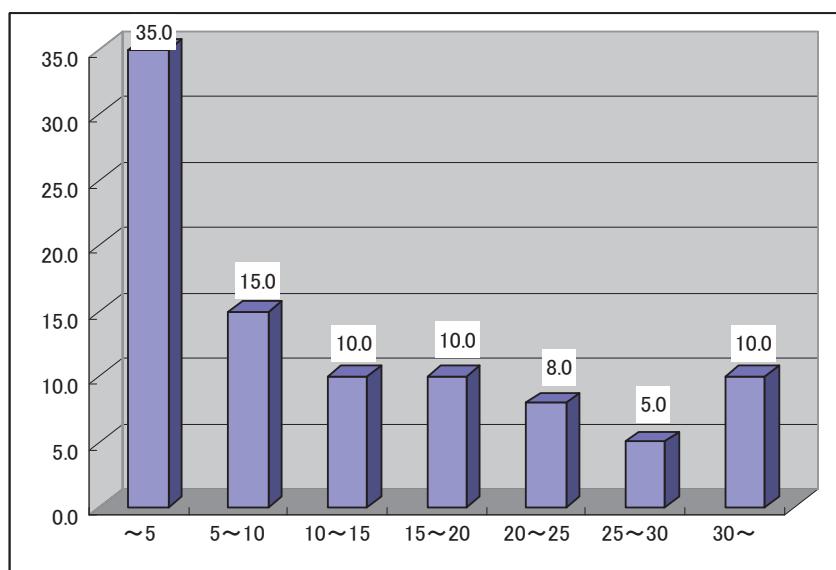
### (b) 技術点の最高点と次点との差

次に、技術点についてどの程度の差が付けられているか把握するため、最高点と次点との差について分析した。

#### 1) 全分野

1案件ごとに技術点の最高点と次点との差（最高点一次点）を計算したところ、以下の図表のような分布となった。最高点と次点との差が、5点以内となっている事例が最も多い。さらに、最高点と次点との差の平均をとると、12.9点であった。

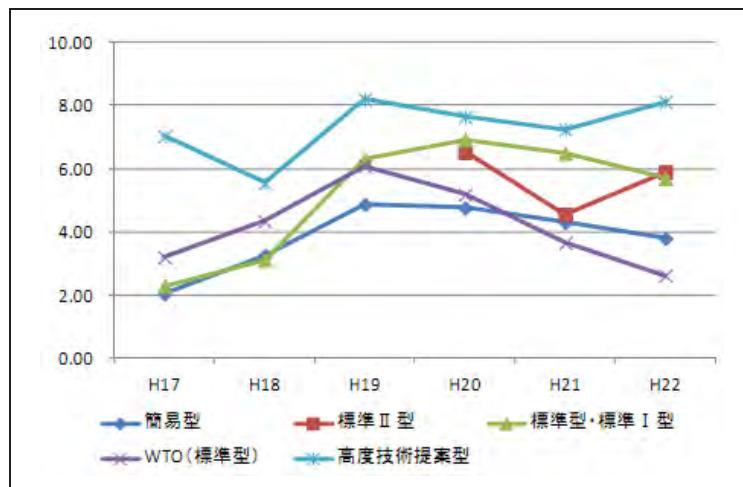
図表 （最高点一次点）平均値(n=93)



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

なお参考として、国土交通省の工事案件における技術点の差（最高点一次点）のデータを掲載する。こうした工事案件と比べると、技術点の差が大きい傾向にあることが分かる。工事案件に比べて、民間事業者の創意工夫が求められる割合が多く、技術点の差がつきやすいことが背景にあると考えられる。

図表 【参考】国土交通省の工事案件における技術点の（最高点一次点）



資料) 国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会資料

## 2) 分野別

事業分野別に、最高点と次点との差（最高点一次点）の平均をとると、以下の図表の通りとなった。「研修・訓練」については、比較的に差が大きい傾向にあり、技術点の差がつきやすい分野であると推測される。一方、「窓口」については、比較的に差が小さい傾向にある。

図表 事業分野別の技術点の平均 (n=93)

分野	案件数	技術点の平均
施設管理	30	11.3 点
統計調査	17	10.6 点
公物管理	5	10.3 点
試験	8	10.8 点
研修・訓練	3	17.7 点
徴収	5	14.2 点
窓口	2	2.8 点
ハローワーク	0	—
その他	23	17.8 点

資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

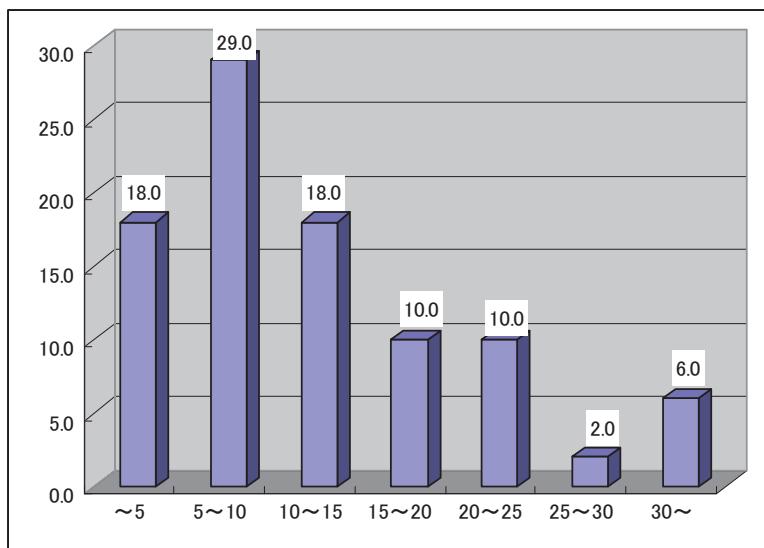
### (c) 技術点の最高点と平均点との差

さらに、技術点についてどの程度の差が付けられているか把握するため、最高点と平均点との差について分析した。

## 1) 全分野

1案件ごとに技術点の最高点と平均点との差（最高点－平均点）を計算したところ、以下の図表のような分布となった。最高点と平均点との差が、5～10点となっている事例が最も多い。さらに、最高点と平均点との差の平均をとると、16.0点であった。

図表 (最高点－平均点) 平均値 (n=93)



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## 2) 分野別

事業分野別に、最高点と平均点との差（最高点－平均点）の平均をとると、以下の図表の通りとなった。「徴収」については、比較的に差が大きい傾向にあり、差がつきやすい分野であると推測される。一方、「窓口」については、比較的に差が小さい傾向にある。

図表 事業分野別の技術点の差の平均 (n=93)

分野	案件数	技術点の平均
施設管理	30	14.0 点
統計調査	17	8.6 点
公物管理	5	12.4 点
試験	8	8.8 点
研修・訓練	3	14.4 点
徴収	5	16.9 点
窓口	2	7.1 点
ハローワーク	0	—
その他	23	12.2 点

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## ⑧落札率の分析

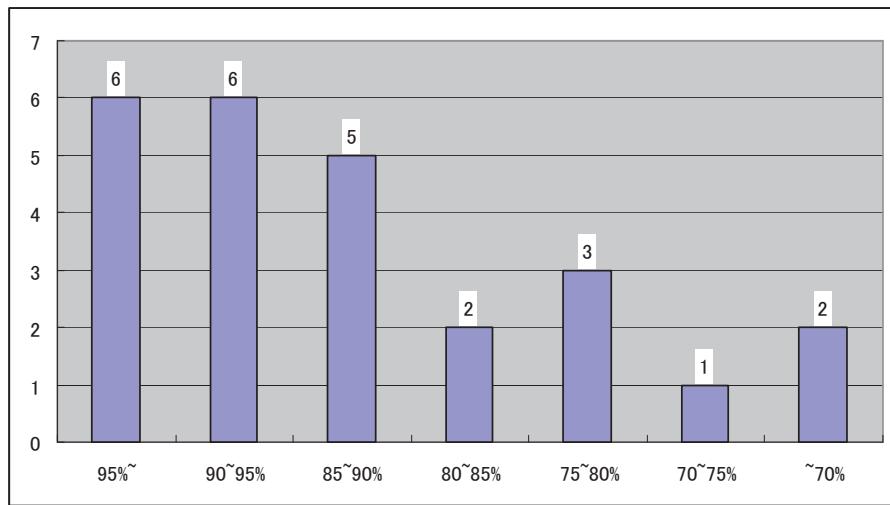
総合評価落札方式は、価格と質の両立を図ろうとする仕組みであるが、ここでは価格の抑制効果のみに着目し、把握する。具体的には、落札率（落札価格／予定価格）について分析する。

ただし、今回は予定価格のデータ入手することができなかったため、技術点や価格点から予定価格を推計した。そのため、こうしたデータから予定価格を推計できる加算方式の案件のみ、計25件を対象として分析している。予定価格の推計ができない除算方式は分析対象外とした。

### 1) 全分野

各案件の落札率を推計したところ、以下の図表のような分布となった。また、全体の落札率の平均をとると、87.7%であった。

図表 落札率 (n=25)



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

### 2) 分野別

次に、案件の分野別に、落札率の平均をとると、以下の図表の通りとなった。「公物管理」については落札率が比較的に低い傾向にある。

図表 事業分野別の落札率 (n=25)

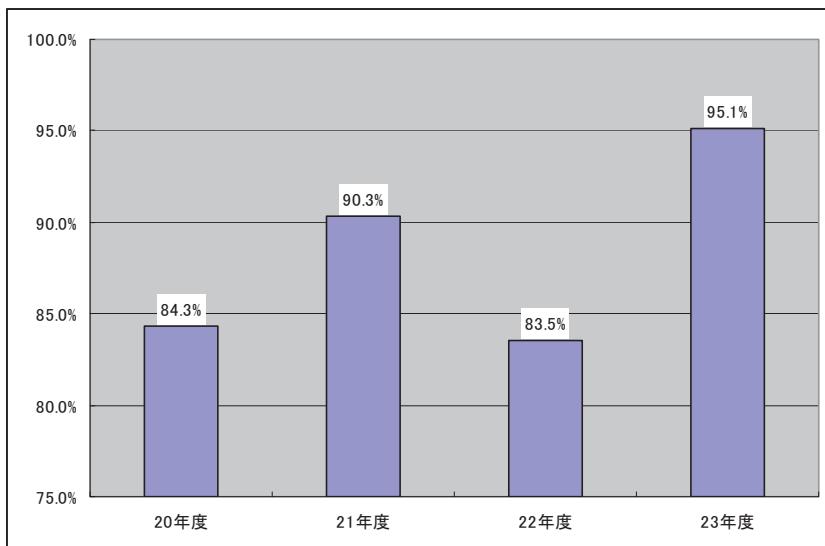
分野	案件数	技術点の平均
1 施設管理	0	—
2 統計調査	17	87.7%
3 公物管理	3	80.1%
4 試験	1	99.6%
5 研修・訓練	1	91.4%
6 徴収	0	—
7 窓口	0	—
8 ハローワーク	0	—
9 その他	3	90.3%

資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

### 3) 開始年度別

さらに、案件の開始年度別に、落札率の平均の推移を見ると、下図表の通りとなった。落札率について、時系列でのトレンドは特に見られなかった。

図表 落札率の推移 (n=25)



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

## ⑨基礎点の影響の分析

基礎点の比率が高い場合については、技術点の差がほとんどつかず、実質的に価格競争になってしまっているとの指摘がある。そこで、基礎点の影響を把握するために、過去の入札データを用いて、基礎点を除外した場合に最終的な落札結果が変化するかシミュレーションを実施した。

今回のシミュレーションの基本的な考え方として、単純に技術点から基礎点分を除外することとし、それによる技術点と価格点の比率の変化は考慮しないことにしている。例えば、技術点100点満点（基礎点50点、加点50点）、価格点100点満点のケースの場合、基礎点50点を除外すると、技術点50点、価格点100点となり、技術点と価格点の比率が変わることが、元の比率を保つために、技術点を2倍する等といった操作は行わないこととする。

このような前提のもと、除算方式の事例について、基礎点を除外するシミュレーションを実施した。加算方式の事例については、上記のような前提では、順位が入れ替わることがないため分析の対象外としている。

データが揃っている除算方式の事例のうち、一者応札若しくは落札者以外が価格オーバーであった事例を除いた39件を対象としてシミュレーションを実施した。これによって、1位が入れ替わった事例は、5件あった。

基礎点を除外することで、順位の入れ替わりが起こる条件としては、当初の落札者をAとし、基礎点を除外することで逆転する事業者をBとすると、「加点A（技術点A）<加点B（技術点B）」かつ「価格A<価格B」を導くことができる。実際に、1位が入れ替わった5事例を見てみると、上記の条件が成立している。つまり、もともと加点（技術点）では勝っていたにもかかわらず、価格によって負けていた場合には、基礎点を除外することで逆転する可能性があるということである。これは、基礎点を除外することで、技術点の総合評価に対する影響が、価格に比べ相対的に高くなるからである。

## ⑩評価項目の整理

事業分野ごとに、評価項目の特徴を把握するため、各案件で評価の対象となっている評価項目を整理した。以下では、基礎点項目と加点項目を分けて、それぞれ事業分野別に評価項目の傾向を整理している。

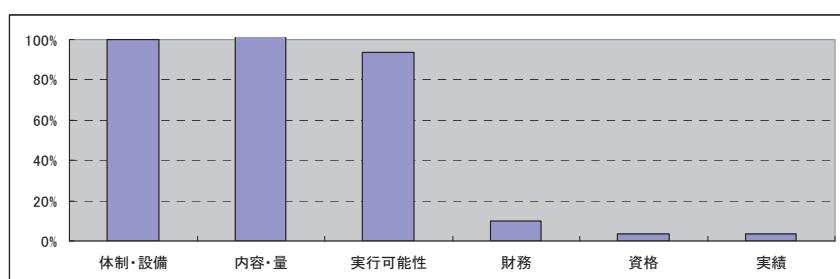
### 1) 基礎点項目

基礎点項目に着目し、事業分野別に、各評価項目について評価の対象とされている割合を整理している。特に、事業分野別に評価項目の傾向は見られなかった。

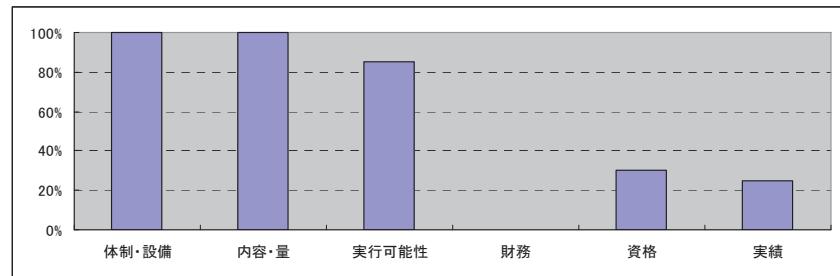
本来であれば、加点項目として評価すべき「資格」や「実績」について、基礎点項目としている事例が、どの事業分野においても散見される。

図表 基礎点の評価項目

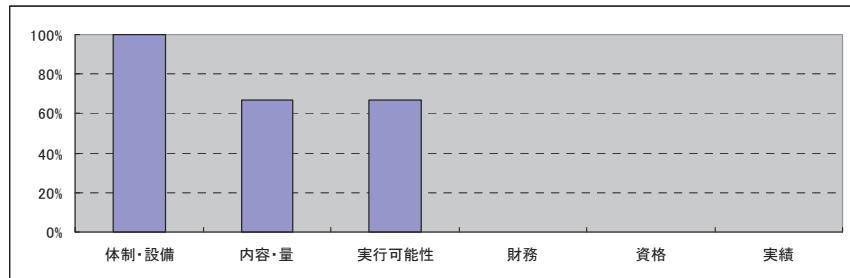
＜施設管理分野＞



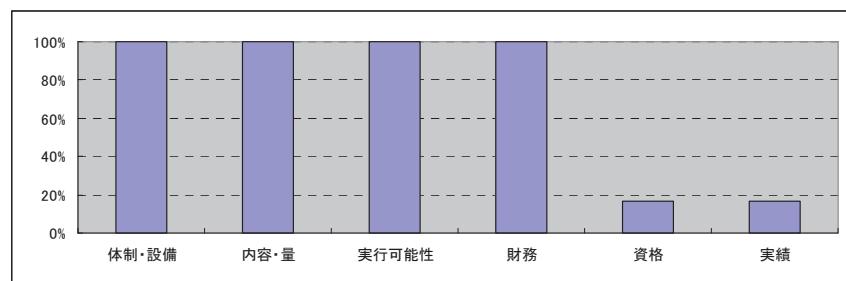
＜統計調査分野＞



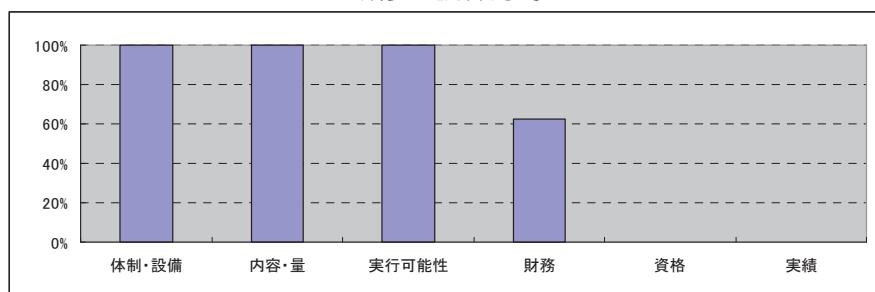
＜公物管理分野＞



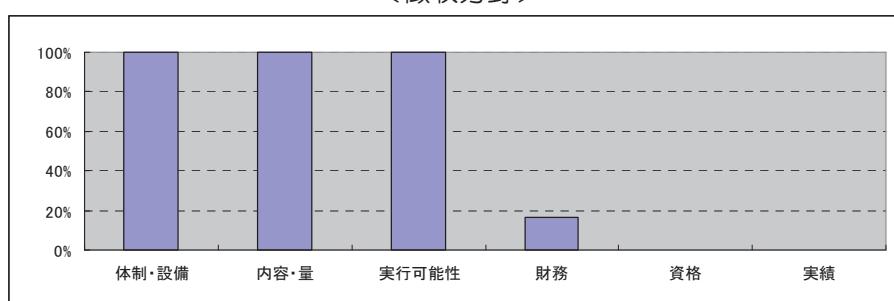
### ＜試験分野＞



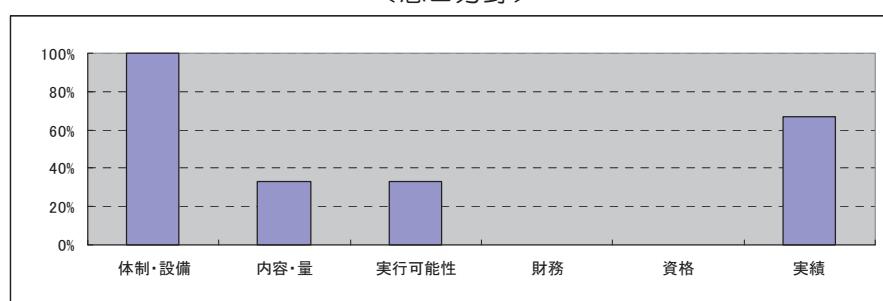
### ＜研修・訓練分野＞



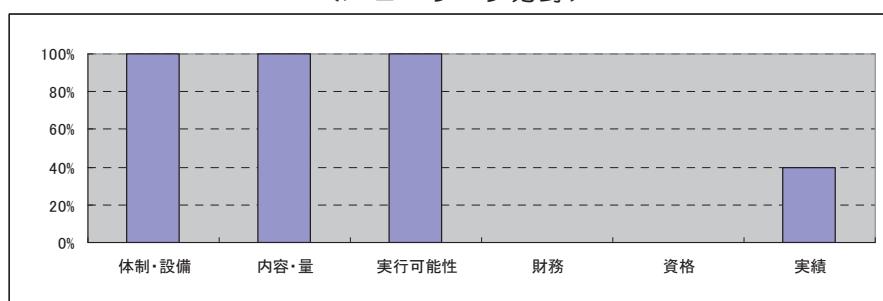
### ＜徴収分野＞



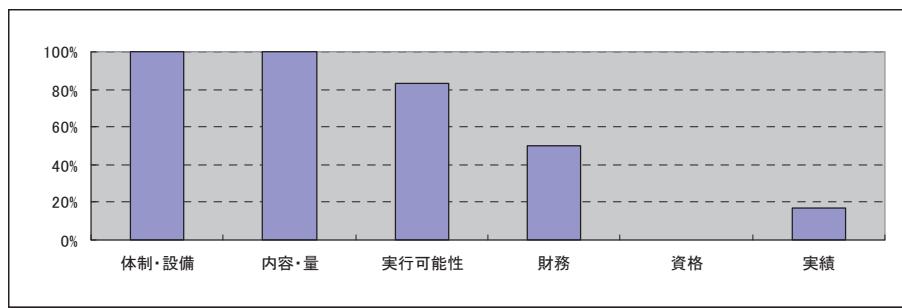
### ＜窓口分野＞



### ＜ハローワーク分野＞



### <その他分野>



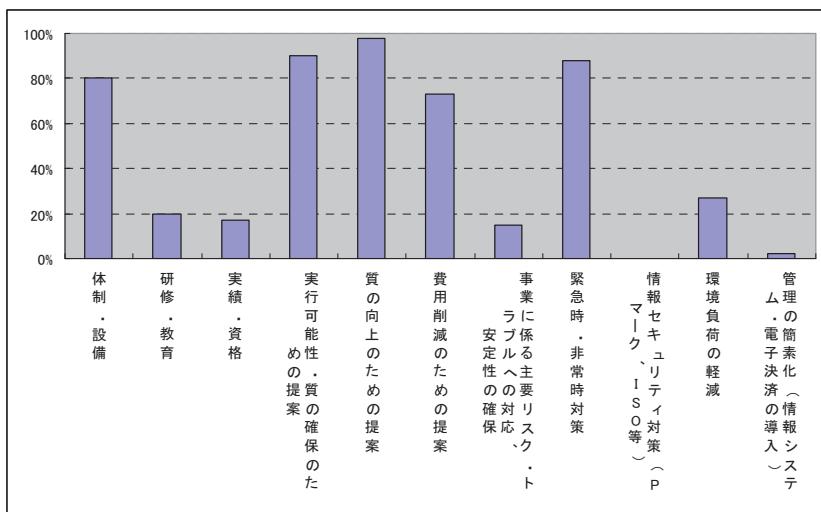
資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

## 2) 加点項目

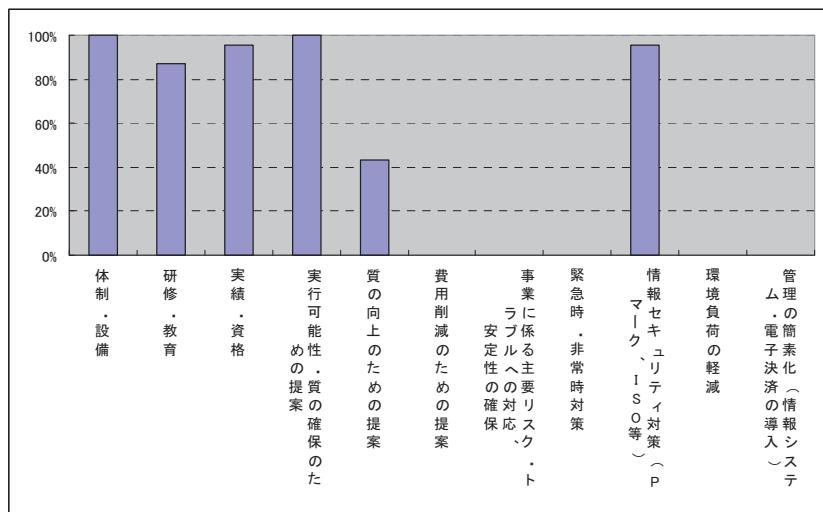
加点項目に着目し、事業分野別に、各評価項目について評価の対象とされている割合を整理している。加点項目については、施設管理分野では費用削減に関する評価項目が設定されている割合が高く、統計調査分野では情報セキュリティ対策に関する評価項目が設定されている割合が高いといったように、事業分野別に一定の傾向が見られる。

図表 加点の評価項目

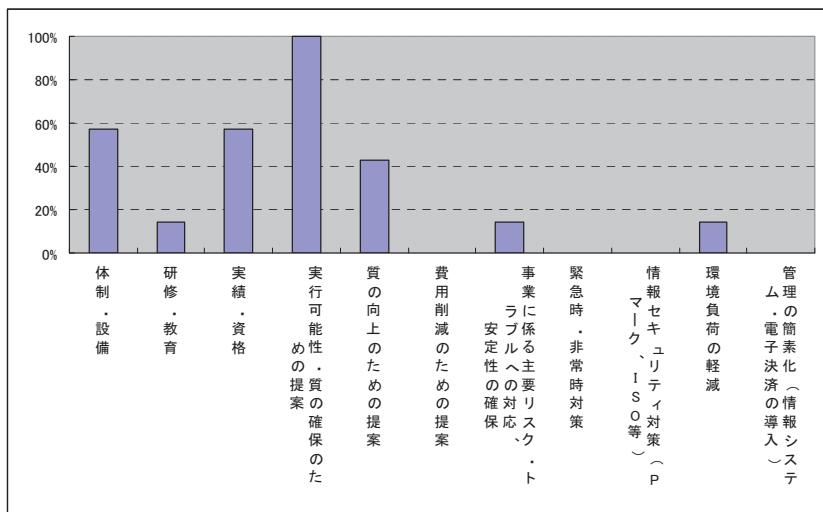
### <施設管理分野>



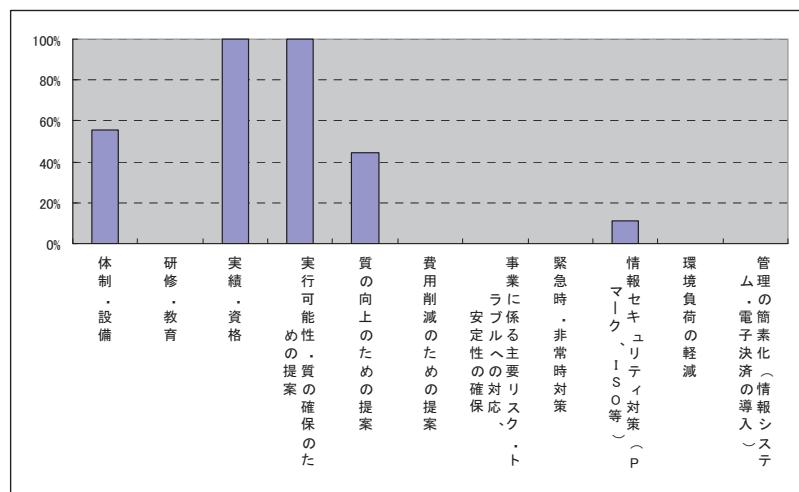
### <統計調査分野>



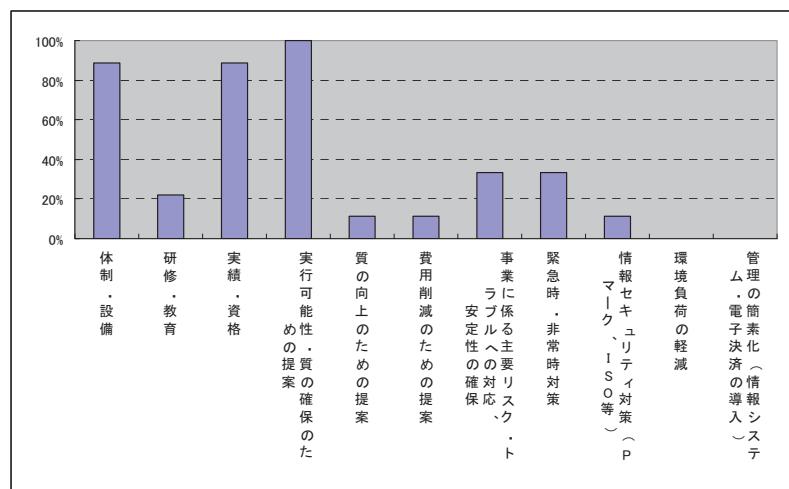
### <公物管理分野>



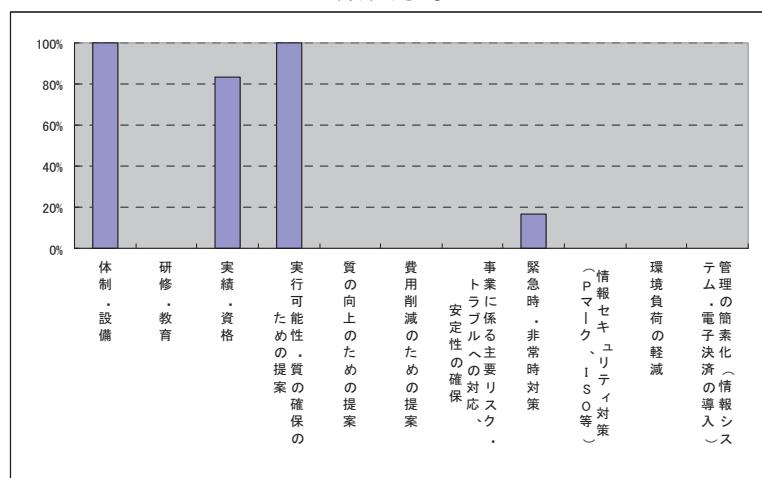
### <試験分野>



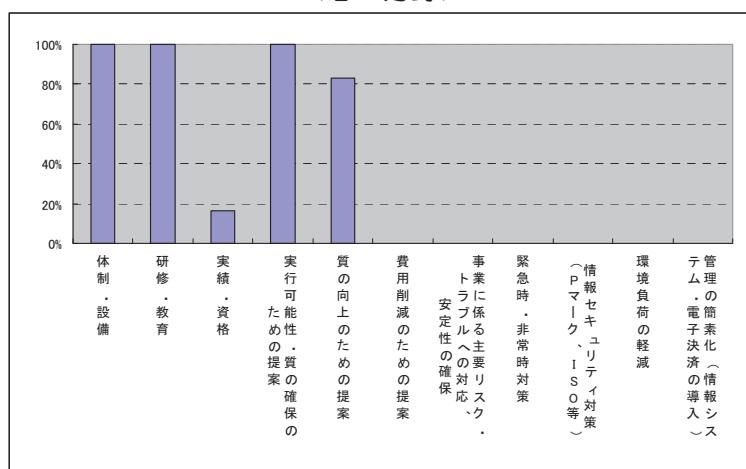
### <研修・訓練分野>



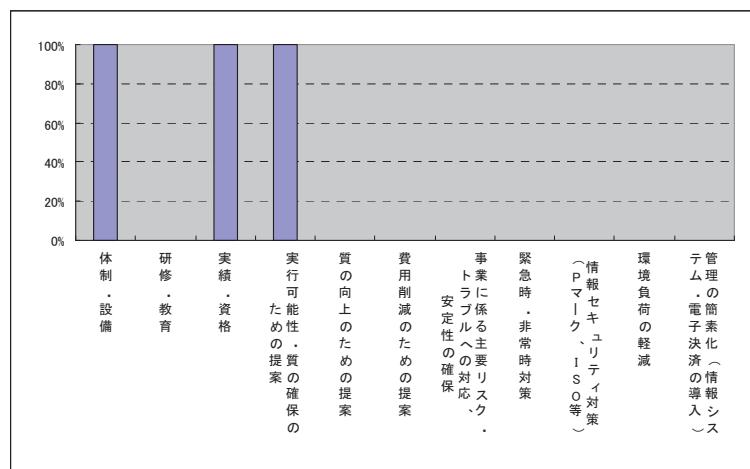
### <徴収分野>



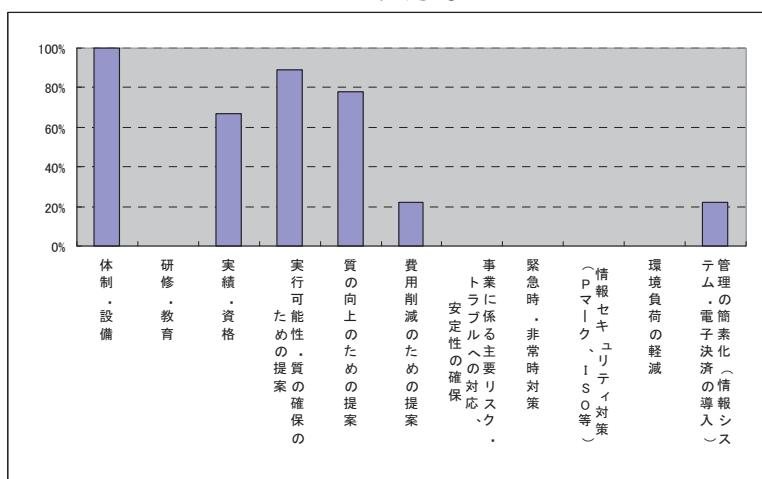
### <窓口分野>



### <ハローワーク分野>



### <その他分野>



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

## V. 評価表標準例の検討

以下では、これまでに整理した総合評価落札方式の問題点・課題等を踏まえて、公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式の改善策を中心に検討を行い、「統計調査」、「試験」、「施設管理」の3分野について評価項目や配点の基準・尺度について検討する。

### 1. II. からIV. で挙げられた課題の整理と評価表標準例検討の方向性

ここでは、II. からIV. で挙げられた課題を整理したうえで、評価表標準例の検討にあたっての方向性について整理している。

#### (1) 整理された課題と想定される対応策の整理

これまでの整理・検討により、現状の課題や、想定される対応策が確認できた。評価表標準例検討にあたり、課題と対応策オプションを整理すると下表のようになる。

図表 課題と対応策オプションの整理表

凡例：水色 = 評価表標準例の検討にて反映済みの対応策  
クリーム色 = 今後の検討課題とする想定の対応策

課題	対応策のオプション	対応策の趣旨・メリット	留意点
評価項目等を意図的に設定すること等により不透明で恣意的な評価となるおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定される評価項目や評価項目設定にあたっての考え方について評価表標準例等で説明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>恣意性の幅を狭める効果が期待できる</li> </ul>	
業務経験のある既存の業者が有利になる傾向 寡占化が進む（ノウハウを蓄積した、圧倒的な事業者を生む）危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務実績の評価を加点項目とするよう促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最低限の実績照会、配点が設定されることが期待できる</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存案件の情報をできるだけオープンにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入者が不利にならないようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参入済み事業者のノウハウが流出してしまうリスクがある</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間継続実施後、入札方式を変える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務経験のある既存業者の優位性がある程度リセットされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストがかかる</li> </ul>
サービス低下をもたらす and/or ダンピングによる過度な価格競争に至るリスク “安からう悪からう”発注に陥ってしまうリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>除算方式ではなく加算方式として、価格点：技術点の比率について、技術点がある程度の重みを持つよう目安を提示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低価格入札により評点が累加的に大きくなることを防止する</li> <li>企画重視の競争になることが期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算方式にするだけでは応札者の行動はあまり変わらない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>低入札調査をしっかり行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス低下をもたらしかねない、ダンピングが起きていないかを調査し、該当する場合は該当する場合は該当する場合を排除できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務コストが高い</li> <li>実際には該当する場合を排除することが難しい</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様の記載内容の明確化・詳細化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務実施に必要なコストを把握しやすくなり、過度に価格を下げた場合のリスクが明確化される</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>下限価格（最低制限価格）を設定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下限価格を下回る価格競争に陥らない</li> <li>地方公共団体での実績があ</li> </ul>	

課題	対応策のオプション	対応策の趣旨・メリット	留意点
		り、参考にできる	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>下限価格を下回った場合に価格点を比例的に減点する「配点基準価格制度」を導入する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下限価格を下回る価格競争に陥らない</li> <li>技術点が高い提案の逆転の余地を残せる</li> <li>地方公共団体での実績があり、参考にできる</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算価格を提示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件の規模感を把握することができ、求められている内容・質を下方に勘違いする問題を防止できる</li> <li>低入札調査の対象となる額を把握可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格を下げる努力がなされなくなるリスク</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数段階方式の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の担保をチェックしたうえでの価格競争となるため、サービス低下リスクの回避効果が期待できる</li> <li>国土交通省での試行実績があり、参考にできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダンピングは防 止できない</li> </ul>
応札者が少なく（一者応札等で）、競争が機能しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様の記載内容の明確化・詳細化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不明確性ゆえに勝負に出られないという状況を防止</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様の適正化（費用規模・実施期間に見合った業務内容とする）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループでの応札の可能化、業務量の適正化など、実態に対応した内容とすることで、応札を検討しやすくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実態の調査が必要となり、発注者側の手間がかかる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格、基礎点項目の適正化（位置づけの明確化、標準評価表の提示等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格、基礎点項目が厳しすぎ、参入障壁が過度に高まるという問題を防止</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札スケジュールの適正化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画書準備期間が短すぎるために参入できないという問題を防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件期間が短くなるため、公示時期によっては採用しにくい対応策</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算の上限額を提示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件の規模感を把握することができ、企画・価格双方について競争のポイントを理解しやすくなる</li> </ul>	
基礎点の比重が大きいと、技術点の差が開かず、実質的に価格勝負になってしまう	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎点：加点の比重の目安を評価表標準例で示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎点の割合を一定範囲に抑える効果が期待できる</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎点制度をやめ、技術点は加点のみで構成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術点が民間の創意工夫等の度合いにより定まる加点項目のみで構成されることによって、企画内容の競争促進が期待できる（最低限の要求水準は入札参加資格・適合評価項目にてチェックする想定）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎点対象項目は合否のみで判断し、評点はゼロとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎点対象項目をチェックしつつ、企画内容の競争促進が期待できる</li> <li>独法等での導入実績があり、参考にできる</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎点の審査を厳格に実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎点ニゲタはかせ、という状況を解消し、基礎点対象項目の評価もフィルターとして機能させられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行実務との開きが大きい。</li> <li>評価基準の策定等の事務コストが高まる</li> </ul>

課題	対応策のオプション	対応策の趣旨・メリット	留意点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>加点の評価点について、企画内容に比例して差が開くよう、審査基準を詳細化し、開示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術点で差が開くよう促す効果が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務コストが大きくなる</li> </ul>
実績の配点が高すぎる。 実績を求める評価項目の存在が参入障壁として機能している	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格、基礎点、加点の位置づけを明確化したうえで、基本的に加点項目とするよう促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績がなければ失格、という状況を回避できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績が評価点を押し上げる状況自体が解消される訳ではない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎点とする場合には、「実績を示す。または、実績を有する者と同等の能力を有することを証する資料を添付する」などとして、実績だけを能力の証明手段としないよう促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参入障壁として機能しにくくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「同等の能力」の評価が難しい</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価表標準例において評価項目の配点の目安を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績の配点を一定程度に抑える効果が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的に数値を示すと、個別の案件特性を踏まえた検討が疎かになる可能性がある</li> </ul>
発注者サイドにおける事務手続きの煩雑さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件特性に応じて総合評価落札方式以外の方式の採用可能性を検討する           <ul style="list-style-type: none"> <li>企画競争</li> <li>価格入札</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>よりふさわしい評価方式の採用が期待できる</li> <li>上記を通じて事務コストも低減する可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各評価方式の特性を踏まえた横断的なガイドラインの策定が必要であり、検討コストが高い</li> </ul>
質がどんなに優れても、価格オーバーで上限拘束性により失格となる（実質的に価格入札になっている）	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限拘束性の撤廃（例えば、価格オーバーの場合は失格ではなくマイナス評価として点数化し、仮に同提案が落札された場合には、予算の範囲内で実施が可能かどうかを受託者と交渉する／等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い企画を採用できる。とりわけ、新しい技術・ノウハウ等、発注者側が想定できなかった創意工夫を取り込む可能性が広がる</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算の上限額を提示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件の規模感を把握することができ、企画・価格双方について競争のポイントを理解しやすくなる</li> </ul>	

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

評価表標準例を検討にするに当たっては、上記の課題・対応策の整理等を踏まえて、以下の方向性を基にその案を検討する。

## (2) 評価表標準例検討における前提事項

まず、総合評価落札方式の適用を前提とした検討を行う。従って、Ⅱ.・Ⅲ.にて整理して分析したような、案件の性質による総合評価落札方式の適用そのものの妥当性の検討は、(Ⅱ.・Ⅲ.にて指摘するように、課題は存在しているもの) 本評価表標準例策定の検討対象外とする。

次に、総合評価落札方式に係る現行制度の適用を前提とした検討を行う。従って、Ⅱ.・Ⅲ. や、上図表にて整理・分析したような、「現行制度では実施は不可能」な対応策の適用

については、本評価表標準例策定の検討対象外とする。具体的に、「予定価格の上限拘束性の撤廃」「予定価格の事前公表（若しくは当該水準の事前示唆）」「複数段階評価方式の導入」「下限価格の設定」「低価格入札調査をより機能させるための工夫」「多様な主体の入札参加の推奨、及びその際の競争条件の整備」などが、それに該当する。また、別途協議等により、対処方針が決定している事項についてはそれを踏まえることとする。

### （3）基本方針

評価表標準例の検討にあたっては、以下を基本方針として進めた。

まず、サービスの質・価格の両面に着目して、そのバランスの中で落札者を決定する手法である「総合評価落札方式」の目的をより良く実現する観点から、評価表標準例を策定する。

次に、Ⅱ.・Ⅲ.・Ⅳ.にて示された総合評価落札方式の諸課題のうち、制度改善によらずに現行制度の下での運用によっても改善可能なものについては、本評価表標準例に反映させていく。具体的に、「実質的に価格競争になる状況の回避」「実質的に安からう・悪からうになる状況の回避」「予定価格の模索から生じる課題の回避」などの対応策を盛り込んでいる。

そして、入札参加資格・基礎点・加点について、総合評価落札方式の制度趣旨、現状の評価項目の分析・海外調査結果等を踏まえたうえで、定義・考え方の再検討を行い、分かりやすく整理する。その整理のもとで、評価表標準例を検討する。

評価表標準例を策定する対象分野には、下図表に示すように、それぞれの特性があり、その特性を十分に踏まえた評価表標準例の策定を検討する。

図表 3 分野の特性

統計調査	試験	施設管理
<ul style="list-style-type: none"><li>・規模の大きい調査が多く、煩雑で大量の作業を確実・正確に遂行することが求められる。</li><li>・集計結果にエラーが出た場合に修正率を100%とすること等、仕様の要求事項が“プロセス責任”ではなく“結果責任”的な観点で規定されている点が特徴的である。</li><li>・求められる結果を実現するために、正確化・迅速化の施策、回収率向上の施策、問合せ・苦情対応等について、技術力・提案力による創意工夫の余地が一定程度ある。</li><li>・経済産業省と財務省との包括協議の結果</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国家試験を実施する業務であるため、公平性・正確性の観点から、決められた業務プロセスをミスなく確実に実施する必要性が非常に高い分野である。また、それゆえに、創意工夫の余地が比較的狭いと考えられる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業内容には多様性が見られる。 管理対象は、庁舎、研修・教育施設、スポーツ施設、研究施設、交流会館、資料館・図書館、美術館・博物館、刑事施設等で、多岐にわたる。</li><li>・業務内容については、管理対象に応じて、単純な保守管理業務から、利用者サービス業務、企画運営業務まで多様である。</li><li>・すべての事業において保守管理業務が事業内容に含まれる。保守管理業務は、清掃業務や備</li></ul>

<p>に基づいて、「価格点：技術点」＝「1:2」（調査事業については、「価格点：技術点」＝「1:2 以下」）の加算方式とすることとされている。</p>		<p>品交換業務等の定型的な業務で、難易度は高くない。</p> <p>他方、利用者サービス業務を含む事業、資料館管理運営業務のように創意工夫による企画立案を求められる内容を含む事業においては、民間の提案力の発揮が期待される。</p>
---	--	--

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## 2. 評価表標準例記載内容の検討

以下では、評価表標準例記載内容の検討結果について整理している。

### (1) 評価表標準例の使用方法

この評価表標準例は、国の行政機関等による実施要項案の作成、監理委員会における実施要項の審議等において活用されるとともに、これら一連のプロセスの合理化・効率化にも資するよう、公共サービス改革法律 9 条及び 14 条の規定を踏まえ、実施要項に記載が必要な事項のうち、特に「落札者の決定に関する事項」についてとりまとめたものである。

国の行政機関等においては、案の作成に当たり法及び基本方針の規定に従うとともに、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」(平成 22 年 3 月 31 日) 及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」(平成 22 年 3 月 31 日) の内容に留意しつつ行うほか、更に評価表標準例の内容を参考とすることが望ましい。

評価表標準例は総合評価落札方式に係る過去の諸事例及びその課題を参考に策定したものであり、具体的な実施要項案の作成に当たっては、分野の特性や入札の対象とする業務範囲等の個別の事情を反映させる必要がある。その際、どのような考慮要素に着目し、それをどのように反映させるかについては、個別の案件ごとに異なるため網羅的に提示することは難しいが、考慮要素の一例を挙げると次のようなものが考えられる。

- ・ 新しいノウハウ・技術に関する提案が期待される場合か
- ・ 提案者からの内容・質の面での追加提案が見込まれる場合か
- ・ 実施方法・内容が提案者の工夫によって異なることが想定され、工夫の検討、提案書での詳細な記述を求めたい場合か
- ・ 一者応札が続いている場合等において、新規参入を期待する場合か

## (2) 落札方式について

### ① 基本的な考え方

基本的な考え方として、以下に該当する分野・案件の場合には、加算方式を採用することが望ましい。(Ⅱ. の「除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点」より。)

- (a) 業務提案段階において高度な技術力・提案力の発揮を期待できなくなる危険性を回避すべき要請が大きいか
- (b) 業務実施段階において品質不良等のリスクが増加する危険性を回避すべき要請が大きいか

### ② 分野別の考え方

各分野のトレンドは以下の通りである(Ⅳ. の「加算／除算のトレンド」より)。但し、別的方式の採用を制限するものではない。

図表 各分野の加算方式・除算方式のトレンド

分野	落札方式のトレンド	考え方
統計調査	・ 加算方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大量の業務を正確に遂行することが求められ、(b)の要請が大きい。</li><li>・ 正確化・迅速化・回収率向上等の施策及び問合せ・苦情対応について、技術力・提案力による創意工夫の余地が一定程度あり、(a)の要請もある。</li></ul>
試験	・ 加算方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公平性・正確性の観点から、決められた業務プロセスを忠実に遂行することが求められるため、(a)の要請は少ないが、(b)の要請が大きい。</li></ul>
施設管理	・ <u>保守管理業務のみ</u> ：除算方式 ・ <u>利用者サービス業務</u> ：加算方式 ・ <u>企画運営業務</u> ：加算方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>保守管理業務</u>：定型的な業務で難易度も高くないと想定されるケースが多く、上記(a)(b)に該当しない。</li><li>・ <u>利用者サービス業務・企画運営業務</u>：技術力・提案力の発揮を期待すべき余地が大きく、(a)に該当。</li></ul>

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## (3) 入札参加資格・基礎点・加点の考え方

Ⅱ.・Ⅲ.・Ⅳ. の整理・検討を踏まえて、入札参加資格・基礎点・加点についての基本的な考え方を、以下のように整理する。

図表 入札参加資格／基礎点／加点についての基本的な考え方

入札参加 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札に参加するために求められる資格要件。</li> <li>・ 具体的には、(個別案件への従事意思とは別に) 組織として既に有している「案件履行能力」(案件にて責任を果たしうる能力) を指す。定型的に判断できるものである必要がある。</li> <li>・ 例： 破産者でないこと、不正行為を行わないこと、指名停止中ではないこと、事業実施に必須の法的資格や認証を有していること、事業実施に必須の施設・設備・機器・技術を保有していること、政府の競争参加資格に適合していること、財務状況が危機に瀕していないこと（経営破綻のリスクが小さいこと）、など。</li> </ul>
基礎点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要項の記載事項について、その最低限の要求水準を満たしているか否かを評価するもの。(そのため、それを全て満たしていない場合には失格となる。)</li> <li>・ 具体的には、個別案件への従事意思及びそれに基づく諸対応により、実施要項の最低限の要求水準について、実現可能性があるか否かを判断する。具体的には、実施要項の最低限の要求水準について「実施可能性」があることを明示できているかを評価。</li> <li>・ 国の事業を確実に実施する観点から、形式審査(記載があるかどうか)にとどまらず、記載内容の適切性・分かりやすさにまで踏み込んだ評価を行うことが想定される。</li> <li>・ 評価表標準例においては、「基礎点：加点」の比率の目安、想定される評価項目例等を示すことにより、基礎点の評価項目の適切化、配点の適切化を図る。</li> <li>・ 評価項目例： 実施要項の記載事項を踏まえた「提案内容・量」となっていること、実施要項の記載事項を踏まえた「実施体制」となっていること、実行可能な計画やスケジュールが提案されていること、など。</li> </ul>
加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要項の最低限の要求水準を超える内容・方法について「実施可能性」があることを明示できているか、実施要項の記載事項について、それらをより良く実施することが可能か否かを評価するもの。</li> <li>・ 総合評価制度の趣旨に鑑み、民間の創意工夫や民間ならではの能力の発揮が期待される項目について、加点項目を設け、配点の比率を大きくすることが望ましい。</li> <li>・ 程度を判断すべき項目については、例えば、「●●を満たせば満点(5点)、○○程度であれば3点、××にとどまる場合には1点」などのように、評点の基準を明らかにすることが望ましい。</li> <li>・ 評価表標準例においては、「基礎点：加点」の比率の目安、想定される評価項目例等を示すことにより、加点の評価項目の適切化、配点の適切化を図る。</li> <li>・ 例： 類似・同様の業務実績があること、質の確保・向上に関する提案があること、新規的・創造的な提案がなされていること、追加的な提案がなされていること、など。</li> <li>・ 但し、類似・同様の業務実績については、不当な参入障壁とならないように、実施要項の記載事項をより良く実施するために必要不可欠なものに限定すること。</li> </ul>

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

なお、主要対象分野ごとの項目の整理については、後述「3. 評価項目の例」を参照されたい。

#### ■財務的基盤の判断に際しての専門的客観的な知見の活用

財務的基盤を判断するにあたっては、公認会計士などの専門的客観的な知見を活用した判断を行うことも考えられる。特に、例えば案件規模が大きいなど、応札者の財務的基盤の健全性・安定性を慎重に判断することが求められる案件の場合には、このような対策を

講じることが重要となる。

知見を活用するポイントは、財務的基盤の健全性・安定性の観点から「リスクの高い」応札者を見極めてもらい、「この応札者は●●の点でリスクが高い」という具体的なアドバイスを得ることにある。このようなアドバイスがあることで、事業実施主体はその情報を基に当該応札者の入札参加の可否（入札参加資格を認めるか否か、基礎点を与えるか否か）を判断することができ、的確な根拠に基づいたより適切な判断を下すことが可能となる。

#### (4) 「基礎点：加点」のウェイトについて

基本的には、上述(2)に示した整理の視点が、この基礎点／加点のウェイトについても活用しうると言える。

- (a)に該当して、事業者の創意工夫の余地が大きい分野・案件は、「加点」のウェイトを（そうでない分野・案件に比べて）相対的に高くすることが望ましい。
- (b)に該当する分野・案件は、実施要項における要求事項を厳格に実施することが求められる分野であり、それらの要求事項を中心とする「基礎点」のウェイトを相対的に高くすることが望ましい。
- (a)(b)の双方に該当する場合には、当該分野・案件にてどちらの状況がより強く反映しているのかを踏まえて、ウェイトを検討する。

基礎点は、実施要項に記載されている事項について、その最低限の要求水準を満たしているか否かを評価するものであり、具体的には、実施要項に照らした業務の「実施可能性」を評価するものである。

そのため、(分野や案件によっては) 事業の成否を左右する基本事項について、その要求水準を高く設定するとともに、その評価も厳格に行うことが求められる。別の表現をすれば、基本事項の評価点である基礎点のウェイトを相対的に高めるとともに、基本事項を仕様書において具体的かつ詳細に規定すること、基礎点が容易に満点とならないような工夫(形式評価ではなく実質的に厳正に評価することなど)が求められる。

なお、基礎点のウェイトが高いということは、それに満点をとった入札者の間では技術点での差がつきにくく、その結果として価格による競争により近くなることを意味する。そのような観点からも、実施要項における要求事項を厳格に実施することが求められる分野においては、基礎点のウェイトを十分に高くするとともにその評価も厳格にすることで、いわゆる安かろう・悪かろうとの状況に陥ることを回避することが求められる。逆の視点からは、実質的な二段階評価(質が十分確保される入札者間での価格競争)に近い状況を構築することが求められる。

これらを踏まえて、主要分野別には、以下のように整理する。(なお、全分野における全体的な平均は、1:1.7である。)

#### (ア) 統計調査

- ・ (a)(b)双方の要請が大きい業務分野である。その特性や実施要項を更に分析すると、結果責任の観点から実施要項の要求事項が規定されるなど、他の分野に比較して民間の創意工夫を期待する余地が大きいことから、(a)の要請がより大きいものと判断して、加点の割合をより高くすべき業務分野と考える。「1:3」を一つの目安と考える。(既存案件の分野平均は、1：2.3であり、加点のウェイトが増加する傾向にある。)

#### (イ) 試験

- ・ (b)の要請が大きく、決められたことをしっかりやって欲しいという業務分野であり、基礎点の割合を高くすべきであり、「1:1未満」を一つの目安と考える。(既存案件の分野平均は、1：0.78である。)

#### (ウ) 施設管理

- ・ 保守管理業務のみの場合は、決められたこと（清掃業務、保守業務等）をしっかりやって欲しいという業務分野であり、基礎点が比較的高くてよい。ただし、民間の技術力・提案力の発揮を制約する必要も乏しい。「1:1」が一つの目安になると考えられる。
- ・ 利用者サービス業務、企画運営業務のように(a)の要請が大きい場合には、加点の割合を高くすべきであり、「1:2」を一つの目安と考える。(既存案件の分野く施設管理全体>の平均は、1：2.0である。)

### (5)「価格点：技術点」のウェイトについて（加算方式の場合）

基本的には、上記（2）に示した基本的な考え方の視点が、加算方式の下での価格点／技術点のウェイトについても、そのまま当てはまると考える。

- (a)(b)に該当する要素が大きい分野・案件は、「技術点」のウェイトを（そうでない分野・案件に比べて）相対的に高くすることが望ましい。
  - (a)(b)に該当する要素が小さい分野・案件は、「価格点」のウェイトが相対的に高くても差し支えない。

具体的な対応方法として、以下のような基本的な対応方法案を示す。なお、別途協議等により対処方針が決定されている場合には、それを踏まえる。

- (a)(b)のどちらの要素も大きくなれば、基本案は、「価格点：技術点」＝「1:1」
  - (a)(b)のどちらか一方の要素が大きければ、基本案は、「価格点：技術点」＝「1:1～2」
  - (a)(b)のどちらの要素も大きければ、基本案は、「価格点：技術点」＝「1:2～3」

図表 「価格点：技術点」について分野別の望ましいウェイトの考え方

分野	望ましいウェイトの考え方
統計調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格点：技術点=1：2 (既存案件は、いずれもほぼ 1：2)</li> </ul>
試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格点：技術点=1：2</li> <li>・ (既存案件の分野平均は、1：2.05)</li> </ul>
施設管理	<p>&lt;保守管理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (価格点：技術点=1：1) *1</li> </ul> <p>&lt;利用者サービス業務、企画運営業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格点：技術点=1：2</li> <li>・ (既存案件3例は、いずれも 1：2)</li> </ul>

\*1： 保守管理業務の場合には、上記(1)にて示すように除算方式を想定している。ここに示しているのは、利用者サービス業務・企画運営業務が含まれる場合の、保守管理業務部分の位置づけについての概念的な整理である。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### (6) コスト削減項目の取扱い

既存の実施要項では、施設管理分野にて、保守管理業務、利用者サービス業務、企画運営業務の何れにおいても、「コスト削減のための提案」が、主要な「加点項目」として位置づけられている。

しかしながら、以下のような点から基本的に課題の多い評価項目ではないかと考える。

- 価格点との二重評価となる（加算方式・除算方式の何れにおいても）。
- 民間企業が応札価格を過度に下げる誘因となる（ダンピング）。
- 民間企業による内部相互補助の誘因となる。
- 民間企業による積極的な企画提案を妨げる誘因となる。
- 民間企業の応札を躊躇させる誘因となる。

ただし、応札額に影響しない部分でのコスト削減提案は、加点項目として評価に値する。（例えば、光熱費は発注者負担となっているところ、当該光熱費の削減提案がされた場合は、応札額には影響がないものの、公共サービス提供に係る経費全体としては削減がなされている場合などが考えられる。）

本評価表標準例においては、上記の課題等について十分に留意したうえで、「コスト削減項目」は設定しない、あるいは、設定する場合にも、目安として、合計で技術点の5%を超えない範囲とすべきではないかと考える。

#### (7) ガバナンス・社会性・官民連携に係る項目の取扱い

公共サービス改革法以外も含めて、国や地方公共団体の公共調達に係る総合評価落札方

式の加点項目には、ガバナンスや企業の社会性に関する項目も含まれている。前者は、サービス提供者によるより適切かつ安定的なサービス提供を確保する観点からの評価であると考えられる。また後者は、サービス提供者が公共サービスを提供する主体としての社会的な相応しさを確保する観点からの評価であると考えられる。

また、官民連携を積極的に推進する観点から、民間企業の積極的な提案そのものを評価項目として位置づける例も存在する。

具体的に、以下のような評価項目の事例が存在する。(検討段階を含める)

(ガバナンス)

- 情報セキュリティ対策 (Pマーク・ISO等の認証取得)
- コンプライアンス (事業に関連する法令やコンプライアンス等に関する規定の整備・適切な運営管理及び実施体制の確保)
- 環境負荷の軽減対策 (ISO等の認証取得、若しくはその他の具体的な方策)
- 事業継続計画 (BCP) 等による事業継続力 /等

(社会性)

- 災害復旧支援の活動実績
- 被災者の雇用実績
- 男女共同参画に係る取組み
- CSRを積極的に果たす企業への加点 /等

(官民連携)

- 事業の在り方そのものに対する民間企業・NPO等による積極的な事業企画提案(提案者加点 /等)

(その他)

- (東日本大震災等の)被災地企業であること /等

これらの評価項目の割合について、「ガバナンス」に係る項目に関しては、分野・案件によってこれらの項目の確保が極めて重要な場合もあり、その場合には、これら項目の占める割合が高くて問題ない。それ以外の項目については、あくまでも従たる評価項目として位置づける。目安として、合計で技術点の1割を超えない程度ではないかと考える。

### 3. 評価項目の例

#### (1) 入札参加資格の例

統計調査分野・試験分野・施設管理分野において、現状設定されている入札参加資格を以下に整理している。

図表 入札参加資格の例

評価の要点	【参考情報】採用頻度			規定例	
	統計調査分野	試験分野	施設管理分野		
公共サービス改革法10条の官民競争入札の「欠格事由」に該当しないこと	ほぼ全件	ほぼ全件	ほぼ全件	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第15条において準用する第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。	
予決令70条「一般競争に参加させることができない者」に該当しないこと	ほぼ全件	ほぼ全件	ほぼ全件	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。(なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)	
予決令71条「一般競争に参加させないことができる者」に該当しないこと	ほぼ全件	ほぼ全件	ほぼ全件	予決令第71条の規定に該当しない者であること。	
当該省庁の指名停止を受けていないこと	ほぼ全件	ほぼ全件	中	●●省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。	
全省庁統一の競争参加資格の等級の指定	ほぼ全件	ほぼ全件	ほぼ全件	●●省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。	
履行証明を行うこと	ほぼ全件	大半	中	本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。	経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した書類を入札書類の受領期限までに提出した者であること。なお、この場合の証明とは…(以下、同左)
経営状況が悪化していないこと	中	低	中	経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。 【統計調査】 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。 【試験】 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。 【施設】	経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した書類を入札書類の受領期限までに提出した者であること。なお、この場合の証明とは…(以下、同左)
会社更生法・民事再生法手続開始の申立	—	低	…	会社更生法に基づき更正手続開始の申立をしていない者または民事再生法に基づき再生手続開始の	

評価の要点	【参考情報】採用頻度			規定例
	統計調査分野	試験分野	施設管理分野	
立をしていないこと				申立をしていない者であること。
委員と利害関係を有しないこと	中	—	中	(仕様において) 委員として指名された有識者本人又はこれらの者と利害関係を有する事業者でないこと。
				落札者を決定する技術等審査会の評価者として指名された外部有識者本人又はこれらの者との利害関係を有する事業者でないこと。
書類に虚偽記載がないこと	低	—	…	資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
入札説明会に参加すること	低	—	低	入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること。
反社会的勢力ではないこと	低	—	…	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
共同事業体としての問題がないこと	低	ほぼ全件	ほぼ全件	単独で業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとし、その際に当該共同事業体の代表者及び構成員は、上記に定める入札参加資格を備えていることが必要である。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。なお、当該共同事業体は、共同事業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書類提出期限までに提出すること。
調査対象業界の企業ではないこと	低	低	…	建設業、測量業、建設コンサルタント、地質調査業、建築設計業、建設機械器具リース業、重仮設リース業、及び軽仮設リース業を営んでいないこと。【統計調査】
				民間事業者又はその親会社等は、公認会計士又は監査法人でないこと及び公認会計士または監査法人と契約関係にあるなど利害関係を有しないこと。なお、ここでいう利害関係には、監査又は証明等の一般的な契約は含まない。
				民間事業者又はその親会社等が公認会計士試験に関する受験指導、試験問題・受験者・合格者等の調査、分析を行ったことがなく、現に行っていない者であること。【試験】
労働保険に加入していること	低	—	…	労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。(直近2年間の労働保険料の未納がな

評価の要点	【参考情報】採用頻度			規定例
	統計調査分野	試験分野	施設管理分野	
(※「労働条件総合調査」案件)				いこと)
税の滞納がないこと	—	低	…	法人税及び消費税等の滞納がないこと。
実施要項策定に携わっていないこと	—	低	…	実施要項案の策定に携わった法人又は個人ではないこと（実施要項の策定通過で公表した案に対する意見聴取に応じた者を除く。）
過去の契約違反等がないこと	—	低	…	●●担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等関東財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
法制度上必須の資格の具備	—	—	大半	各業務の実施にあたり、法令上必要な次の資格等を有している者を業務の実施に当たらせができるものであること。 (ア) 消防用設備等保守点検業務：消防設備士または消防設備点検資格者 (イ) ボイラー運転・監視：2級ボイラー技士以上の資格者又はボイラー取扱技能講習を修了した者 (ウ) 一般廃棄物処理業務：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する市町村長の許可 (エ) 警備業務：警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する都道府県公安委員会の認定 (オ) 食堂給食業務：食品衛生責任者の資格
業務を業として実施していること	—	—	低	総務業務のうち宿日直及び入出所時の領置物品の確認、並びに警備業務のうち庁舎警備、構内外巡回、総合監視卓監視、被収容者の行動の監視及び保安検査を実施する。 民間事業者については、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号の警備業務（機械警備業務を除く。）及び同条第5項の機械警備業務を行う者であること。
★望ましくない設定例★ 類似実績があること	—	低	低	過去5年間のうち、複数年かつ年1回以上の頻度において、下記a)～d)の地域に記載されている人数以上の受験申請者を対象に、全国で国家試験又はそれに類する試験実施業務を複数会場において同時に実施した実績があること。 ●●地域：××万人【試験】 大学校が必要とする役務又はこれと類似する役務について、相当期間（5(2)ア(1)参照）のサービス提供の実績を有する者であること。【施設】

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## (2) 基礎点・加点項目の例

以下では、基礎点・加点項目の例について検討した結果を整理している。

### ①全分野に共通する考え方

統計調査分野、試験分野、施設管理分野の評価表の構成、基礎点項目・加点項目を検討するにあたっての方針は、以下の通りである。

- ・ 評価表の構成は、分かりやすく、応札者側が提案書を構成しやすいよう配慮する。
- ・ 評価が発注者側の恣意性に左右されないよう、全分野の一貫性・統一性をできるだけ担保する。
- ・ 各分野の特性を踏まえ、特に必要性が認められる場合には、分野固有の構成を設定する。その場合、現状の評価表の実態を踏まえた検討を行う。
- ・ 基礎点項目・加点項目の考え方を十分に踏まえ、評価対象（事業計画、体制、専門性・能力等）の特性を勘案しながら具体的な項目例を検討する。その場合、現状の評価項目の実態を踏まえた検討を行う。とりわけ現状の評価表において改善すべき点が多く確認されている「専門性・能力」の評価項目については、望ましい基礎点項目・加点項目を解説付きで提示する。
- ・ 評価項目の規定ぶりについて、評価が発注者側の恣意性に左右されないよう、できるだけ具体的で明解になるよう工夫する。

上記前 2 者の方針のもと、分野を問わず、評価表の標準的な基本構成として下記を想定することとした。

図表 評価表の標準的な基本構成

大項目	分類	備考
事業計画	事業計画	業務フロー、スケジュール等の全体枠組みに関する評価。基礎点項目の設定は必須。効率化や短期化等について創意工夫を求める場合には対応する加点項目を配置。
実施体制	体制	ヒトの量的側面の評価。基礎点項目の設定は必須。臨機応変な増減融通等の創意工夫を求める場合には対応する加点項目を配置。
	専門性・能力	ヒトの質的側面の評価。
	設備・環境	モノの量的側面の評価。
	事業全体に及ぶ課題への対策	具体的には、セキュリティ対策、担当者の教育・研修等が想定される。
個別業務に関する提案	●●業務	業務類型ごとに最低限の要求水準を満たしているかを基礎点項目として評価し、創意工夫を加点項目として評価する。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

そのうえで、各分野の特性を勘案し、分野ごとに下図表の構成とした。

統計調査分野は、現状の評価表が上記基本構成に近い形で標準化されてきており、現状との違いはほとんどない。

試験分野は、分かりやすさ、他分野との一貫性・統一性の観点から、上記基本構成に沿うよう、これまでの評価表の構成から大きく変更した。また、試験分野固有の特性として、

①財務的基盤を重視する観点から、対応する大項目・分類を設定し（【注1】ただし、「試験分野」項目で後述するように、本来的には入札参加資格要件とすべき事項であり、取扱いには十分注意すべきである）、②業務量が多く、高度の正確性・確実性が求められることを踏まえ、個別業務類型ごとに実施計画を策定・評価しやすいよう、上記基本構成の「事業計画」を、個別業務に関する提案の分類に振り分けている。

施設管理分野については、現状が、基礎点項目・加点項目で分断的に構成されていたため、上記基本構成を踏まえて再構成した。（検討の経緯等については、各分野の冒頭で更に説明している。）

図表 3分野の評価表の構成（検討結果）

【統計分野】		【試験分野】		【施設管理分野】	
大項目	分類	大項目	分類	大項目	分類
実施計画	実施計画	財務的基盤【注1】	財務的基盤【注1】	事業計画	事業計画
実施体制	体制	事業スケジュール	事業スケジュール	体制	体制
	専門性・能力		体制		専門性・能力
	設備・環境		専門性・能力		拠点・設備
	教育・研修		拠点・設備		点検及び保守業務
個別業務の実施方法	情報セキュリティ対策	事業計画とその確実性	情報セキュリティ対策	各業務の質についての提案	清掃業務
	調査客体の選定、名簿作成		会場確保		環境測定・環境衛生管理業務
	調査関係用品の印刷・発送、再送付		試験官確保、教育・研修		警備業務
	問合せ・苦情対応		願書受付・願書データ管理・合格者データ管理		緑地管理業務
	協力依頼・回収・督促		試験問題管理		受付及び案内業務
	審査・照会		多数の特定先への重要書類の送付		売札等業務
	データ入力・集計・報告		試験運営		宿泊関連業務
			答案管理・採点・合否判定		企画運営業務
			問合せ対応		緊急時及び非常時の対応
			その他		

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

基礎点項目・加点項目については、個別具体的な論点については、各分野の項目において後述する通りである。大きな傾向としては、業務量が多く、難易度が比較的高く、正確性・確実性を特に求められる統計調査分野、試験分野については、最低限の要求水準を満たしているかどうかを評価すべき事項が多く存在するため、それに対応して基礎点項目が多くなる傾向がある。また、統計調査分野の場合、民間の創意工夫を求める度合いも相対的に高いため、加点項目も多く設定されることとなる。他方、施設管理分野の場合は、難易度が比較的低い定型的業務が事業の中心となっており、その定型的業務を実施するための体制や事業計画を適切に整備できているかを評価できれば、個別業務に関して更に最低限の要求水準を満たしているかを評価する必要性が低くなる。したがって、個別業務に関する基礎点項目が少なくなる傾向がある。

## ②統計調査分野の項目例

### 考え方

評価項目は、評価目的・対象により分類することができる。（統計調査分野では、評価項

目は、評価目的・対象によって分類されており、その分類は概ね標準化されている。)「各分類の定義・位置付け・評価趣旨」と「基礎点・加点の定義・考え方」を分かりやすく整理したうえで、両者の“掛け算”によって、「どのような内容の項目を」「どの位置付け（分類、基礎点／加点）で」評価すべきかを決定できることが望ましい。

よって、以下では、分類ごとに、基礎点項目・加点項目の例を表に整理している。

#### 統計調査分野全般の特徴等

評価表の構成は、大項目レベルではほぼすべての案件において以下の3柱（一部は4柱）で標準化されている。

1. 実施計画
2. 実施体制
3. 個別業務の実施方法  
(一部は、「4. その他」もある)

また、各大項目にぶら下がる分類の種類・タイトルも概ね標準化されている。整理すると下表のようになる。

図表 統計調査分野の評価表の構成案

大項目	分類	分類の概要
1. 実施計画	実施計画	実施計画、スケジュールの内容の適切性に関する分類。ほぼすべての案件で基礎点項目があり、効率化の工夫を加点項目としている例もある。
2. 実施体制	体制	当該案件の実施体制について、人数が十分か、バックアップや補充が可能となっているか、緊急時に発注者と連絡がとれる方途が確保されているか、再委託する場合には再委託先の監督ができる体制となっているか、等の項目が属する分類。担当者の量（人数）や、連携ルートの有無に関する分類であり、担当者や組織の質については、後述の「専門性・能力」の分類で評価される。 現状では、「個別の業務の実施方法」において「調査員の確保・指導」分類を設定して、評価項目を設けている例も見られるが、「個別業務の実施方法」は調査フローに応じた評価を想定し、調査員の確保については、「体制」にて評価することが適当である。
	専門性・能力	担当者や組織の質を評価する分類。評価の物差として、受託実績、略歴、資格、認証等が用いられる。
	設備・環境	案件の実施に必要な／案件の実施を効率化する設備等を評価する分類。照会・苦情対応等のための電話・FAXの設置状況等が項目として挙げられる。
	教育・研修	大規模調査では、受託組織に属する担当者だけではなく、調査員等のスタッフを多く採用し、現場対応を担当させることが通例である。それらスタッフが確実・円滑に業務を遂行できるよう、スタッフへの教育・研修が仕様上の義務となっている場合が多い。その教育・研修の実施の有無や内容の適切性等について評価する分類。 現状では、「個別の業務の実施方法」において「調査員の確保・指導」分類を設定して、評価項目を設けている例も見られるが、「個別業務の実施方法」は調査フローに応じた評価を想定し、業務横断的に関連する教育・研修については「教育・研修」にて評価することが適

大項目	分類	分類の概要
		当である。
	情報セキュリティ対策	統計調査分野では個人情報を大量に扱うことが想定される案件が大半であり、それら情報のセキュリティ対策の有無や内容の適切性等について評価する分類。
3. 個別業務の実施方法	調査客体の選定、名簿作成	統計調査を実施するにあたって、調査客体を選定したり、調査票の発送先リストを作成したりする段階の作業を評価する項目が属する分類。例えば、リスト作成の正確性等が評価されることとなる。なお、アンケートへの協力依頼等に関する作業については、回収率の向上のためのものとして、後述の「協力依頼・回収・督促」に分類するということで整理している。
	調査関係用品の印刷・発送、再送付	調査票や依頼状等を作成・印刷し、封入・発送する段階の作業を評価する項目が属する分類。また、必要に応じて再送付する場合の作業についても、この分類に属する。例えば、誤送付等の防止等のための工夫等が評価されることになる。現状では、調査関係用品の印刷・発送、再送付の段階における、調査票の回収率を高めるための工夫も、この分類の中で評価されることとなっているため、この点については、後述の「協力依頼・回収・督促」との整理が必要と考えられる。
	問合せ・苦情対応	アンケートを実施する中で発生する、調査客体からの問い合わせや苦情等への対応について評価する項目が属する分類。例えば、問い合わせや苦情等に対応する人員体制や設備が整っているか等が評価されることになる。
	協力依頼・回収・督促	調査客体へのアンケートへの協力依頼や謝礼等の支給、調査票の回収、必要に応じた督促等の作業を評価する項目が属する分類。総じて、調査票の回収率を向上させるための様々な取組みや工夫等が評価されることとなる。 現状では、一部の案件において「受付」という分類が設定されているが、督促や回収と密接に関連すると考えられるので、基本的には「協力依頼・回収・督促」に含めることが妥当と考えられる。
	審査・照会	回収した調査票の審査、省庁等からの疑義照会への対応について評価する項目が属する分類。例えば、疑義照会の対応のための体制等が整っているか等が評価される。
	データ入力・集計・報告	審査の終了した調査票について、データを入力・集計し、結果をとりまとめ報告する段階の作業について評価する項目が属する分類。例えば、データ入力を正確に実施するための工夫等が評価されることになる。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### 分類別の基礎点項目・加点項目例

下表では、統計調査分野の具体例をもとに、参考となる基礎点項目（ピンク）・加点項目（ブルー）を分類別に整理している。

図表 統計調査分野の評価項目例

大項目	分類	評価項目	<運用上の注意>
実施計画	実施計画	具体的な事業実施計画が明示されているか	基礎点では、記載すべき事項がすべて記載されているかをチェックする項目が想定される。「(実施計画等が)合理的か」などの評価概念は、用いないことが望ましい。
		実施計画（スケジュール）は、●●省の示す要件が満たされているか	
		実施計画（作業方針・作業フロー及びスケジュール）が明確に示されているか	
		業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか 実施スケジュールについて、効率的に実施するための工夫がされているか	加点では、どのような実施計画等が望ましいか（効率的であること等）を示したうえで、民間の創意工夫を求める項目が想定される。
実施体制	体制	本業務の遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立しているか。 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	「体制」は、担当者の量（人数）や、連携ルートの有無に関する分類であり、担当者や組織の質については、後述の「専門性・能力」の分類で評価することが想定される。
		本業務の実施に従事する総人員数（延べ）は明示されているか	基礎点では、体制として整備すべきポイントを具体的に特定したうえで、その「有る／無い」など、はっきりと判断できる項目とすることが想定される。
		調査員及び●●省との緊急連絡体制が確立されているか	
		調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実施時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか	
専門性・能力		●●省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか 業務工程ごとの人員配置につき具体的に明示されているか。また、それが適切なものとなるいるか	「体制」は、担当者の量（人数）や、連携ルートの有無に関する分類であり、担当者や組織の質については、後述の「専門性・能力」の分類で評価することが想定される。
		人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか（経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員）	加点では、どのような体制が望ましいかについて、「柔軟・迅速」「適切」などの評価概念を盛り込み、それを実現するための民間の創意工夫を求める項目が想定される。
		調査客体が1万件以上の統計調査業務、アンケート調査業務、又は市場調査業務等の実績があるか。あるいは、それと同等の能力があることを証明する実績があるか。	「専門性・能力」は、担当者や組織の質を評価する分類であり、その評価の物差として受託実績、資格、認証等が用いられる。ただし、受託実績、資格、認証等を求める際には、過去の受託者の優遇措置、新規参入障壁となってしまわないよう十分留意する必要がある。
		業務遂行にあたり、牛乳・乳製品の生産・流通関係の知識（牛乳・乳製品についての用語、生産工程の知識）を有する従業員を有しているか	類似受託実績については、案件実施期間が非常に短い、案件内容が複雑で習熟性が必要である、といった事情が特に認められる場合には、基礎点項目とする場合も考えられる。ただし、過去の受託者の優遇措置や新規参入障壁となってしまわないよう、受託実績を示す以外の方針によって専門性・能力を証明する余地を設けるなど、工夫すべきである。
専門性・能力		××作業担当者は、法定の●●資格者か	（資格等を特定するのではなく）知識を求める程度であれば、その知識が案件実施に必要不可欠であると考えられる場合には基礎点項目とすることは妥当である。
		業務遂行にあたり、牛乳・乳製品の生産・流通関係の知識（牛乳・乳製品についての用語、生産工程の知識）を有する従業員を有しているか	「専門性・能力」は、担当者や組織の質を評価する分類であり、その評価の物差として受託実績、資格、認証等が用いられる。ただし、受託実績、資格、認証等を求める際には、過去の受託者の優遇措置や新規参入障壁となてしまわないよう十分留意する必要がある。
		××作業担当者は、法定の●●資格者か	資格、認証等は、当該案件実施に必須のもの（法制度上、それが無ければ実施できない／精度が損なわることが確実、等）があれば、入札参加資格要件とすることが本来的には適当である。
		業務從事者に統計調査業務、アンケート調査業務、市場調査業務等の調査業務の実務経験があるか	また、その他の、業務内容の充実化に資すると考えられる特定の資格・認証について評価対象とする場合には、それが必須要件となり参入障壁として機能してしまわないよう、加点項目とすることが適当である。
業務從事者		電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当っては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することになっているか	他方、必須の資格等であっても、「××作業担当者が●●資格者でなければ当該案件を実施できない」といった事情があり、当該案件の実施体制や作業内容を前提としてその有無を確認すべき場合には、現在の入札参加資格のように単純に「有無」にて判断する規定として記載することが実務上難しいと考えられ、体制についての提案内容とあいまって提案・評価されることが想定されることから、便宜的な対応として、「専門性・能力」の基礎点項目として設定することが許容される。
		統計調査に精通した責任者はいるか	「専門性・能力」は、担当者や組織の質を評価する分類であり、その評価の物差として受託実績、資格、認証等が用いられる。ただし、受託実績、資格、認証等を求める際には、過去の受託者の優遇措置や新規参入障壁となてしまわないよう十分留意する必要がある。
		組織又は本業務從事予定者に調査内容に関する専門知識・ノウハウがあるか	受託実績、資格、認証等は、当該案件実施に必須でない限り、基本的には加点項目とすべきである。基礎点項目としているケースが散見されるので注意が必要である。
		業務遂行に資する資格を有する者がいるか（社会保険労務士等）	
業務從事者		ISO9001の認証を受けているか	当該案件に見合った専門性・能力の充足性を問うことが本質であるので、当該案件に求められる専門性・能力の証明に適した受託実績、資格、認証に限定した評価となるよう留意すべきである。
		プライバシーマークの認証を受けているか	また、特定の受託実績、資格、認証を求めるだけでなく、「…あるいはそれと同等の能力を有すること」と規定して、専門性・能力の証明方法を提案者に任せることも検討すべきである。
		調査客体が6千件以上の統計調査業務、アンケート調査業務、市場調査業務等の実績があるか	
		データレコード6千件以上の統計データの処理実績があるか	
設備・環境		3年以内に郵送調査業務についての実績があるか	
		過去3年以内に、訪問留置法による全国規模の調査（対象数 7,000 世帯以上）を実施した実績はあるか	
		過去に同様の業務を受託しており、安定した運営が見込めるか。	
		支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか	「設備・環境」は、案件の実施に必要な／案件の実施を効率化する設備等を評価する分類であり、基礎点は、当該案件を実施するうえで最低限必要な設備等を具体的に特定したうえで、その有無や、提案書での言及の有無を評価することが想定される。
設備・環境		調査関係書類の保管場所の防犯・防災体制が具体的に示されているか	
		本業務を実施する場所・設備環境（調査票保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な体制が用意されているか	
		業務從事者数に見合った電話回線数（同時に使用できる回線数）を準備できるか	
		通信機器の設備環境について明示されているか	
設備・環境		業務に必要な場所を用意しているか。 ・調査関係書類の保管及び封入作業を行う場所の明示 ・照会対応業務及び督査業務を実施する場所の明示	
		電話設備が十分であり、様々な機能を有するか。 ・電話及びFAXの回線数は十分か。 ・混雑や受付時間外等により対応できない着信に対して、予め録音した音声ガイダンスを流す機能を有するか。 ・業務担当者の対応を責任者がリアルタイムにモニターできる機能を有するか。 ・通話内容の録音、平均応答時間の測定等の機能を有するか。また、それらを報告できるか。等	「設備・環境」は、案件の実施に必要な／案件の実施を効率化する設備等を評価する分類であり、加点は、案件の実施に必要最低限の程度を越えて、案件実施を効率化・円滑化することに資する設備等で、民間の技術力・ノウハウ・創意工夫により充実化されることが期待されるものについて評価する項目である。望ましい機能を規定したうえで、提案者の工夫を求める規定ぶりが望ましい。
		本業務が他業務影響（情報漏えい、現地調査の拒否等）を受けない工夫がみられるか	
		快適な職場環境を形成できるか（「事業者が講じるべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」）	
教育・研修		業務担当者等に対する教育（研修）のプログラム概要が、次の2点を含む内容であること ①科学技術研究調査の概要及び調査事項等の応対について ②企業の秘密の保護に関する各種規定や統計法（昭和 22 年法律第 18 号）等について 研修計画が明示されているか	「教育・研修」は、統計調査の実際の作業を担当するスタッフへの教育・研修の実施の有無や内容の適切性等について評価する分類である。 基礎点では、仕様において具体的に指定された必須の研修について、その実施の有無や、提案書における言及の有無を評価することが想定される。
		統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫があるか。	「研修が必要な内容を含むか」という評価項目が散見されるが、何が必要かをより特定することが望ましい。
		研修の計画に、工夫がみられるか	「教育・研修」は、統計調査の実際の作業を担当するスタッフへの教育・研修の実施の有無や内容の適切性等について評価する分類である。 加点では、仕様に規定される必須の研修、内容を超えて、当該統計調査の充実化に資する工夫の有無や度合いについて評価することが想定される。
		情報セキュリティ対策は●●省セキュリティポリシーを遵守しているか	「情報セキュリティ対策」は、統計調査で扱う個人情報等のセキュリティ対策の有無や内容の適切性等について評価する分類である。 基礎点では、対策として必ず実施すべき事項を仕様で特定したうえで、その有無や提案書における言及の有無を評価することが想定される。
情報セキュリティ対策		効果的なセキュリティ対策がされているか	「情報セキュリティ対策」は、統計調査で扱う個人情報等のセキュリティ対策の有無や内容の適切性等について評価する分類である。 加点では、対策を高度化するための民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。

大項目	分類	評価項目	＜運用上の注意＞
個別業務の実施方法	名簿作成、調査客体の選定	処理手順、実施方法等が具体的に示されているか  データの作成作業の各工程で審査を通じるためのデータチェック方法が示されているか  正確性を高めるための独自の作業・審査方法が示されているか  必要な要件（POSシステムの導入、並列販売等）を満たす調査客体を効果的に選定するための工夫がみられるか	「名簿作成、調査客体の選定」は、統計調査を実施するにあたって、調査客体を選定したり、調査票の発送先リストを作成したりする段階の作業を評価する分類である。 基礎点では、必須作業や提案書に記載すべき事項を特定したうえで、その有無を評価する項目が想定される。  「作業体制・作業日程等が示されているか」という項目が散見されるが、本来的には、「体制」や「実施計画」分類で評価すべきである。ただし、「名簿作成、調査客体の選定」固有の事項をより詳細に提案書に記載すべき場合には、そのような項目を設けることも妥当である。  「名簿作成、調査客体の選定」は、統計調査を実施するにあたって、調査客体を選定したり、調査票の発送先リストを作成したりする段階の作業を評価する分類である。 加点では、名簿の効率的・正確な作成や客体の効果的な選定方法について、民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。
	調査関係用品の印刷・発送、再送付	調査関係用品の作成・送付・再送付の際の手順等実施方法が具体的に示されているか  業務を適正かつ確実に行うための工夫がされているか 配布において、効果的・効率的に実施するための工夫がみられるか 調査書類の封入・発送を迅速・正確に行うための工夫がみられるか 調査関係用品の誤配を防ぐための工夫が示されているか  宛先不明等の事業所について、速やかに再送付するための効果的な工夫がみられるか	「調査関係用品の印刷・発送・再送付」は、調査票や依頼状等を作成・印刷し、封入・発送する段階の作業を評価する項目が属する分類である。 基礎点では、必要最低限の作業事項等を特定したうえで、その実施の有無や提案書における記載の有無を評価することが想定される。  「調査関係用品の印刷・発送・再送付」は、調査票や依頼状等を作成・印刷し、封入・発送する段階の作業を評価する項目が属する分類である。 加点では、作業を効果的・効率的・正確に実施することについて民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。
	問合せ・苦情対応	調査全般にわたる問合せや苦情の対応手順が具体的に示されているか  問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成する際の観点が工夫されているか 迅速かつ適切な対応を行うための工夫がみられるか 電話歩数・要員の配置、運営方法が明示され、増員等の対応が迅速（何日以内か、研修の方針も明記すること）に行うための工夫がみられるか	「問合せ・苦情対応」は、アンケートを実施する中で発生する、調査客体からの問い合わせや苦情等への対応について評価する分類である。 基礎点では、必要最低限の作業事項等を特定したうえで、その実施の有無や提案書における記載の有無を評価することが想定される。  「問合せ・苦情対応」は、アンケートを実施する中で発生する、調査客体からの問い合わせや苦情等への対応について評価する分類である。 加点では、問合せ・苦情対応を適切に迅速に行うための民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。
	協力依頼・回収・督促	調査票の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか (回収及び礼状・謝礼の配布について)、処理手順、実施方法等が具体的に示されているか 回収業務の手順等実施方法（原則、他の項目と重ならないこと）が具体的に示されているか 調査客体への調査の協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか 督促の時期・回数など、督促の実施方法が具体的に示されているか 督促を繰り返し行うか  回収業務を効率的に行うために効果的な工夫がみられるか(インターネットによる調査票の回収等) 調査票を確実に回収（年間目標率76%、月別回収率70%）するための工夫が示されているか 業務遂行にあたり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め、統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮され提案がされているか 調査客体へ調査内容をわかりやすく説明し、協力を得られるための工夫がみられるか 調査客体の継続的な調査協力を得る工夫がみられるか 調査客体への謝金支払、報奨品支給を行うための創意工夫による設定がされているか トーカスクリフト（対話台本）等が適切なものであり、適切な督促の実施方法が具体的にしめされているか 電話督促において、効果的、効率的に回収を行うための工夫がみられるか 業務を適切かつ確実に行うための工夫がされているか 回収した調査票について、確認・整理の方法及び提出様式について創意工夫による設定がされているか 回収情報が督促業務に迅速に反映される体制が整っているか 調査票の回収における政府統計共同利用システムの利用促進に監視、同システムの利用率を高める観点から、創意工夫が発揮された提案がされているか オンライン調査の導入促進のための工夫が示されているか	「協力依頼・回収・督促」は、調査客体へのアンケートへの協力依頼や謝礼等の支給、調査票の回収、必要に応じた督促等の作業を評価する分類である。 基礎点では、必要最低限の作業事項等を特定したうえで、その実施の有無や提案書における記載の有無を評価することが想定される。  「協力依頼・回収・督促」は、調査客体へのアンケートへの協力依頼や謝礼等の支給、調査票の回収、必要に応じた督促等の作業を評価する分類である。 加点では、（必須ではないが効果的な）比較的高度の仕組み・システムの活用や、回収率を向上させるための民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。
	審査・照会	調査票の審査、疑義照会の手順が具体的に示されているか 審査業務（個票事前審査・機会審査）の手順等実施方法が具体的に示されているか  照会の受付時間が要件を満たすか  照会応対の運営（業務担当者の配置人数、受付時間等）に効果的な工夫がみられるか 省庁からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫がしめされているか 業務を適正かつ確実に行うための工夫がされているか 経済産業省が賛同する「企業活動基本調査審査・集計システム」による審査のほか、独自の工夫による審査等結果の質を確保するための手法がしめされているか 審査方法について効果的な工夫がみられるか 調査票の審査を正確・迅速に行うための工夫がみられるか 事前調査票審査マニュアルを作成する際の観点が工夫されているか  調査票データに関する照会・修正履歴情報の整理・提出方法に工夫がみられるか	「審査・照会」は、回答の精度向上のため、回収した調査票の審査、省庁等からの疑義照会への対応について評価する項目が属する分類である。 基礎点では、必要最低限の作業事項等を特定したうえで、その実施の有無や提案書における記載の有無を評価することが想定される。  「企業活動基本調査審査・集計システムを円滑に操作する人員が確保されているか」という項目が散見されるが、本来的には「専門性・能力」分類で設定すべき評価項目である。 「審査・照会」は、回答の精度向上のため、回収した調査票の審査、省庁等からの疑義照会への対応について評価する項目が属する分類である。 加点では、回答の精度向上のための民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。  なお、「業務遂行にあたり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め、統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮され提案がされているか」といった項目が散見されるが、複数の要素が複合されており、他の分類との関係が分かれにくい、よりブレイクダウンして、各分類の設置目的ごとに評価項目を設けることが望ましい。種々の分類を複合したパッケージ施策として相乗効果を上げて欲しいと要望する場合には、それが分かるような表現に改善すべきである。
	データ入力・集計・報告	処理手順、実施方法等が具体的に示されているか データ入力における十分な体制（人數・入力機器の台数）が用意されているか。 ペリֆァイする体制など実施方法が明示されているか 集計作業及び集計表の作成を正確・迅速に行うための工夫が見られるか。 業務を適切かつ確実に行うための工夫がみられるか 集計表の審査を効率的に行うための工夫が見られるか 第1結果表及び報告書統計表ファイルの誤送信を防ぐための工夫がみられるか 省庁からの疑義照会に対する対応が示されているか（※調査結果報告の付帯業務として）	「データ入力・集計・報告」は、審査の終了した調査票について、データを入力・集計し、結果をとりまとめ報告する段階の作業について評価する分類である。 基礎点では、必要最低限の作業事項等を特定したうえで、その実施の有無や提案書における記載の有無を評価することが想定される。  「データ入力・集計・報告」は、審査の終了した調査票について、データを入力・集計し、結果をとりまとめ報告する段階の作業について評価する分類である。 加点では、作業の効率化・正確化のための民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。

資料）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

### ③試験分野の項目例

#### 考え方

評価項目は、評価目的・対象により分類することができる。「各分類の定義・位置付け・評価趣旨」と「基礎点・加点の定義・考え方」を分かりやすく整理したうえで、両者の“掛け算”によって、「どのような内容の項目を」「どの位置付け（分類、基礎点／加点）で」評価すべきかを決定できることが望ましい。

よって、以下では、分類ごとに、基礎点項目・加点項目の例を表に整理している。

#### 試験分野全般の特徴等

分類については、

基礎点項目として：「財務的基盤」、「実施体制」、「事業計画」

加点項目として：「実施体制」、「事業計画」、「実績」、「計画遂行の確実性（※  
「周密性」という表現も用いられる）」

が設定されることはほぼ標準化されている。

分類を束ねる「大項目」は、現状では設定されていない。

「財務的基盤」については、基礎点項目として位置づけるべきか、検討が必要である。「財務的基盤」は、本業務の提案内容如何にかかわらず、提案者が組織として備えるべき要件であることから、本来的には、入札参加資格要件として位置づけることが適当である。他方で、試験分野においては「財務的基盤」は従来基礎点項目に位置づけられてきた実績があり、これをどう考えるかが問題となる。試験分野の特徴の一つとして、必要経費（人件費、会場費等）の額が大きく、当該事業委託費の受領時期がこれら経費の支払時期より後になることが多いという事情があり、この事情に鑑みて、事業の確実かつ円滑な遂行の観点から、「財務的基盤」を事前に十分に確認する必要があることが挙げられる。また、基礎点項目に位置づける方が、「有無」の基準でデジタルに判断する入札参加資格要件として位置づけるよりも、提案者側の説明の充実化及び発注者側の総合的な評価により的確な判断が可能になるというメリットが期待できる。これらの事情を踏まえ、「財務的基盤」は従来基礎点項目に位置づけられてきたものと考えられる。しかしながら、そのような事情を踏まえたとしても、「財務的基盤」が本来的には入札参加資格要件とされるべき事項であることや他分野との一貫性を保つために、少なくとも、発注者側が求める「安定した財務的基盤」の内容をブレイクダウンし、それについて「有無」の基準でデジタルに判断しうる事項があれば入札参加資格要件として設定すべきである。このような措置に加えて、デジタルな基準では十分な評価ができない事項に限っては、便宜的に基礎点項目として位置づけることが想定される。その場合、「事業開始から事業費受領までの期間において、〇〇億円のコスト負担に耐え得る財務的基盤があるか」などのように、発注者側が求める「財務的基盤」の内容をよりわかり易く表現したうえで、提案者側から「内部留保が〇〇億円存在する」「銀行からの融資について具体的な見通しがついている」等の実現策が具体的に記

載されるよう配慮すべきである。これにより、当該事業分野及び個別事業の課題特性に見合った評価項目が設定されることとなり、評価項目としてのわかり易さも実現できる。また、諸外国においては、入札参加資格要件として「財務的基盤が安定していること」を設定し、提案者提出資料を踏まえた総合的な評価を実施している例もある。我が国においてもこのような仕組みの導入を検討することも一方法と考えられる。

試験分野は、多様な業務メニューを正確・確実に実施する必要があり、場合によっては複数試験地において同時並行的に展開する必要もあることから、「必要最低限の要求水準」をチェックすべき事項が多く、またその水準は「最低限」とはいえ難易度が比較的高いという特徴も有する。しかしながら、現状の「事業計画」に設定されている評価項目は、「請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか」（基礎点項目として）、「事業計画に民間独自の創意工夫が生かされているか」（加点項目として）等の大局的な規定ぶりとなっており、試験分野の上記特徴に見合った評価項目とはなっていないと考えられる。また、「計画遂行の確実性」項目では、「試験運営に必要な拠点が、試験を実施する現地に存在している、又は協働するパートナーが当該試験地に存在しているか」（加点項目として）等のように、本来的には「実施体制」の分類で評価すべき事項が多く含まれる傾向が見られる。このような現状の問題は、「事業計画」・「計画遂行の確実性」・「実施体制」の各分類の考え方方が十分に明確化されないまま保持されていることにより生じているものと考えられる。そこで、①試験分野の特徴に見合った分類・評価項目とすること、②他分野との統一性・一貫性にも十分配慮すること、の観点から、「事業計画」及び「計画遂行の確実性」については、新しい分類に適宜置き換え、その他の分類も含めてぶら下がっていた評価項目を再分配（評価項目自体は生かしながら、どの分類に位置づけるかについてはゼロから見直し）する想定としている。

「事業計画」及び「計画遂行の確実性」の分類は、事業の業務内容のメニュー（会場確保、試験官確保、試験問題管理／等）に照らして、ブレイクダウンすることが可能であり、また、そのようにすべきと考える。試験分野の場合は特に、当該事業を確実にミスなく履行できることが非常に重要であるため、業務内容のそれぞれについて、確実に履行するための最低限の要件充足や、確実性を高めるための創意工夫を確認することが重要と考えられる。現状の評価項目においてもそのような評価がなされているものと考えられるが、評価表上の表現は上記の通り不十分である。評点の配分において基礎点の比重を大きく設定する場合はとりわけ、基礎点項目を業務内容のメニューにブレイクダウンし、個別に要件を設定してチェックできるような評価表の構成とすることが重要と考える。（※現状では、「大学入試センター試験の出願受付業務・成績開示業務・民間競争入札実施要項」「情報処理技術者試験事業民間競争入札実施要項（平成23年度実施）」が比較的好例）より具体的には、従来「事業計画」にぶら下がっていた評価項目のうち、「業務フロー」や「事業スケジュール」の妥当性を評価する項目は、個別の業務計画とは別途に評価すべきであり、新たな分類を設定して保持すべきと考える。また、「実施体制」は、大項目レベルに昇華し、ぶら下げる評価項目としては、これまでの評価項目に加えて、従来「計画遂行の確実性」分類に位置づけられてきた評価項目も加えたうえで、①「体制」分類において“量的に十

分なヒトを配置できているか”、②「専門性・能力」分類において“その質は適切か”、③「拠点・設備」分類において、“量的に十分なモノを配置できているか”を評価することとして再構成すべきと考える。

以上の整理を踏まえ、下表では、試験分野の事業特性や、評価表のわかり易さ等の観点から、現状でほぼ標準化されている分類のうち保持すべきと考えられるものと、更に設定すべきと考えられる分類を加え（提案）、大項目を設定して（提案）再構成したうえで、各分類の概要について整理している。

図表 試験分野の評価表の構成案

大項目 ※弊社提案概念	分類 ※現状でほぼ標準化されているもの+弊社提案 (網掛け)	分類の概要
0. 財務的基盤	財務的基盤	<p>「財務的基盤」が本来的には入札参加資格要件とされるべき事項であることや他分野との一貫性を保つために、少なくとも、発注者側が求める「安定した財務的基盤」の内容をブレイクダウンし、それについて「有無」の基準でデジタルに判断しうる事項があれば入札参加資格要件として設定すべきである。</p> <p>このような措置に加えて、デジタルな基準では十分な評価ができない事項に限っては、便宜的に基礎点項目として位置づけることが想定される。その場合、「事業開始から事業費受領までの期間において、〇〇億円のコスト負担に耐え得る財務的基盤があるか」などのように、発注者側が求める「財務的基盤」の内容をよりわかりやすく表現したうえで、提案者側から「内部留保が〇〇億円存在する」「銀行からの融資について具体的な見通しがついている」等の実現策が具体的に記載されるよう配慮すべきである。これにより、当該事業分野及び個別事業の課題特性に見合った評価項目が設定されることとなり、評価項目としてのわかり易さも実現できる。</p>
1. 事業スケジュール	事業スケジュール	事業の業務フロー、スケジュールの内容の適切性に関する分類。なお、個別業務内容に関わる事業計画については、「3.事業計画とその確実性」の項目において、基本的に業務メニューに即す形で項目を設定する想定である。
2. 実施体制	体制	当該案件の実施体制について、人数が十分か、バックアップや補充が可能となっているか、緊急時に発注者と連絡がとれる方途が確保されているか、再委託する場合には再委託先の監督ができる体制となっているか、等の項目が属する分類。担当者の量（人数）や、連携ルートの有無に関する分類であり、担当者や組織の質については、後述の「専門性・能力」の分類で評価される。
	専門性・能力 (実績、資格等)	担当者や組織の質を評価する分類。評価の物差として、受託実績、略歴、資格、認証等が用いられる。参入障壁として機能してしまう弊害が懸念される項目であることから、基本的に、事業内容に密接に関連するものに限定したうえで、加点項目として設定されるべきである。
	拠点・設備	業務全般について確実性のために必要な／確実性を高めるための各地域の拠点の有無、機械・設備について評価する分類。試験は、全国の複数会場にて一斉に実施される場合が多いため、その実施が確実になされるよう、拠点の配備状況が重要な評価対象の

大項目 ※弊社提案概念	分類 ※現状でほぼ標準化されているもの+弊社提案 (網掛け)	分類の概要
		一つとして考えられる。また、問合せ対応のための設備の有無等も重要な評価対象になると考えられる。
	情報セキュリティ対策	試験分野では個人情報を大量に扱うことが想定され、また、試験問題は高度の秘密情報である。これら情報のセキュリティ対策の有無や内容の適切性等について評価する分類。下記の「願書受付・願書データ管理・合格者データ管理」、「試験問題管理」、「多数の特定先への重要書類の送付」、「答案管理・採点・合否判断」の各分類と密接に関連し、それぞれにおいても個別業務内容に照らしての情報セキュリティ対策について記載されることが考えられる。他方、本分類では、情報セキュリティに関する研修等、業務全般に関わる組織的な対応について評価する想定である。
3. 事業計画とその確実性	会場確保	試験に適した会場を、必要な地域で必要な数だけ確保することが可能かについて評価する分類。
	試験官確保、教育・研修	試験分野では、試験監督官や補助員を多く採用し、現場対応を担当させることが通例である。それらスタッフが確実・円滑に業務を遂行できるようにするための教育・研修の実施の有無や内容の適切性等について評価する分類。
	願書受付・願書データ管理・合格者データ管理	個人データ等の収集・管理について、業務内容の理解や業務計画の適切性等について評価する分類。現状の評価表では「願書受付業務の手順等実施方法が具体的にしめされているか」という評価項目が多用されており、これはこの分類に位置づけられる想定である。
	試験問題管理	試験問題を管理し、秘密を外部に漏らさないための対応について評価する分類である。個別事業によっては、試験問題案の作成も受託者が実施する場合があり、それも評価対象に含む。
	多数の特定先への重要書類の送付	受験案内・願書等配布、受験案内・受験証の送付、合格証書送付等の作業について評価する分類
	試験運営	試験本番での運営業務について、業務内容の理解や業務計画の適切性等について評価する分類。
	答案管理・採点・合否判定	答案を管理し、採点して合否判定する業務について、業務内容の理解や業務計画の適切性、業務を確実に行いミスを生じさせないための工夫等について評価する分類。
	問合せ対応	受験者からの問合せへの対応について評価する分類。
	その他	当該事業の業務内容に応じて、上記分類で当てはまらないものがあれば、適宜追加することが想定される。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### 分類別の基礎点項目・加点項目例

下表では、試験分野の具体例をもとに、参考となる基礎点項目（ピンク）・加点項目（ブルー）を分類別に整理している。

図表 試験分野の評価項目例

大項目	分類	評価項目	<運用上の注意>
財務的基盤	財務的基盤	事業開始から事業費受領までの期間において、〇〇億円のコスト負担に耐え得る財務的基盤があるか	・ 「財務的基盤」が本来には入札参加資格要件とされるべき事項であることや他分野との一貫性を保つために、少なくとも、発注者側が求める「安定した財務的基盤」の内容をフレイクダウンし、それぞれについて「有無」の基準でデジタルに判断しうる事項があれば入札参加資格要件として設定すべきである。このような措置に加えて、デジタルな基準では十分な評価ができる事項に限っては、便宜的に基礎点項目として位置づけることが想定される。その場合、例えば左記「事業開始から事業費受領までの期間において、〇〇億円のコスト負担に耐え得る財務的基盤があるか」などのように、発注者側が求める「財務的基盤」の内容をよりわかり易く表現したうえで、提案者側から「内部留保が〇〇億円存在する」「銀行からの融資について具体的な見通しがついている」等の実現策が具体的に記載されるよう配慮すべきである。これにより、当該事業分野及び個別事業の課題特性に見合った評価項目が設定されることとなり、評価項目としてのわり易さも実現できる。
事業スケジュール	事業スケジュール	具体的な業務フロー、事業スケジュールが明確に示されているか 業務フロー、スケジュールは、●●省の示す要件が満たされているか	基礎点では、記載すべき事項がすべて記載されているかをチェックする項目が想定される。「(実施計画等)合理的か」などの評価概念は、用いないことが望ましい。 現状で、「請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか」「周密な実施計画であるか」といった評価項目が見られるが、業務の流れだけではなく業務の企画内容の妥当性まで評価する項目として想定されているのだとすれば、規定ぶりが大括りすぎ、不適切である。 個別業務の企画内容は、後述する「事業計画とその確実性」の大項目に評価項目を配置する。ここでは、全体の業務フローと、スケジュール（いつまでに何を完了させるか）について、その妥当性を評価対象とする想定である。
		事業の業務フローについて、業務をより効率的に・確実に実施するための工夫が示されているか スケジュールについて、効率的に実施するための工夫がされているか	加点では、どのような実施計画等が望ましいか（確実であること等）を示したうえで、民間の創意工夫を求める項目が想定される。例えば、準備完了から本番までの期間を長くすることでパッファを多くとておく、といったことが加点対象として想定される。
実施体制	体制	本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立しているか。 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか 本業務の実施に従事する総人員数（延べ）は明示されているか 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 本事業を確実に遂行できる業務実施体制（責任者と各事業担当者の役割分担、再委託先との役割分担、業務従事者の配置及び●●く発注者名）との連絡体制等）が確立しているか ●●く発注者名との連絡調整がスムーズに行われる体制となるような工夫がなされているか 事業の実施体制に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか 請負事業を確実に遂行できる具体的な体制（各事業従事者の略歴）、役割分担、作業スケジュール等を説明すること。（実地体制について、複数拠点（例えば、本社と試験地域の支社など）で試験実施業務を行う場合、本社と支社の関係、役割分担、連携体制等についても説明すること。） 人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか（経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員）	「体制」は、担当者の量（人数）や、連携ルートの有無に関する分類であり、担当者や組織の質については、後述の「専門性・能力」の分類で評価することが想定される。 基礎点では、体制として整備すべきポイントを具体的に特定したうえで、その「有る／無い」など、はっきりと判断できる項目とすることが想定される。
専門性・能力		業務遂行にあたり、●●の知識を有する従業員を有しているか ××作業担当者は、法定の●●資格者か	（資格等を特定するのではなく）知識を求める程度であれば、その知識が案件実施に必要不可欠であると考えられる場合には基礎点項目とすることは妥当である。 「専門性・能力」は、担当者や組織の質を評価する分類であり、その評価の物差として受託実績、資格、認証等が用いられる。ただし、受託実績、資格、認証等を求める際には、過去の受託者の優遇措置や新規参入障壁となってしまわないよう十分留意する必要がある。
		実施組織・部門がプライバシーマーク若しくは情報セキュリティマネージメントシステム（ISMS）認証を取得しているか 実施組織・部門が情報セキュリティマネージメントシステム（ISMS）の認証を取得しているか 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はそれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者を多く配置することとなっているか 会場責任者又は副責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源を予め確保しているか。 過去 5 年間に、受験資格を有する試験の申し込み・出願受付業務、データ入力業務、冊子及び計算機処理で使用する連続帳票の印刷業務、書類発送業務のいずれかを自ら実施又は請け負ったことがあるか 当該試験における会場の確保実績（過去 5 年）があるか 出願受付業務については、受験志願者数 1 万人以上の規模の受験資格を有する試験の申し込み・出願受付業務を自ら実施又は請け負った経験があるか データ入力作業については、単票 1 万件以上の個人データ入力作業を請け負ったことがあるか 過去 5 年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも 1 年 1 回以上の頻度で実施した国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務（会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営）の複数年の実績の有無。	資格、認証等は、当該案件実施に必須のもの（法制度上、それが無ければ実施できない／精度が損なわれることが確実、等）があれば、入札参加資格要件とすることが本来的是非である。 また、その他の、業務内容の充実化に資する所見等を考慮する特定の資格・認証について評価対象とする場合には、それが必須要件となり参入障壁として機能してしまわないよう、加点項目とすることが適当である。 他方、必須の資格等であっても、「××作業担当者が●●資格者でなければ当該案件を実施できない」といった事情があり、当該案件の実施体制や作業内容を前提としてその有無を確認すべき場合には、現在の入札参加資格のように単純に「有無」にて判断する規定として記載することが実務上難しいと考えられ、体制についての提案内容とあいまって提案・評価されることが想定されることから、便宜的な対応として、「専門性・能力」の基礎点項目として設定することが許容される。
		●●機材を所有しているか、または速やかに調達する具体的な計画があるか 本業務を実施する場所、設備環境（試験問題保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な体制が用意されているか 業務従事者数に見合った電話回線数（同時に使用できる回線数）を準備できるか 業務に必要な場所を用意しているか。 ・ 調査閲覧書類の保管及び封入作業を行う場所の明示 ・ 照会対応業務を実施する場所の明示	「拠点・設備」は、案件の実施に必要な／案件の実施を効率化する設備等を評価する分類であり、基礎点は、当該案件を実施するうえで最低限必要な設備等を具体的に特定したうえで、その有無や、提案書での言及の有無を評価することが想定される。
		業務の遂行に必要な拠点が当該試験地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。 本業務が他業務影響（情報漏えい、現地調査の拒否等）を受けない工夫がみられるか	「拠点・設備」は、案件の実施に必要な／案件の実施を効率化する設備等を評価する分類であり、加点は、案件の実施に必要最低限の程度を越えて、案件実施を効率化・円滑化することに資する設備等で、民間の技術力・ノウハウ・創意工夫により充実化されることが期待されるものについて評価する項目である。望ましい機能を規定したうえで、提案者の工夫を求める規定ぶりが望ましい。
情報セキュリティ対策		情報セキュリティ対策は●●省セキュリティポリシーを遵守しているか 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くと共に、セキュリティマニュアル等を作成しているか マニュアルに基づき、問題冊子及び個人情報の盗難、亡失及び漏洩の防止に関する具体的な計画を立案しているか	「情報セキュリティ対策」は、試験事業で扱う個人情報や試験問題等の秘密情報のセキュリティ対策の有無や内容の適切性等について評価する分類である。 基礎点では、対策として必ず実施すべき事項を仕様で特定したうえで、その有無や提案書における言及の有無を評価することが想定される。
事業計画とぞ	会場確保	会場確保の方法や手順等が具体的に示されているか	「会場確保」は、試験に適した会場を、必要な地域で必要な数だけ確保することが可能かについて評価する分類である。

大項目	分類	評価項目	<運用上の注意>
の確実性			<p>基礎点では、必須作業や提案書に記載すべき事項を特定したうえで、その記載の有無を評価する項目が想定される。</p> <p>会場確保の結果責任まで評価対象とすることは、基礎点項目にはふさわしくないので、避けるべきである。</p> <p>会場確保は、試験に適した会場を、必要な地域で必要な数だけ確保することが可能かについて評価する分類である。</p> <p>加点では、会場確保の方法や、よりよい会場の選び方等について、民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。</p>
試験官確保、教育・研修		<p>●●省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保の手順やスケジュールを明記しているか</p> <p>当該試験地における会場確保の強みが具体的に説明できているか</p> <p>本事業の実施に当たり確保されるべき会場の質について説明したうえで、その質を満たす会場を確保するための方策を具体的に説明できているか</p> <p>公正、確実かつ円滑な試験運営を実現するための試験会場確保のための計画を具体的に説明できているか</p> <p>安定的かつ効率的な会場確保に関する創意工夫が見られるか。</p>	<p>試験分野では、試験監督官や補助員を多く採用し、現場対応を担当することが通例である。「試験官確保、教育・研修」はそれらスタッフの確保や、確実・円滑に業務を遂行できるようにするための教育・研修の実施の有無や内容の適切性等について評価する分類である。</p> <p>基礎点では、仕様において具体的に指定された人数や必須の研修について、その実施の有無や提案書における言及の有無を評価することが想定される。</p> <p>ただし、試験官確保に関する最低限の要求水準について、上記「体制」分類で評価可能と考える場合には、「試験官確保、教育・研修」分類において基礎点項目を設定する必要はない。</p> <p>試験分野では、試験監督官や補助員を多く採用し、現場対応を担当することが通例である。「試験官確保、教育・研修」はそれらスタッフの確保や、確実・円滑に業務を遂行できるようにするための教育・研修の実施の有無や内容の適切性等について評価する分類である。</p> <p>加点では、試験の正確・確実な実施のために、試験官の教育・研修内容に工夫がみられるか。</p>
願書受付・願書データ管理・合格者データ管理		<p>願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか</p> <p>●●データの入力内容の正確性を担保するための提案があるか（入力作業体制、データ内容の確認方法・体制）</p> <p>●●データの精査作業の正確性を担保するための提案があるか（担当者の選任、精査体制ただし、精査の方法、手順の変更を行う提案は評価しない。）</p> <p>出願受付状況に関する情報提供及び志願者相談対応のための●●&lt;発注者名&gt;との情報共有する提案があるか</p>	<p>個人データ等の収集・管理について、業務内容の理解や業務計画の適切性等について評価する分類である。</p> <p>基礎点では、仕様で規定される対応策が具体的に記載されているか等をチェックすることが想定される。</p> <p>個人データ等の収集・管理について、業務内容の理解や業務計画の適切性等について評価する分類である。</p> <p>加点では、業務がより正確・確実に実施されるための民間の工夫を要請し、その対応策について評価することが想定される。</p>
試験問題管理		<p>試験案内試験科目となっている外国語、日本地理、日本歴史並びに産業、経済、政治及び文化に関する一般常識について、問題案の作成方法が具体的に記載されているか。</p> <p>試験問題輸送時の安全性・確実性を担保するための提案があるか（担当者の選任、安全対策）</p>	<p>試験問題を管理し、秘密を外部に漏らさないための対応について評価する分類である。個別事業によっては、試験問題案の作成も受託者が実施する場合があり、それも評価対象に含む。</p> <p>基礎点では、試験問題管理について仕様で特定された事項や最低限満たすべき要件への対応について、提案書の記載があるかを評価することが想定される。</p> <p>ただし、試験問題管理に関する最低限の要求水準について、上記「拠点・設備」分類や「情報セキュリティ対策」分類で評価可能と考える場合には、「試験問題管理」分類において基礎点項目を設定する必要はない。</p> <p>試験問題を管理し、秘密を外部に漏らさないための対応について評価する分類である。個別事業によっては、試験問題案の作成も受託者が実施する場合があり、それも評価対象に含む。</p> <p>加点では、試験問題管理に関して特にその確実性を高めるべき事項があればそれを特定し、民間の創意工夫を求めて、その対応策を評価することが想定される。</p>
多数の特定先への重要書類の送付		<p>●●書類の封入・送付・再送付の際の手順等実施方法が具体的に示されているか</p> <p>業務を適正かつ確実に行うための工夫がされているか</p> <p>●●書類の封入・発送を迅速・正確に行うための工夫がみられるか</p> <p>通数確認の正確性を担保するための提案があるか（担当者の選任、確認方法・体制）</p> <p>●●書類の送達の確実性を担保するための提案があるか（送付の方法、送達の確認方法）</p> <p>●●書類の不達及び再送付に関する志願者相談対応のため、●●&lt;発注者名&gt;との情報を共有する提案があるか</p>	<p>「多数の特定先への重要書類の送付」は、受験案内・願書等配布、受験案内・受験証の送付、合格証書送付等の作業について評価する分類である。</p> <p>基礎点では、必要最低限の作業事項等を特定したうえで、その実施の有無や提案書における記載の有無を評価することが想定される。</p> <p>「多数の特定先への重要書類の送付」は、受験案内・願書等配布、受験案内・受験証の送付、合格証書送付等の作業について評価する分類である。</p> <p>加点では、作業を正確・確実に実施することについて民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。</p> <p>「●●書類の不達及び再送付に関する志願者相談対応のため、●●&lt;発注者名&gt;との情報を共有する提案があるか」のように、後述の「問合せ」分類にも関わる評価項目が見られる。どちらに位置づけるかは、事業特性に応じて適宜判断することが想定される。</p>
試験運営		<p>試験運営に関するマニュアル策定計画が記載されているか</p> <p>試験運営の工程表作成計画が記載されているか</p> <p>試験を確実に運営する観点から、当日の試験運営、準備、後処理の具体的な実施方法、体制を具体的に説明すること。</p> <p>マニュアルに基づく試験運営を徹底するための取組み等を具体的に説明すること</p> <p>公正、確実かつ円滑な試験運営を実現するための試験室運営体制の計画を具体的に説明できているか</p>	<p>「試験運営」は、試験本番での運営業務について、業務内容の理解や業務計画の適切性等について評価する分類である。</p> <p>基礎点では、試験運営を実施するにあたり必須と考えられる作業を特定したうえで、提案書での記載の有無等について評価することが想定される。</p> <p>ただし、最低限の要求水準について、上記「事業スケジュール」分類で評価可能と考える場合には、「試験運営」分類において基礎点項目を設定する必要はない。</p> <p>「試験運営」は、試験本番での運営業務について、業務内容の理解や業務計画の適切性等について評価する分類である。</p> <p>加点項目では、試験運営をより確実に実施するための民間の創意工夫について評価する項目が想定される。</p>
答 案 管 理・採 点・合 否 判 定		<p>処理手順、実施方法等が明記されているか</p> <p>業務を適切かつ確実に行うための工夫がみられるか</p> <p>省庁からの疑義照会に対する対応が示されているか（※結果報告の付帯業務として）</p>	<p>「答案管理・採点・合否判定」は、答案を管理し、採点して合否判定する業務について、業務内容の理解や業務計画の適切性、業務を確実に行いミスを生じさせないための工夫等について評価する分類である。</p> <p>基礎点では、必要最低限の作業事項等を特定したうえで、その実施の有無や提案書における記載の有無を評価することが想定される。</p> <p>「答案管理・採点・合否判定」は、答案を管理し、採点して合否判定する業務について、業務内容の理解や業務計画の適切性、業務を確実に行いミスを生じさせないための工夫等について評価する分類である。</p> <p>加点では、作業の正確化や確実な実施のための民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。</p>
問 合 セ 対 応		<p>問合せの対応方法が明記されているか</p> <p>受験者からの問い合わせ、クレーム、要望に対して迅速、適切に対応する工夫を具体的に説明すること。</p> <p>問い合わせマニュアルを作成する際の観点が工夫されているか</p> <p>【再掲】●●書類の不達及び再送付に関する志願者相談対応のため、●●&lt;発注者名&gt;との情報を共有する提案があるか</p>	<p>「問合せ対応」は、受験者からの問合せへの対応について評価する分類である。</p> <p>基礎点では、必要最低限の作業事項等を特定したうえで、その実施の有無や提案書における記載の有無を評価することが想定される。</p> <p>ただし、最低限の要求水準について、上記「体制」分類で評価可能と考える場合には、「問合せ対応」分類において基礎点項目を設定する必要はない。</p> <p>「問合せ対応」は、受験者からの問合せへの対応について評価する分類である。</p> <p>加点では、迅速・適切・確実な対応のための民間の技術・ノウハウの活用や創意工夫を要請し、それを評価する項目が想定される。</p> <p>【再掲】「●●書類の不達及び再送付に関する志願者相談対応のため、●●&lt;発注者名&gt;との情報を共有する提案があるか」のように、後述の「問合せ」分類にも関わる評価項目が見られる。どちらに位置づけるかは、事業特性に応じて適宜判断することが想定される。</p>
その他の		その他事業計画について確実性を高めるための創意工夫がなされているか	<p>「その他」では、当該事業の業務内容に応じて、上記分類で当てはまらないものがあれば、適宜追加することが想定される。</p> <p>上記で設定済みの加点項目以外にも、民間の創意工夫を期待する場合には、左記のような大括りな表現として自由な提案を求めることが方法である。</p>

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### ④施設管理分野の項目例

##### 考え方

評価項目は、評価目的・対象により分類することができる。「各分類の定義・位置付け・評価趣旨」と「基礎点・加点の定義・考え方」を分かりやすく整理したうえで、両者の“掛け算”によって、「どのような内容の項目を」「どの位置付け（分類、基礎点／加点）で」評価すべきかを決定できることが望ましい。

よって、以下では、分類ごとに、基礎点項目・加点項目の例を表に整理している。

##### 施設管理分野全般の特徴等

評価表の構成は、次のスタイルを採用するものが大半となっている。

基礎点項目として： 業務共通の「実施体制」、「業務に対する認識」、「現行基準レベルの質の確保の実態」

加点項目として： 「管理・運営業務全般に係る業務に関する提案」、「●●業務」（点検保守、清掃、警備等、業務ごとに記載）

上記スタイルを採用している評価表では、分類を束ねる「大項目」は設定されておらず、「必須項目審査」「加点項目審査」で大きく分けられたうえで、上記分類が配置されている。

施設管理分野の業務については、大きく「保守管理業務」、「利用者サービス業務」、「企画運営業務」の3つに類型化できる。全ての事業において「保守管理業務」が設定されており、「保守管理業務」のみで他の業務類型は設定されていない事業がほとんどである。よって、ここでも、「保守管理業務」を中心に検討している。

- ✓ 「保守管理業務」の主な業務： 保守業務、清掃業務、警備業務等。
- ✓ 「利用者サービス業務」の主な業務： 受付及び案内業務、売札等業務等。
- ✓ 「企画運営業務」の主な業務： 資料館等における展示会や、刑務所における職業訓練等の企画運営業務。

「保守管理業務」は、定型的な業務であり、一般的に難易度は高くない傾向がみられる（他方、「利用者サービス業務」、「企画運営業務」については民間の提案力の発揮が期待されるところである）。よって、その提携業務を実施するための体制や事業計画を適切に整備できれば、それをもって、仕様にて要求される最低水準を満たしたものとみなせる場合が多い。これは、評価との関係においては、その提携業務を実施するための体制や事業計画を適切に整備できているかを評価できれば、「●●業務」（点検保守、清掃、警備等）ごとに基礎点項目を設定する必要性が低くなるということになる。本来的には、「●●業務」ごとに、仕様が要求する最低水準を満たしているかを評価するための基礎点項目と、民間による創意工夫を評価するための加点項目の双方を設定することが想定されるが、施設管理分野については、その本来的な考え方のうち基礎点項目に相当する部分を、このように体制や事業計画の評価にて代替できるということである。

現状の体制や事業計画に関する評価項目・分類は、しかしながら、大括りで、応札者側

が提案書においてどのように表現すべきかが分かりにくいものが多くなってしまっている。他分野との一貫性・統一性の観点からも、評価項目の規定ぶりの改善と、分類の再構成を検討すべきと考える。

個別業務に関する分類・評価項目の現状については、以下を指摘できる。

- ✓ 各個別業務に共通して、「質の確保」、「質の向上」、「コストの削減」に関する評価項目が設定されており、その内容や文言も同じである場合が多い。
- ✓ ただし、業務の特性に応じた独自の評価項目も一部採用されている。特に、「利用者サービス業務」、「企画運営業務」については、各個別業務に特有の評価項目が設定されている場合が多い。
- ✓ なお上記の業務の他、「緊急時及び非常時の対応」について評価項目が設定されている。
- ✓ ほぼ全て加点項目となっており、個別業務ごとに実施方法等の創意工夫が評価対象となっている。上記の通り、他分野において基礎点項目として想定される部分が、施設管理分野では体制や事業計画の評価にて代替可能と考えられるため、個別業務にかかわる部分はすべて加点項目となっていても基本的に問題はないと考えられる。しかしながら、安直に加点項目のみを設定するのではなく、個別業務について独自の基礎点項目を設定すべきかどうかを、事業特性等に照らして検討するよう促すことが重要である。

以上の整理を踏まえ、下表では、施設管理分野の事業特性や、評価表のわかり易さ、他の分野との一貫性・統一性等の観点から、大項目を設定して（提案）、分類を再構成している。

図表 施設管理分野の評価表の構成案

大項目	分類	分類の概要
1. 事業計画	事業計画	事業計画、スケジュールの内容の適切性に関する分類。 現状では、「業務共通」区分の「業務に対する認識」、「現行基準レベルの質の確保の実態」、並びに「管理・運営業務全般に係る業務に関する提案」区分の「業務の質についての提案内容」が相当する。
2. 実施体制	体制	当該案件の実施体制について、人数が十分か、バックアップや補充が可能となっているか、緊急時に発注者と連絡がとれる方途が確保されているか、再委託する場合には再委託先の監督ができる体制となっているか、等の項目が属する分類。担当者の量（人数）や、連携ルートの有無に関する分類であり、担当者や組織の質については、後述の「専門性・能力」の分類で評価される。
	専門性・能力 (実績、資格等)	担当者や組織の質を評価する分類。評価の物差として、受託実績、略歴、資格、認証等が用いられる。参入障壁として機能してしまう弊害が懸念される項目であることから、基本的に、事業内容に密接に関連するものに限定したうえで、加点項目として設定されるべきである。

大項目		分類	分類の概要
		拠点・設備	業務全般について確実性のために必要な／確実性を高めるための各地域の拠点の有無、機械・設備について評価する分類。
3.各業務の質についての提案	保守管理業務	点検及び保守業務	施設における設備や機器の異常がないか点検し、必要に応じて機能の回復、消耗品の取替え等の保守を行う業務の実施方法や体制、計画の適切性等について評価する分類。
		清掃業務	施設の清掃業務の実施方法や体制、計画の適切性について評価する分類。ゴミ等の処理についても評価の対象となる場合がある。
		環境測定・環境衛生管理業務	施設の環境を維持・向上させるため、環境（空気環境・照度等）を測定する業務や、害虫の駆除・防除等を行う業務の実施方法や体制、計画の適切性について評価する分類。
		警備業務	施設の利用者や職員等の安全確保のため、訪問者の入退管理、巡回等を行う警備業務の実施方法や体制、計画の適切性について評価する分類。
		緑地管理業務	施設の美観を維持するため、植栽の剪定、刈り込み及び除草を行う業務の実施方法や体制、計画の適切性について評価する分類。
	利用者サービス業務	受付及び案内業務	施設における受付業務、案内業務（インフォメーションデスク）の実施方法や体制、計画の適切性について評価する分類。この分類の特徴として、業務従事者の語学能力、接客能力、関連知識等といった資質についての評価項目が設けられている場合が多いことが挙げられる。
		売札等業務	施設における売札業務やそれに付随する金銭管理等の業務の実施方法や体制、計画の適切性について評価する分類。この分類の特徴として、業務従事者の語学能力、接客能力、関連実績等といった資質について評価する項目が設けられている場合が多いことが挙げられる。
	企画運営業務	企画運営業務	資料館における展示会や刑務所における職業訓練等についての企画提案を評価する分類。なお刑務所の施設管理の場合には、この企画運営業務に該当するものは、作業業務、職業訓練業務等といったようにさらに細かく分類されている。
	緊急時及び非常時の対応	緊急時及び非常時の対応	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策等の適切性等について評価する分類。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### 分類別の基礎点項目・加点項目例

下表では、施設管理分野の具体例をもとに、参考となる基礎点項目（ピンク）・加点項目（ブルー）を分類別に整理している。

図表 施設管理分野の評価項目例

大項目	分類	評価項目	<運用上の注意>
事業計画	事業計画	実施計画（作業方針、作業フロー及びスケジュール）が明確に示されているか	基礎点では、記載すべき事項がすべて記載されているかをチェックする項目が想定される。「（実施計画等が）合理的か」などの評価概念は、用いないことが望ましい。
		管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	
		業務フロー、スケジュールは、●●省の示す要件が満たされているか	
		事業の業務フローについて、業務をより効率的に・確実に実施するための工夫が示されているか	加点では、どのような実施計画等が望ましいか（確実であること等）を示したうえで、民間の創意工夫を求める項目が想定される。例えば、準備完了から本番までの期間を長くすることでパッファを多くとておく、といったことが加点対象として想定される。
		スケジュールについて、効率的に実施するための工夫が示されているか	また、個別業務横断的に対応すべき事項に関する評価項目もここで設定する。基本的には、「質の向上」に関する評価項目として、加点項目とすることが想定される。ただし、環境配慮が必須の事業では環境配慮に関する項目を基礎点として設定することも大いに想定される。
		業務内容を十分理解した上で、施設の状態を安全・快適に保つための工夫が見られるか	
		質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか	現状では、「業務コスト等削減のための方策が提案されているか」という項目が散見されるが、受託者負担コストに関する提案内容の場合、一つのコスト削減努力を、技術点と価格点の双方で重複的に加点することとなり、不適当である。そのため、官負担のコスト等、応札額に影響しない範囲に限定されるよう規定することが重要である。
		官負担とされる光熱費について、コスト等削減のための方策がなされているか	
		環境に配慮した取組みが提案されているか	
実施体制	体制	本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立しているか	「体制」は、担当者の量（人數）や、連携ルートの有無に関する分類であり、担当者や組織の質については、後述の「専門性・能力」の分類で評価することが想定される。
		各業務に必要な人員が配置される組織体制となっているか（グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか）	基礎点では、体制として整備すべきポイントを具体的に特定したうえで、その「有る／無い」など、はっきりと判断できる項目とすることが想定される。
		再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	
		本業務の実施に従事する総人員数（延べ）は明示されているか	
		業務水準の維持を管理・監督するための体制を構築しているか	
		総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。	
		●●<発注者名>との連絡調整がスムーズに行われる体制となるような工夫がなされているか	「体制」は、担当者の量（人數）や、連携ルートの有無に関する分類であり、担当者や組織の質については、後述の「専門性・能力」の分類で評価することが想定される。
		事業の実施体制に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。	加点では、どのような体制が望ましいかについて、「柔軟・迅速」「適切」などの評価概念を盛り込み、それを実現するための民間の創意工夫を求める項目が想定される。
		請負事業を確実に遂行できる具体的な体制（各事業従事者の略歴）、役割分担、作業スケジュール等を説明すること。	
		人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか（経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員）	
各業務の質についての提案	専門性・能力	業務遂行にあたり、●●の知識を有する従業員を有しているか	「専門性・能力」は、担当者や組織の質を評価する分類であり、その評価の物差として受託実績、資格、認証等が用いられる。ただし、受託実績、資格、認証等を求める際には、過去の受託者の優遇措置や新規参入障壁となってしまわないよう十分留意する必要がある。（資格等を特定するのではなく）知識を求める程度であれば、その知識が案件実施に必要不可欠であると考えられる場合には基礎点項目とすることは妥当である。
		●●<対象施設名>が必要とする役務又はこれと類似する役務について、相当期間のサービス提供の実績を有する者であること	「専門性・能力」は、担当者や組織の質を評価する分類であり、その評価の物差として受託実績、資格、認証等が用いられる。ただし、受託実績、資格、認証等を求める際には、過去の受託者の優遇措置や新規参入障壁となってしまわないよう十分留意する必要がある。
		同種または類似の実績がある	現状の実施要項では、入札参加資格要件として類似実績が規定されているが、受託経験者を有利にする参入障壁として機能してしまう弊害が大きく、避けるべきである。
		●●機材を所有しているか、または速やかに調達する具体的な計画があるか	「拠点・設備」は、案件の実施に必要な／案件の実施を効率化する設備等を評価する分類であり、基礎点は、当該案件を実施するうえで最低限必要な設備等を具体的に特定したうえで、その有無や、提案書での言及の有無を評価することが想定される。
		本業務を実施する場所、設備環境（緊急連絡用電話、FAX、インターネット等）について十分な体制が用意されているか	
		●●を円滑化・効率化するための工夫がみられるか	「拠点・設備」は、案件の実施に必要な／案件の実施を効率化する設備等を評価する分類であり、加点は、案件の実施に必要最低限の程度を越えて、案件実施を効率化・円滑化することに資する設備等で、民間の技術力・ノウハウ・創意工夫により充実化されることが期待されるものについて評価する項目である。望ましい機能を規定したうえで、提案者の工夫を求める規定ぶりが望ましい。
		〇〇の保守において業務内容を十分理解したうえで、〇〇が常に正常に作動するための工夫が見られるか	点検等及び保守業務の対象となっている設備や機器ごとに、それらの特性に応じて、具体的な評価項目を設定する。
		運転・監視業務について、施設・設備等の状態及び性能を十分理解したうえで、無事故、安全・無公害、高効率な運転による省エネルギー化を図るための具体的な提案があり、その実施のための具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。	
		警備員に対する教育の実施若しくは計画について具体的な提案や課題、懸念、質の向上に対する監督職員との積極的な打合せが提案されているか	施設や利用者等の特性に応じて、利用者へのサービス向上のための工夫について評価する。
		業務責任者から業務従事者への指示が確実に伝わる体制となっているか。また業務従事者が課題、懸念、質の向上について、積極的に業務責任者へ提案できる体制となっているか。	警備業務の実施計画や体制等について、より詳細な評価項目が設定する。特に、警備業務の重要度が高い刑務所の施設管理については、警備業務に関して詳細な評価項目が設定されている。
利用者サービス業務	清掃業務	清掃場所等に応じて、より効果的かつ効率的な清掃方法等の具体的な提案があり、実現可能な体制が確保されているか	施設や設備等に応じた清掃方法等の提案を評価する項目を設定する。
		清掃作業の実施について、利用者目線での作業タイミング等、質の向上に向けた提案がされている	清掃業務に関する、利用者目線からのサービス向上に向けた創意工夫についての評価項目を設定する。
		空気環境測定業務及び照度測定業務について、より効率的な測定方法等の具体的な提案がなされているか	環境衛生管理・環境測定業務について、より具体的な業務内容についての評価項目を設定する。
		外注の防除及び駆除業務について、害虫の発生を抑えるためのより効果的な処理方法等の具体的な提案がなされているか	
		緑地管理業務	
		低木、中木の刈り込みについて、近隣施設や公道に配慮したうえでの美観と衛生を保つための具体的な方法、計画等が明記されているか	業務の実施方法や計画を評価する。 ただし、個別業務特有な評価項目ではあるが、創意工夫等を求めているわけではないので、加点ではなく、基礎点とすることを考えられる。
		受付・案内業務	従業者の能力・適性（同種業務の経験、接客能力、知識等）が優れているか。
		業務従事者の外国语への対応能力が優れているか	受付及び案内業務においては、業務従事者の資質が重要となるため、業務従事者の能力や適性（経験、積極能力、語学力、知識等）に関する評価項目、また従業者に対する研修・教育に関する評価項目を設定する。
		業務従事者の研修・教育方法について具体性が優れているか	
		利用者サービス向上のための配置人員数及びローテーション等の工夫の具体性及び適切性	利用者サービス向上のための工夫についての評価項目を設定する。
企画運営業務	売札業務等	従事者の能力・適性（同種業務の経験、接客能力等）が優れているか	売札業務等においては、業務従事者の資質が重要となるため、業務従事者の能力や適性（経験、積極能力、語学力、知識等）に関する評価項目、また従業者に対する研修・教育に関する評価項目を設定する。
		従事者の外国语能力（対応言語の種類及び各國言語の程度）が優れているか	
		金銭管理者の金銭管理業務に対する適性（観覧券の販売や金銭を取り扱う業務への精通度等）や事前の教育訓練の方法等が適切か	売札業務に付随して発生する金銭管理について、方法や体制の適切等についての評価項目を設定する。
		金銭管理の具体的な方法について安全性や適切性に優れているか	
企画運営業務	企画運営業務	特別展示等の提案が当該施設の目的、位置づけにふさわしい内容であり、実現可能性が高く、創意工夫の見られる計画となっているか	資料館における展示会や刑務所における職業訓練等の企画提案、その実現可能性についての評価項目が設定されている。
		特別開催時における増員についての対応体制に優れているか	ただし、「特別開催時における増員についての対応体制」については、個別業務に関する評価項目ではあるが、基礎点となるべき項目であると考えられる。
緊急時	緊急時	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための対	緊急時等に備えた対策や、訓練等についての評価項目を設定する。

大項目	分類	評価項目	<運用上の注意>
及び非常時の対応	び非常時の対応	策が的確に提案されているか 具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか 緊急時の対策（連絡体制）は明確で的確なものであるか 各種防災訓練、AED 操作の研修等、危機管理に係る訓練体制に優れているか	

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## ⑤全分野共通の項目例—ガバナンス・社会性・官民連携の観点—

これらに加えて、ガバナンス・社会性・官民連携の観点から、以下のような評価項目を加点として検討することも考えられる。

### (ガバナンス)

#### ■情報セキュリティ対策

公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式の例として、上記、統計調査分野、試験分野における評価項目の例を参照。他の分野でも、情報セキュリティの確保が重要な分野において、同様の評価項目を設定することが考えられる。

#### ■コンプライアンス

事例としては、公共事業における入札参加資格の一環として、個別企業の等級を決定する項目の一つとしてコンプライアンスが設定され、以下の点などについて評価されている。これらを参考に、具体的な評価項目を設定することが考えられる。

- ・コンプライアンス・マニュアルを作成していること（特定の記載事項を満たすもの）
- ・コンプライアンスに関する担当部署・担当者を設置していること
- ・従業員が相談・通報できる窓口を設置していること
- ・（特定の期間中に）コンプライアンスについての研修を実施していること

また、公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式の例としては、以下を参照。

図表 コンプライアンスの評価項目例

評価項目	種別 得点	必須評価事項に係る最低限の要求要件 加点に係る評価観点
本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理（個人情報の取扱い及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、社内研修等の実施）、進行管理（指揮命令、苦情処理等）を実施するのか。	基礎点	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業を実施するために、個人情報の取扱い及び秘密保持等の規程が整備されており、本事業に関連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。</li><li>・従業員の資質向上のための研修体制が確実に整備されていること。</li><li>・本事業を実施するための指揮監督の体制（命令系統）、事業進捗状況の把握、報告管理、苦情処理等の進行管理について適切に示されていること。</li><li>・契約地区内に複数都道府県ある場合、各都道府県単位に連絡責任者となる人員が明記されていること。</li></ul>
	加点 0-40	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の管理、保護及びトラブル発生防止のための制度的物理的施策が具体的に示されており、運営管理及び進行管理が適切に実行できること。</li><li>・万一の情報漏洩、トラブルの発生に当たっての具体的</li></ul>

評価項目	種別 得点	必須評価事項に係る最低限の要求要件 加点に係る評価観点
		な対応マニュアル等が示されており、運営管理及び進行管理の基で適切な措置が実施できると評価できること。

資料) 国民年金保険料収納業務の実施要項

### ■環境負荷の軽減対策

地方公共団体における市場化テスト（モデル事業）実施に際しての評価項目に、環境負荷低減への取組みが加点評価されている事例がある。

- ・環境負荷低減の取組み（ISO14000 の認証取得に対して 5 点の加点）

### ■事業継承計画（BCP）等による事業継続力

地方公共団体の公共事業における総合評価の加点項目に、以下を加えている例がある。  
(愛媛県)

- ・県が認定する「建設業 BCP」の認定事業者であること

### (社会性)

#### ■災害復旧支援の活動実績

上記公共事業における等級決定に際して、以下の社会貢献の評価項目が含まれている。

- ・災害時の応急対策活動に関する協力協定（防災協定）を行政と締結していること

#### ■被災者の雇用実績

地方公共団体の公共事業における総合評価の加点項目に、以下を加えている例がある。  
(福島県)

- ・被災者の雇用実績

（被災者等を平成〇年〇月〇日以降に正規雇用し、当該入札の開札日において  
継続して雇用している場合に評価の対象とする。）

- ・被災者の雇用の維持確保

（被災者等を雇用している企業又は被災、避難した企業と下請契約を行う場合  
について評価の対象とする。）

#### ■男女共同参画における取組み

上記公共事業における等級決定に際して、以下の社会貢献の評価項目が含まれている。

- ・男女いきいき子育て応援宣言企業への加点
- ・ワークライフバランス優良企業（知事表彰等）への加点

また、公共サービス改革法に基づく総合評価落札方式の例としては、以下を参照。

図表 男女共同参画の評価項目例

評価項目	評価の観点
男女共同参画に係る取組みを評価 (3点)	育児支援措置、女性の職域拡大、セクハラ防止対策など3項目以上の取組み

資料) (独) 都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務の実施要項

#### ■社会責任（CSR）活動を積極的に果たす企業

地方公共団体における公共事業において、企業の社会責任（CSR）活動を、総合評価項目に加えている事例がある。

- ・社会的責任（CSR）の実績（協定の締結のみならず、その具体的な活動実績）

#### ■障害者雇用の実績

上記公共事業における等級決定に際して、以下の社会貢献の評価項目が含まれている。

- ・障害者雇用への実績

#### （官民連携）

#### ■事業の在り方そのものに対する民間企業・NPO等による積極的な事業企画提案

地方公共団体の官民連携事業についての民間提案者に対して、事業化の際にインセンティブとして提案者加点を検討している例がある。

- ・提案者への加点

#### （その他）

#### ■（東日本大震災等、特定の災害の）被災地企業であること

地方公共団体における公共事業評価において、上記のような被災者の雇用に加えて、被災地の企業を加点評価する例がある。（宮城県）

- ・被災者等の雇用や施工地の地元企業

#### ⑥分野横断的に指摘できる「評価項目記載上の注意」

分野横断的に指摘できる評価項目記載上の注意として、以下のような点を指摘できる。

まず、（とりわけ加点の）評価項目を示す際に評価基準も記載し、提案者の創意工夫の程度に応じて技術点に差が出ることを明らかにした方が、民間の創意工夫を期待しやすくなることが多いと考えられる。例えば、「1位なら7点、2位なら3点…」等といった規定が想定される。

また、1つの評価項目に複数の要素を盛り込む場合には、複数要素の関係が and なのか or なのかを明確化させることが重要である。

加えて、発注者・提案者双方のメリットのために、評価項目と提案書記載内容の対応関係が単純化されている方が望ましい。例えば、「体制」の分類で体制に関する評価項目を設定しつつ、「調査客体の選定、名簿の作成」項目でも別途「実施体制、作業日程等が示されているか」という評価項目が設定されると、規定ぶりによっては、提案者側に二重記載の手間をかけさせることも想定させるので、注意が必要である。可能な限り、評価表の項目構成がそのまま提案書の構成となり、二重記載の必要が生じないよう、配慮すべきである。

なお、評価表では、「評価項目」という欄のほか、「評価の観点」「留意事項」「備考」等のように、評価項目の情報を補足し、評価基準・観点をより明確化するための欄が設けられている場合がある。「評価項目」欄の記載だけでは評価基準・観点が分かりにくくとも、これらの欄と合わせて読めば、全体として評価基準・観点が明らかとなるのであれば、運用上問題はないと考えられる。

## VII. 今後の検討課題の整理

ここでは、総合評価落札方式について本調査で確認された課題及びその対応策のうち、本調査における評価表標準例の検討には反映できなかった対応策、即ち、本調査の目的を超えた内容や引き続き検討が必要な対応策等について、今後の検討に資するよう、「問題の所在」、「想定される対応策とそのメリット等」を整理する。

### 1. 総合評価落札方式の制度のあり方に関わる論点

「I. はじめに」でも記載した通り、総合評価落札方式には、制度の特質として、次のような課題が内在する。これらについては、今後の研究・検討が期待されるところである。

#### (1) 「特定の応札者に有利な評価となるおそれ」への対応のあり方

##### ①問題の所在

総合評価落札方式には、その制度的な特徴として、価格という極めて客観的かつ定量的な評価軸と、品質（技術）という主觀的かつ定性的な側面を排除しきれない評価軸の双方を同一線上で取扱って総合的に評価するという点がある。この点において、総合評価落札方式には、価格競争と比較して、透明性・公平性の担保が難しいという構造的問題がある。このうち、担当者の裁量により特定の事業者が有利になるような評価項目・基準が設定されうるという、いわゆる「恣意的な評価」となることへの懸念については、今回の調査研究では前出「V. 評価表標準例の検討」において、例えば、「入札参加資格」・「基礎点項目」・「加点項目」の考え方を明確化して具体的な評価項目例等を整理し、「価格点：技術点」・「基礎点：加点」の配点の考え方・目安を示して、評価項目内容・位置付けの適切化を図るなどの対応を検討したところである。

他方で、そのような対応がなされた場合であっても、評価方法（評価項目・基準等）が定型化することにより、ノウハウを有する既存の事業者が有利（寡占状態）になってしまふ懸念が残る。実際、今回の調査の範囲内でも、同一・類似事業では評価表の構成を大きく変えていない事例が見受けられる。このように、実務上、（ア）実施要項において過去の類似事業の評価項目が新年度でも維持される傾向があり、また、（イ）類似受託実績が加点項目となる場合が少なくないこと等の事情を踏まえると、結果的に類似受託実績のある事業者が有利になる傾向が指摘できる。

##### ②想定される対応策とそのメリット等

対応策としては、総合評価落札方式を一定期間継続して実施した後に、落札方式を大きく変えることが想定される。具体的には、一定期間（5年～7年程度）において総合評価落札方式で民間による創意工夫を蓄積し、それを仕様に反映後、価格競争入札を実施するといった方法が想定される。これにより、業務経験のある既存事業者の優位性が、ある程度

リセットされる効果が期待できる。また、ノウハウを蓄積した、圧倒的な事業者による寡占化の問題を回避できると考えられる。この場合、民間事業者が守秘を前提として提出する提案書における創意工夫提案を一定期間が経過した後、公共財化することが想定されるため、民間事業者との間で法的問題等が生じることがないようルールを整える必要がある。

## （2）総合評価落札方式を適用する対象の適正化

### ①問題の所在

総合評価落札方式については、発注者サイドにおける事務手続きの煩雑さや負担について問題が指摘される。これは、現行の総合評価落札方式を採用するうえで不可避の課題と考えられる。

### ②想定される対応策とそのメリット等

対応策としては、案件特性に応じて総合評価落札方式以外の方式の採用可能性を検討し、必要に応じて企画競争方式、価格入札方式へ適宜変更することが想定される。これにより、よりふさわしい評価方式の採用が期待でき、事務コストも低減する可能性がある。例えば、発注内容が定型的業務で構成され、提案内容について民間の創意工夫を期待する余地が小さい、あるいは創意工夫よりはコスト効率化を追求して欲しいと発注者側が考える場合には、価格入札方式への転換が適当ではないかと考えられる。

他方で、民間の創意工夫が事業の成否を大きく左右すると考えられ、コスト効率化よりも提案内容の充実化を発注者側が期待する場合には、上限拘束性の問題や、過度な低価格競争に陥ってしまうリスクを回避するためにも、企画競争方式の方が適当ではないかと考えられる。

また、このように落札方式の枠を超えた判断のあり方を整理し、実務担当者に周知するためには、各評価方式の特性を踏まえた方式横断的なガイドラインの策定が必要であると考えられる。

このような案件特性に応じて契約先の選定方法を変える取組みは、「II. 総合評価落札方式に関する基本的事項の整理」にて言及したように国土交通省の公共工事にても見られるところであり、また国際機関においても同様の取組み事例がみられる。

## 2. 総合評価落札方式のより適切な実施に向けて検討すべき対応策について

総合評価落札方式の運用について指摘された課題について、前出「V. 評価表標準例の検討」において、評価表標準例の検討に反映しているもののほかに、以下に挙げるような、改善効果が期待される対応策が考えられる。今後の研究・検討が期待されるところである。

## (1) 予定価格の上限拘束性の撤廃

### ①問題の所在

質がどれほど優れても、入札額が予定価格を上回ると、上限拘束性により失格となる。これにより、スケールメリットが働きバリューフォーマナーの観点で高水準の提案が回避されてしまう懸念がある。更には、技術点では差がつきにくい状況となり、実質的に価格入札になっているとの問題も、ヒアリング調査において指摘を受けた。予定価格を上回っていても、政策課題を広く解決する可能性が高く、バリューフォーマナーの観点で高水準であり、結果的には予算効率化につながるような提案があった場合に、これを「失格」とする制度でよいのか、逆にこのような積極的な提案を前向きに評価する仕組みを用意すべきではないか、という問題意識である。

### ②想定される対応策とそのメリット等

対応策として、上限拘束性の撤廃が想定される。具体的には、例えば、価格オーバーの場合は失格ではなくマイナス評価として点数化し、仮に同提案が落札された場合には、予算の範囲内で実施が可能かどうかを受託者と交渉する、といった方式が想定される。これにより、質の高い企画を採用する余地を残すことができる。とりわけ、新しい技術・ノウハウ等、発注者側が想定できなかった創意工夫を取り込める可能性が広がると考えられる。

ただし、過度のサービスを高い価格で採用することになりかねず、制度設計や運用次第では、価格競争の側面が十分に發揮されなくなるおそれがあるため留意が必要である。

上限拘束性撤廃自体の事例ではないが、米国の自治体にて、全ての入札者が予定価格を超えた場合に、最低価格入札者と交渉する手続が定められている。また米国他の自治体にて、最低価格入札者の価格点を満点として、それ以降、入札価格額に応じて価格点を付す事例もある。また、米国連邦政府の交渉による調達手続も結果として同様の効果をもたらしうるものと考える。

## (2) 予定価格の事前公表（若しくは当該水準の事前示唆）

### ①問題の所在

ヒアリング調査からは、総合評価落札方式の運用について、過度な価格競争に陥るリスク、応札者が少なく（一者応札等で）競争が機能しない、といった問題が指摘され、その背景事情として、応札者側が、当該事業の規模感を適切に想定することが難しい状況があることが分かった。即ち、応札者側が当該事業の規模感を適切に想定できないために、発注者側が想定する業務ボリュームよりも小さい規模を想定してしまい、本来の業務ボリュームに見合ったコストの見積りができずに、受注のために入札額を抑えてしまうケースや、不確定な業務ボリュームの案件を受注するリスクを負えずに応札を回避するケースが考えられる。

### ②想定される対応策とそのメリット等

この問題については、前出「IV. 評価表標準例の検討」において、例えば、仕様書の業

務内容の適正化・明確化等や、評価項目の規定ぶりを具体化・明確化することによって応札者が案件の規模感について誤解しないようにする工夫を取り入れたところである。

他方で、ヒアリングで指摘された対応策として、予算の上限額の提示、即ち、実施要項において予算の上限額を予め提示するというものである。これにより、応札者は案件の規模感を把握することができ、提案内容・入札額の双方について競争のポイントを理解しやすくなる、求められている内容・質を下方に勘違いする問題を防止できる、低入札調査の対象となる額を把握可能となる、といった効果が期待できる。

ただし、制度設計や運用次第では、予定価格水準での入札が増え、価格競争の側面が十分に発揮されなくなるおそれがあるため留意が必要である。

予定価格の事前公表（若しくは当該水準の事前示唆）自体の事例ではないが、米国連邦政府の交渉による調達手続も結果として同様の効果をもたらしうるものと考える。

### （3）複数段階評価方式の導入

#### ①問題の所在

上述のように、過度な価格競争に陥り、その結果として企画面での競争がおろそかとなってしまうリスクについて、ヒアリング調査において指摘があった。また、技術点が低い事業者が、応札額が非常に低かったために受託することとなり、いわゆる「安かろう・悪かろう」発注のような状況が生じてしまうリスクについても、ヒアリング調査において指摘があった。対応策として、第一には「技術点（加点）を機能させる」ことが重要であり、また、前出「IV. 公共サービス改革法による入札結果の分析」・「V. 評価表標準例の検討」では、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向をもつ除算方式ではなく加算方式の採用を検討する、「価格点：技術点」・「基礎点：加点」の配点比率を適正化する、低入札調査の充実化する、といった対応策について言及しているが、さらなる対応策が必要な可能性も想定される。

#### ②想定される対応策とそのメリット等

上記の問題への対応策として、複数段階方式の導入が考えられる。即ち、第一段階においては技術点の評価のみを行い、技術点が高かった上位数社に限定（「悪かろう」の事業者を排除）して、第二段階の価格点評価を行って、最終的には技術点・価格点の総合評価により落札者を決定する、というものである。この場合、質と価格とを併せて総合的に判断するという総合評価の枠組みの中でこの二段階を確保する方法と、質の評価、価格の評価という別の評価の組合せにて構成する方法の双方が考えられよう。

これにより、「質の担保」をチェックしたうえでの価格競争となるため、それがしっかり評価されている限りは、実際に提供されるサービスが低下してしまうリスクを回避する効果が期待できる。また技術点の不足を価格点で補おうという観点からのダンピングは防止することが可能となる。

なお、「III. 総合評価落札方式に関するヒアリング調査結果」に記載の通り、最初の段階

で上位数社を選定し、次の段階でより詳細に提案内容を審査・評価する手法（二段階選抜方式）は、既に国土交通省の公共工事においても試行的に実施されている。また、米国連邦政府の取組みの中にも類似のものが見られる。

#### （4）下限価格の設定（最低制限価格制度・配点基準価格制度）

##### ①問題の所在

上記（3）と同じである。

##### ②想定される対応策とそのメリット等

対応策として、下限価格を設けて下限価格を下回った場合には失格とする制度（地方公共団体における最低制限価格制度）、あるいは、下限価格を下回った場合に価格点を比例的に減点する制度（地方公共団体における配点基準価格制度）を導入することが想定される。これにより、下限価格を下回る価格競争に陥らないこととなり、上記問題の解決につながると考えられる。最低制限価格制度の場合、バリューフォーマナーの観点からは最も高水準の「技術点が高く且つ低価格で入札する」という者を失格とするリスクが想定されるが、配点基準価格制度を採用することにより、技術点が高い提案の逆転の余地を残せることとなる。また、地方公共団体において最低制限価格制度を導入した公共工事分野の資料では、下限価格水準で入札する者が多くなり、価格競争が機能しなくなる問題が過去に生じたことが指摘されている。なお、地方公共団体では導入済みの制度であり、実際的な検討を行うための材料は比較的豊富に存在する状況である。

#### （5）技術点は加点のみで構成すること

##### ①問題の所在

本調査研究と並行して開催された有識者研究会では、「加算方式においては基礎点を与えることに評価上の意味がない（基礎点を与えても与えなくても落札者は変わらない）こと」、「基礎点が存在することにより、技術点の差が開かず、実質的に価格勝負になってしまふ問題が懸念されること」、「海外には基礎点に当たるもののがなく、国内・国外でダブルスタンダードになっていること」等の指摘があった。

また、基礎点の存在により、健全な競争が阻害されている可能性は、前出「IV. 公共サービス改革法による入札結果の分析」において、基礎点を除くと落札結果において“逆転現象”が起きるケースが実際に存在することからも指摘できる。前出の「V. 評価表標準例の検討」では、現行制度の下で採用しうる改善策として、基礎点の考え方を明確化し、基礎点項目として適当な評価項目例を列挙し、「基礎点：加点」の配点の考え方・目安を示し、基礎点が競争を阻害する弊害をできるだけ排除できるよう促している。しかしながら、上記のような基礎点の問題を踏まえると、本来的には、基礎点項目に点を与える制度 자체をやめるべきと考えられる。ただし、基礎点項目の評価に期待される機能、即ち、仕様の最低要求水準をクリアしているかどうかを評価することは、当該事業が確実に遂行される

かどうかを事前に検証するうえで重要なチェックと考えられる。よって、基礎点制度をやめる場合には、そのようなチェックを別途の仕組みによって担保することが必要となる。

## ②想定される対応策とそのメリット等

対応策としては、基礎点制度をやめ、最低限の要求水準は入札参加資格・適合評価項目にてチェックし、技術点は加点のみで構成することが想定される。これにより、仕様の最低要求水準をクリアしているか否かは、入札参加資格・適合評価項目にてチェックすることができ、なおかつ、技術点が民間の創意工夫等の度合いにより定まる加点項目のみで構成されることによって、企画提案内容を充実化するインセンティブができ、企画競争の促進が期待できることとなる。

海外の取組みについて、今回調査した範囲では、基礎点と加点を設定している事例は見当たらなかった。

## 【参考資料】

以下では、本報告書の「IV. 公共サービス改革法による入札結果の分析」において分析対象とした141件の実施要項（平成18年度から22年度に監理委員会に付議されたもの）の事業名、所管府省等を、事業開始時期順に示している。

番号	事業名	所管府省等
1	私のしごと館における体験事業	厚生労働省（（独）雇用・能力開発機構）
2	アビリティガーデンにおける職業訓練事業	厚生労働省（（独）雇用・能力開発機構）
3	人材銀行事業	厚生労働省
4	キャリア交流プラザ事業（平成 19 年度開始）	厚生労働省
5	キャリア交流プラザ事業（平成 22 年度開始）	厚生労働省
6	求人開拓事業（平成 19 年度開始）	厚生労働省
7	求人開拓事業（平成 20 年度開始）	厚生労働省
8	科学技術研究調査（平成 19 年度開始）	総務省
9	科学技術研究調査（平成 20 年度開始）	総務省
10	科学技術研究調査（平成 23 年度開始）	総務省
11	情報処理技術者試験（平成 19 年度開始）	経済産業省（（独）情報処理推進機構）
12	情報処理技術者試験（平成 21 年度開始）	経済産業省（（独）情報処理推進機構）
13	情報処理技術者試験（平成 22 年度開始）	経済産業省（（独）情報処理推進機構）
14	情報処理技術者試験（平成 23 年度開始）	経済産業省（（独）情報処理推進機構）
15	国民年金保険料の収納事業（平成 19 年度開始）	厚生労働省
16	国民年金保険料の収納事業（平成 20 年度開始）	厚生労働省
17	国民年金保険料の収納事業（平成 21 年度開始）	厚生労働省
18	国民年金保険料の収納事業（平成 22 年度開始）	厚生労働省
19	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（平成 20 年度開始）	法務省
20	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（平成 21 年度開始）	法務省
21	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（平成 22 年度開始）	法務省

番号	事業名	所管府省等
22	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（平成 23 年度開始）	法務省
23	東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業	文部科学省（（独）日本学生支援機構）
24	広島国際交流会館の管理・運営業務	文部科学省（（独）日本学生支援機構）
25	大阪第二国際交流会館の管理・運営業務	文部科学省（（独）日本学生支援機構）
26	兵庫国際交流会館の管理・運営業務	文部科学省（（独）日本学生支援機構）
27	在日外交官日本語研修	外務省（（独）国際交流基金）
28	経済産業省企業活動基本調査（平成 20 年度開始）	経済産業省
29	経済産業省企業活動基本調査（平成 21 年度開始）	経済産業省
30	独立行政法人国立病院機構医業未収金の支払案内等業務	厚生労働省（（独）国立病院機構）
31	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（平成 20 年度開始）	厚生労働省
32	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（平成 21 年度開始）	厚生労働省
33	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（平成 21 年度開始）（再公告）	厚生労働省
34	就労条件総合調査（平成 20 年度開始）	厚生労働省
35	就労条件総合調査（平成 21 年度開始）	厚生労働省
36	就労条件総合調査（平成 23 年度開始）	厚生労働省
37	牛乳乳製品統計調査（平成 20 年度開始）	農林水産省
38	牛乳乳製品統計調査（平成 23 年度開始）	農林水産省
39	生鮮食料品価格・販売動向調査（平成 20 年度開始）	農林水産省
40	生鮮食料品価格・販売動向調査（平成 23 年度開始）	農林水産省
41	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査	農林水産省
42	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（平成 23 年度開始）	農林水産省
43	通訳案内士試験事業（平成 21 年度開始）	国土交通省（（独）国際観光振興機構）
44	中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務	経済産業省（（独）中小企業基盤整備機構）
45	中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務（仙台校、瀬戸校、関西校、広島校）	経済産業省（（独）中小企業基盤整備機構）

番号	事業名	所管府省等
46	中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務（三条校、東京校、人吉校）	経済産業省（（独）中小企業基盤整備機構）
47	国際協力人材センターに係る業務	外務省（（独）国際協力機構）
48	「海外移住資料館」の管理・運営業務	外務省（（独）国際協力機構）
49	自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務	国土交通省（自動車検査（独））
50	自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務（再公告）	国土交通省（自動車検査（独））
51	自動車検査用業務に用いる機器の保守管理業務（平成23年度）	国土交通省（自動車検査（独））
52	自動車検査独立行政法人中央実習センター施設等管理・運営事業	国土交通省（自動車検査（独））
53	中央実習センターの管理・運営業務（平成23年度）	国土交通省（自動車検査（独））
54	情報通信政策研究所施設の管理・運営業務	総務省
55	財務本省研修所の管理・運営業務	財務省
56	税務大学校和光校舎における施設管理・運営業務	財務省
57	国土交通大学校（小平本校）の施設管理業務	国土交通省
58	国土交通大学柏研修センターの施設管理業務	国土交通省
59	国土交通大学柏研修センターの施設管理業務（再公告）	国土交通省
60	警察大学校の施設管理業務	警察庁
61	（独）都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務	国土交通省（（独）都市再生機構）
62	労働大学校の施設管理・運営業務	厚生労働省（（独）労働政策研究・研修機構）
63	東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務	文部科学省（（独）国立美術館）
64	環境省環境調査研修所施設の管理・運営業務	環境省
65	法務省浦安総合センター管理・運営業務	法務省
66	日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務（国立霞ヶ丘競技場）	文部科学省（（独）日本スポーツ振興センター）
67	日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務（国立代々木競技場）	文部科学省（（独）日本スポーツ振興センター）
68	日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務（国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター JISS・NTC）	文部科学省（（独）日本スポーツ振興センター）
69	外務省研修所の管理・運営業務	外務省

番号	事業名	所管府省等
70	見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J-messe)管理・運営業務(平成21年度開始)	経済産業省((独)日本貿易振興機構)
71	見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J-messe)管理・運営業務(平成23年度開始)	経済産業省((独)日本貿易振興機構)
72	海外旅行博覧会出展事業	国土交通省((独)国際観光振興機構)
73	公害健康被害補償業務の徴収業務	環境省((独)環境再生保全機構)
74	永田町合同庁舎の管理・運営業務	内閣府
75	中央畜産研修施設管理・運営事業	農林水産省((独)家畜改良センター)
76	森林技術総合研修所庁舎の管理・運営業務	農林水産省
77	独立行政法人国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務	消費者庁((独)国民生活センター)
78	(独)工業所有権情報・研修館民間向け研修運営業務	経済産業省((独)工業所有権情報・研修館)
79	経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務	経済産業省((独)経済産業研究所)
80	大学入試センター試験の出願受付業務・成績開示業務	文部科学省((独)大学入試センター)
81	独立行政法人労働者健康福祉機構医業未収金の支払案内等業務	厚生労働省((独)労働者健康福祉機構)
82	民間給与実態統計調査	国税庁
83	民間給与実態統計調査(平成23年度開始)	国税庁
84	独立行政法人国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業	消費者庁((独)国民生活センター)
85	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査	環境省
86	東京国立博物館等の施設管理・運営	文部科学省((独)国立文化財機構)
87	東京国立博物館の展示場における来館者応対等業務	文部科学省((独)国立文化財機構)
88	農業物価統計調査	農林水産省
89	内水面漁業生産統計調査	農林水産省
90	経済産業研究所データベース業務	経済産業省((独)経済産業研究所)
91	国営東京臨海広域防災公園維持管理業務	国土交通省
92	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務	国土交通省
93	駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務	防衛省((独)駐留軍等労働者労務管理機構)

番号	事業名	所管府省等
94	駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務（平成 23 年度開始）	防衛省（（独）駐留軍等労働者労務管理機構）
95	刑事施設の運営業務	法務省
96	消費動向調査（平成 22 年度開始）	内閣府
97	消費動向調査（平成 23 年度開始）	内閣府
98	国立科学博物館の施設管理・運営業務	文部科学省（（独）国立科学博物館）
99	自治大学校施設の管理・運営業務	総務省
100	消防大学校施設の管理・運営業務	総務省
101	税関研修所及び関税中央分析所の管理・運営業務	財務省
102	経済産業研修所の管理・運営業務	経済産業省
103	ビジネスライブラー運営業務	経済産業省（（独）日本貿易振興機構）
104	アジア経済研究所図書館運営業務	経済産業省（（独）日本貿易振興機構）
105	農林水産研修所（旧食料技術研修館含む）の管理・運営業務（現 農林水産研修所本所）	農林水産省
106	建設関連業等の動態調査	国土交通省
107	環境省新宿御苑の維持管理業務	環境省
108	大山・隠岐国立公園大山寺及び榎水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務	環境省
109	物品調達業務（再公告）	厚生労働省（（独）国立病院機構）
110	公認会計士試験事業	金融庁
111	湯島地方合同庁舎の管理運営業務	財務省
112	中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運営業務	総務省
113	東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務（国税局）	財務省
114	中央合同庁舎第5号館の管理・運営業務	厚生労働省
115	農林水産省本省庁舎等の施設管理・運営業務	農林水産省
116	国際交流基金の日本語国際センターの施設管理及び運営業務	外務省（（独）国際交流基金）
117	外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務	法務省

番号	事業名	所管府省等
118	地方入国管理局等の在留手続の窓口業務	法務省
119	財務局の未利用国有地の管理等業務	財務省
120	診療放射線技師国家試験事業外5試験事業	厚生労働省
121	空港土木施設維持修繕工事	国土交通省
122	航空交通管制機器等保守業務	国土交通省
123	航空灯火施設維持工事	国土交通省
124	外務省庁舎等施設管理業務	外務省
125	東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務	財務省
126	経済産業省庁舎の管理・運営業務	経済産業省
127	特許庁舎の管理・運営業務	経済産業省
128	中央合同庁舎第3号館施設管理業務	国土交通省
129	防衛省施設（市ヶ谷地区等4か所）の管理・運営業務	防衛省
130	財務局の普通財産の管理処分等業務	財務省
131	（発注者支援業務）積算技術業務	国土交通省
132	（発注者支援業務）工事監督支援業務	国土交通省
133	（発注者支援業務）技術審査業務	国土交通省
134	（公物管理補助業務）河川巡視支援業務	国土交通省
135	（公物管理補助業務）河川許認可審査支援業務	国土交通省
136	（公物管理補助業務）ダム管理支援業務	国土交通省
137	（公物管理補助業務）堰・排水機場管理支援業務	国土交通省
138	（公物管理補助業務）道路巡回業務	国土交通省
139	（公物管理補助業務）道路許認可審査適正化指導業務	国土交通省
140	用地補償総合技術業務	国土交通省
141	計量士国家試験の試験実施業務	経済産業省

